大学番号　５

平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平　成　２１　年　６　月

国 立 大 学 法 人

帯　広　畜　産　大　学

○ 大学の概要

（１）現　況

①　大学名　　国立大学法人帯広畜産大学

②　所在地　　北海道帯広市稲田町

③　役員の状況
学長名　長　澤　秀　行（平成20年１月１日～平成23年12月31日）
理事数　３名（内１名非常勤）
監事数　２名（非常勤）

④　学部等の構成

学部	畜産学部
研究科	大学院畜産学研究科（博士課程・修士課程） 岐阜大学大学院連合獣医学研究科（博士課程） （構成大学として参加） 岩手大学大学院連合農学研究科（博士課程） （構成大学として参加）
全国共同利用施設	原虫病研究センター※
学内共同教育研究施設	地域共同研究センター、畜産フィールド科学センター、大動物特殊疾病研究センター
教育研究支援組織	附属図書館、保健管理センター、大学教育センター、全学研究推進連携機構、情報処理センター、放射性同位元素実験室
技能教育組織	別科（草地畜産専修）
その他	事務局

注）※は、全国共同利用の機能を有する附置研究所等を示す。

⑤　学生数及び教職員数（平成20年５月１日現在）

（学生数）	畜産学部	1,155名	（ 7名）
	畜産学研究科	164名	（31名）
	別　　科	41名	（ 0名）
（教職員数）	教　　員	129名	
	職　　員	96名	

注）学生数の（　）内は内数で留学生を示す。

（２）大学の基本的な目標等

①　中期目標の前文
国立大学法人帯広畜産大学は、「実践的教育の充実」、「世界をリードする研究者の養成」、「地域社会並びに国際社会との連携」を理念とする世界最高水準の獣医・農畜産系大学を目指すため、以下の３つを基本的な目標とする。
・　世界をリードする高度専門職業人の養成を強化する教育の充実を目指す。
・　環太平洋・アジア地域におけるトップレベルの獣医・農畜産学融合分野の学術研究拠点となることを目指す。
・　地域社会並びに国際社会の発展に幅広く資するため、教育、文化及び社会に係るニーズを的確にとらえ、個性や特性を活かした国際的水準の成果・専門知識の提供及び高度な技術の移転など強固な連携関係の構築を目指す。

②　本学の特徴
本学は、昭和16年に帯広高等獣医学校として創立し、昭和24年に国立学校設置法により国立大学唯一の獣医農畜産学系単科大学として設立された。以来、畜産学及び農業諸科学分野の増設、整備・再編を行い、昭和42年に大学院畜産学研究科修士課程を開設し、平成２年及び６年には、それぞれ岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程及び岩手大学大学院連合農学研究科博士課程の構成大学として、高度な専門職業人や研究者の育成を担っている。

平成８年には、学内共同教育研究施設「地域共同研究センター」を設置して民間機関等との共同研究など社会との連携を強化した。そして平成12年には我が国の獣医・農畜産系大学では唯一の全国共同利用施設「原虫病研究センター」を設置し、最先端科学研究の分野で世界に向けて着実に研究成果を挙げており、平成14年度に原虫病研究センター教員を中心とした研究組織が、我が国の生命科学領域において21世紀COEプログラム28研究拠点の一つに選ばれている。原虫病研究センターは、同プログラムにより推進した原虫病研究の成果が認められ、平成19年５月に３種類の原虫病（ウマピロプラズマ病、ウシバベシア病、スーラ）に関する、国際獣疫事務局（OIE）のリファレンス・ラボラトリーに認定されたほか、原虫病の世界的研究拠点を形成する一環としてOIEコラボレーティング・センターの申請を行い、平成20年５月のOIE総会で承認された。さらに、平成20年度には前述の21世紀COEプログラムの評価・検証を踏まえ、本学の大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻教員を中心とした研究組織が応募した「学際、複合、新領域」分野において、グローバルCOEプログラム12研究拠点の一つに選ばれた。

平成18年には、我が国における緊急重要課題である「食の安全確保」に関する獣医領域及び畜産領域の融合分野による基礎研究開発、実践技術習得を目的とした食料安全保障に貢献する高度人材育成のため、大学院畜産学研究科に畜産衛生学専攻博士課程を設置した。また、平成20年には、「平成20年度教育改革」として、学部段階における獣医領域及び畜産領域の融合教育の展開を目的

とした畜産学部の「学科制から課程制への変更」、学部・研究科を通じた一元的な教員所属組織としての「研究域の創設」等を実施し、教育研究組織の整備・充実を進めている。

本学が立地している十勝圏は、我が国の食料基地、循環型農畜産業の先進地域として発展することが特に期待されており、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター芽室研究拠点、北海道立十勝農業試験場、北海道立畜産試験場、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターなどの試験研究機関があり、本学はそれら研究施設と連携を深めながら教員の基礎研究成果を学生達が一緒になって応用展開する実学重視の人材育成を展開し、国内はもとより外国（特に開発途上国）の農畜産業の発展に大きく貢献してきた。

本学の理念である人間と自然が共生する社会において、「食の生産向上と安全性」を基本とする農畜産物生産から食品衛生及び環境保全に至る一連の研究教育を通じ、人類の健康と福祉に貢献することを目的に、世界最高水準の獣医・農畜産学の学術研究拠点の形成、国際的高度専門職業人の養成に向けた教育の充実強化、地域や国際社会の発展に資する専門的知識技術の移転を中期目標に掲げ、大学全体の水準向上・活性化を推進している。

（３）大学の機構図

①　平成19年度末現在

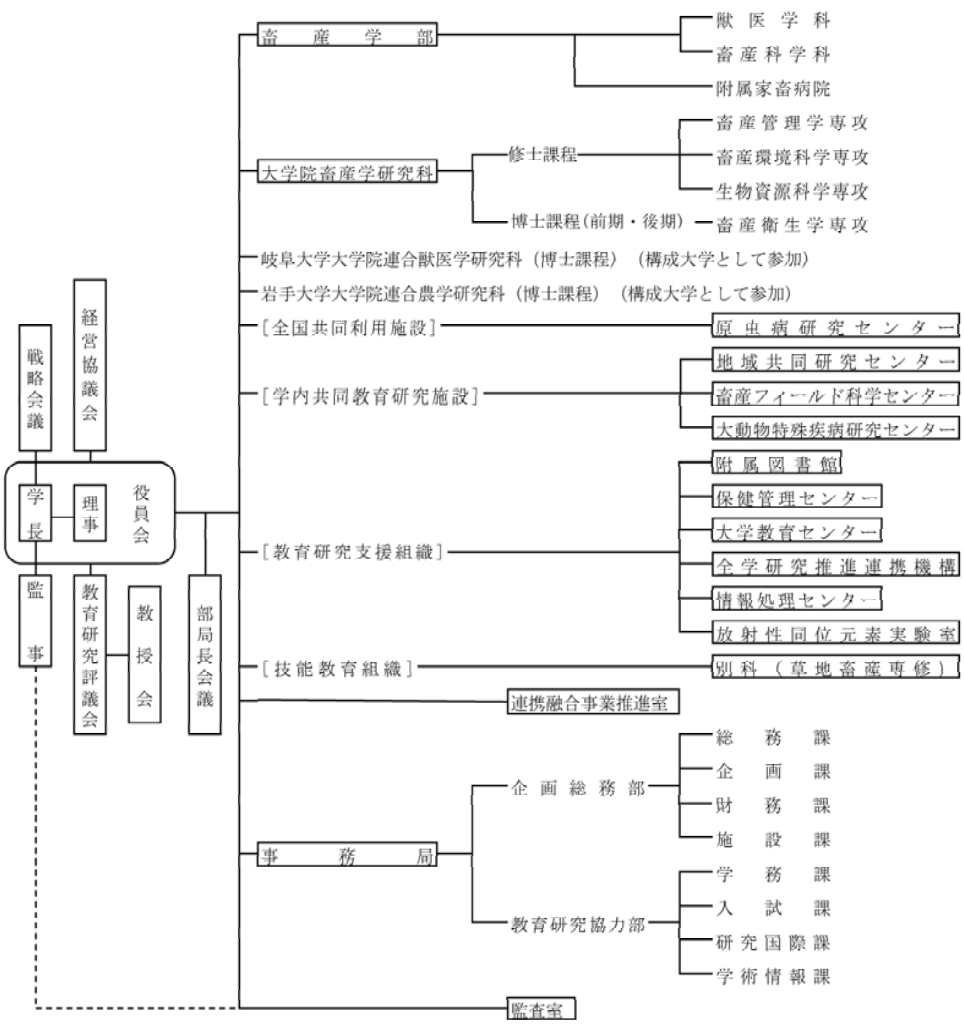

②　平成20年度末現在

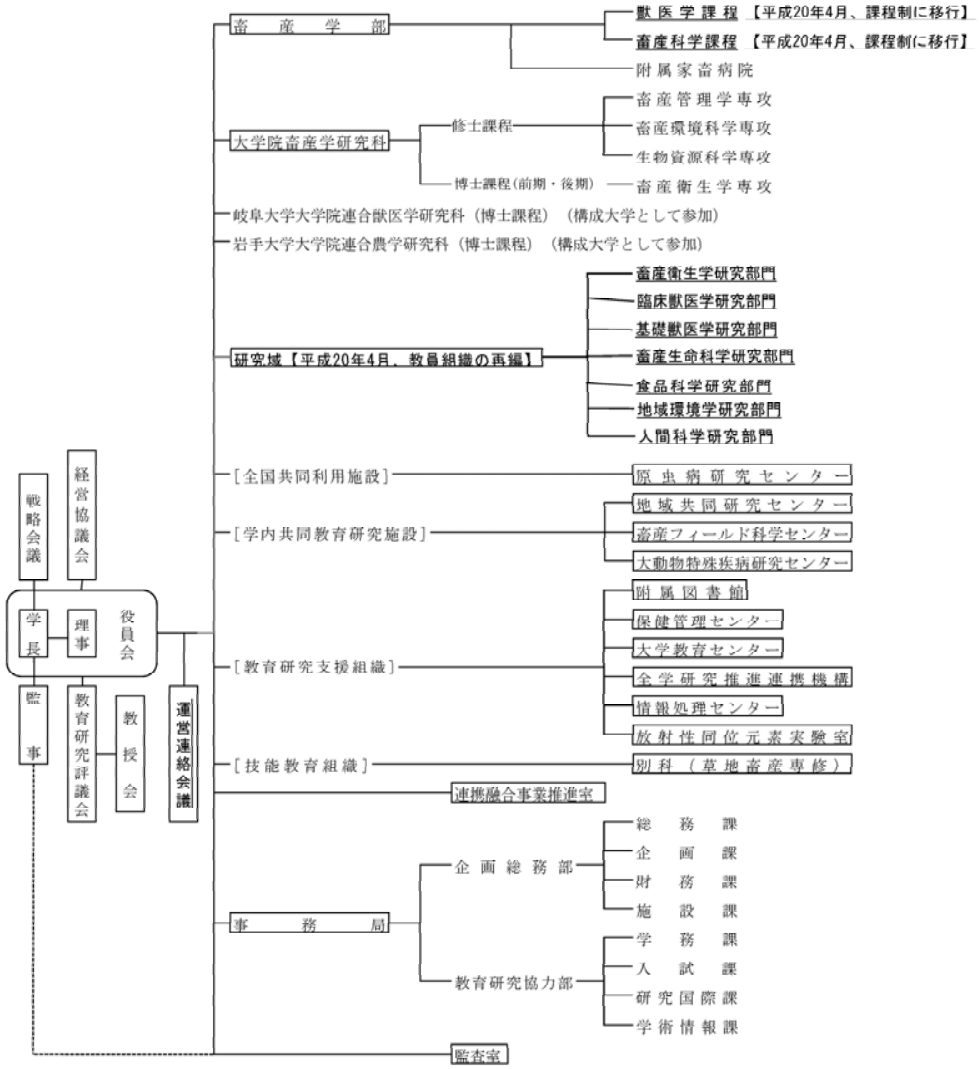

※　下線部は、平成20年度に組織改編を行った組織を表し、【　】内に改編の時期及び内容を表す。

○　全体的な状況

本学の基本理念は、「実践的教育の充実」、「世界をリードする研究者の養成」及び「地域社会並びに国際社会との連携」により世界最高水準の獣医･農畜産系大学を目指すことである。

この基本理念に基づく中期目標に沿って、平成20年度は学部段階における獣医・農畜産融合の教育推進を目的とした畜産学部の課程制への移行、学部・大学院を通じた一元的な教員組織である「研究域」を設置し、「学士課程教育」「修士課程教育」「博士課程教育」の各課程に参画することを柱とする「平成20年度大学改革」を実施した。

また､「グローバルCOEプログラム」をはじめとする大型競争的資金の獲得と「大学院教育改革支援プログラム」をはじめとする人材育成事業の採択、従来より行ってきた「科学技術振興調整費　地域再生人材創出拠点形成」をはじめとする人材育成事業推進により、研究・人材育成の両面による事業を推進した。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

○　学長の執行機能の強化と機動的・戦略的な運営体制の構築

学長補佐体制として位置付けていた学長補佐室を廃止し、理事が兼務する副学長２名の他に、担当を明確にした副学長３名を置き、理事と副学長を中心とした機動的な学長補佐体制とするとともに、これらを中心とした「学長室」が設置され、大学運営に関する戦略的事項の検討及び企画立案を行う体制とした。また、新しい教員組織である「研究域」設置に沿った教育研究評議会の構成員を変更するとともに、運営連絡会議及び部門会議を設置し、両会議を活用して大学運営における学内合意形成等に係る意思疎通手段を改善した。

○　戦略的な資源配分の実施

教員人事は、「後任人事」を廃止し、欠員を機械的に補充する方式ではなく、戦略的に補充が必要な教育研究分野に係る方針を案件ごとに策定し、中期目標・中期計画の重点領域を中心に学長が決定している。

財政資源の配分については、学長が予算配分の基本方針を策定し、経常的経費と戦略的経費に区分した上で予算配分を行っている。経常的経費に区分される教育研究経費は、各教員からの予算要求と大学教育センターにおける査定を踏まえて傾斜配分を行い、戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費等の配分は、申請基準の見直しや配分総額の増額等を行い、学長が採択課題を決定して資源配分を行っている。

平成20年度は、前年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させ、戦略的な資源配分を実施したほか、優れた業績をあげた研究者に対し、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを付与した。

(2) 財務内容の改善

○　人件費管理を中心とする財政運営計画の策定

平成19年３月に、組織の活性化と人件費抑制に配慮した、「財政運営計画－人件費を中心として－」を策定した。本計画では、基礎的収益に対する人件費比率の上限を定め、中期目標・計画期間の人事管理計画、人員削減数を策定している。

平成20年度は、本計画に基づき、人員管理を行い、人件費削減目標を達成した。

○　外部研究資金の獲得に向けた取組

科学研究費補助金の獲得に向け、申請書作成手引きの学内ホームページへの掲載、２回に渡る科学研究費補助金制度説明会の開催、審査委員の経験のある名誉教授を事前審査員に委嘱し、申請書の助言を行うなどの措置を講じた結果、前年度15.4%から22.9%に採択率が上昇した。また、地域共同研究センターを中核として、大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能の充実・強化に努め、平成20年度には、農林水産省及び経済産業省の競争的資金を獲得した。さらに、国際的視点に立った「グローバルCOEプログラム」が採択された。

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○　大学情報の積極的な発信

広報室において、本学ホームページに掲載されている情報公開や概要の統計資料等について、情報の収集・整理を一元的に行い随時更新するとともに、教員一覧、トピック等の資料等を調査・整理しホームページで公開し、効果的な情報発信を行った。そのほか、報道関係機関等の取材申込等の迅速な対応を行っている。

○　改革サイクルの確立のための自己点検・評価システムの構築と体制整備

平成18年度から、年度計画の進捗状況に関し、年度途中に中間評価を実施し、確実な計画達成を促すとともに、中間評価の結果を踏まえて次年度計画の策定作業を行っている。これにより、年度終了時の全学的見地からの横断的な点検・評価と合わせ、評価から計画策定に至るサイクルを確立した。平成18年度に設置された企画評価室に、平成20年度には、新たに就任した企画評価担当副学長を室長とし、評価結果を踏まえた大学運営改善を推進する体制を整備した。

(4) その他業務運営に関する重要事項

○　施設マネジメントの推進

「キャンパスマスタープラン2006」及び「帯広畜産大学施設環境整備５ヶ年計画」に基づき、家畜病院増築事業において、目的積立金を充当し、国の予算と適切に組み合わせた新たな整備手法により、工事を実施し、平成21年３月に完成した。また、学生寄宿舎改修事業において、国の予算と目的積立金並びに金融機関からの長期借入金による整備を実施する計画として、工事の発注準備を進めた。同事業は平成21年度に実施することとなった。

○　危機管理の体制整備等

平成18年度に危機管理を総合的・計画的に進めるため、通常時の予防的観点を含めた危機管理体制及び危機事象発生時の対処方法等を定めた危機管理規程を制定するとともに、全学的リスクマネジメント組織として危機管理室を設置し、危機管理の体制整備を行った。

また、平成19年度に整備した危機管理ガイドラインに基づき、各危機事象に対するマニュアルの整備を進め、平成20年度は平成21年３月に学生・教職員の海外渡航における海外危機管理マニュアルを策定した。

Ⅱ　教育研究等の質の向上

(1) 教育の質の向上

○　平成20年度大学改革：畜産学部の課程制への移行と研究域の設置

平成14年に行った学科統合等を内容とする教育研究組織改革の効果等を見直し、中期目標・計画のうちの重要戦略課題として、学部教育の充実、教育・研究組織の整備について検討を進めた。

平成20年度は、学部段階における獣医・農畜産融合の教育を推進するため、学科制から課程制に移行し、専門教育コースである「ユニット」及びカリキュラムの大幅な改編を行った。また、学部・大学院を通じた一元的な教員組織である「研究域」を設置し、学部・大学院の教育を担当する教員は、研究域に所属して「学士課程教育」「修士課程教育」「博士課程教育」の各課程教育に参画するシステムを開始した。

○　「大学院教育改革支援プログラム」の採択

平成18年度に採択された「魅力ある大学院教育」イニシアティブ(大学院GP)の実績を基盤として、平成20年度に申請した大学院教育改革支援プログラムに採択され、畜産学研究科畜産衛生学専攻による「食の安全確保」のための「国際標準」に適切かつ迅速に対応できる人材育成教育を発展的に改革する体制を構築した。

○　「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP)」の採択

畜産学部獣医学課程で従来行ってきた大動物臨床獣医師育成を基盤として、平成20年度に申請した「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP)」に採択され、実践的診療技術と論理的な問題解決能力および高いコミュニケーション能力を有する大動物臨床獣医師を養成すべくプログラムを推進している。

○　「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の採択

本学の畜産学研究科畜産衛生学専攻の学習環境、実習環境を活用し、教育プログラムを実施することとして平成20年度に申請した「食品衛生に関わる人材育成プログラム」が採択され、受講対象者を特に限定しない再就職を求める社会人を対象に、生物学的危害（食品有害微生物）に対する専門知識、危害分析及び衛生管理能力を持った人材の育成を目的として３種類の育成コース教育プログラムを開始した。

○　「戦略的大学連携支援事業」の採択

本学、酪農学園大学及び北海道大学でそれぞれ行ってきた食の安全・安心に関する教育、研究活動について連携すべく、平成20年度に酪農学園大学を代表機関として申請した「戦略的大学連携支援事業」に採択され、食の安全・安心の基盤である農業生産と食品生産のあり方を体系的に追求する問題解決型学問領域を「食の安全・安心基盤学」として確立するプログラムを開始した。

(2) 研究の質の向上

○　グローバルCOEプログラムの採択

畜産衛生学専攻、原虫病研究センター、大動物特殊疾病研究センターを中核とし、「学際、複合、新領域」で申請していた『「アニマル・グローバル・ヘルス」開拓拠点』が採択された。これにより21世紀COEプログラムの成果を基盤に、獣医学と畜産学が融合した「国際畜産衛生学」の世界的中核教育研究拠点を目指し、新たに構築した23の機動的教育研究単位「セルユニット」を編成して本プログラムを開始した。

○　原虫病研究センターにおける全国共同利用の推進とOIEコラボレーティング・センターの認定

全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターでは、国内外の関連研究機関との連携による共同研究を推進した。また、平成17年度に国際監視部門を新設し、任期付き教員４名を採用し組織を強化した。

これまでの、原虫病研究センターでの研究成果が認められ、平成19年５月に同センターは、ウマピロプラズマ病、ウシバベシア病、スーラに関する国際獣疫事務局（OIE）のリファレンス・ラボラトリーとして認定されたほか、原虫病の世界的研究拠点を形成する一環としてOIEコラボレイティング・センターの申請を行い、平成20年５月のOIE総会で承認された。

○　スクラム十勝の活動を通じた地域と連携した研究活動の推進

平成16年度から地域における畜産業の問題解決のため、十勝管内の公設試験研究機関と「スクラム十勝」を設立し、連携協力を推進している。

平成20年度には、「第４回スクラム十勝シンポジウム」の実施のほか、構成機関を主体とした都市エリア産学官連携促進事業の発展型事業にコア研究機関として応募して不採択となったが、事業内容から１年間の調査事業として研究を継続することになった。来年度の採択に向けた事業計画立案にコア研究機関として参画し、平成21年度から５年間の事業計画を策定して応募した。

(3) 社会との連携、国際交流

○　「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業の実施

平成19年度から実施している帯広市が策定した地域再生計画と連携して、十勝圏の地域特性を活かし、食品の安全、健康を考慮した食品加工品の創出等に向けた人材を育成する文部科学省の科学技術振興調整費＜地域再生人材創出拠点形成＞「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業において、平成20年度にはプレイヤー研修生、コーディネーター研修生を新たに受け入れるとともに、プレイヤー研修生、２年間の研修を終えたコーディネーター研修生を修了生として送り出した。

○　地域貢献推進事業の推進

大学開放事業、公開講座、出前講座等を積極的に推進し、スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）事業による北海道帯広柏葉高等学校連携講座、協力協定に基づく北海道帯広農業高等学校との連携事業、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト（SPP）事業による教員研修等を実施した。

○　積極的な国際協力の展開と連携融合事業の推進

これまでの本学の国際協力活動及び地域貢献活動が高く評価され、平成17年にJICAと大学としては初となる連携協力協定を締結し、集団研修コースの実施、海外短期派遣専門家としての教員派遣、青年海外協力隊短期派遣制度を利用した学生の海外派遣等多くの国際協力事業を推進し、平成19年度にはJICA理事長賞を受賞した。平成18年度には、国内大学としては初、世界でも２校目となるIIEPとの連携協力協定を締結し、IIEPへのインターンシップ派遣等を実施している。

また、平成20年度には、JICA草の根技術協力事業「マラウイ耕畜連携システムによる食料の生産性向上と安定的確保」の採択により、専門業務チームを設置し、マラウイ国の予備調査を実施した。

○　項目別の状況

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
①　運営体制の改善に関する目標

中期目標	
	・　学長のリーダーシップのもと、全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備する。 ・　自己点検・評価により各審議機関の在り方を検証し、必要に応じ見直しを行う。 ・　教員の教育研究活動以外の負担を軽減し、人的資源を有効に活用する。 ・　大学運営に外部の意見を積極的に反映させるための取組を進める。 ・　内部監査を適切に実施し、業務運営の改善に努める。

中　期　計　画	年　度　計　画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○　全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 【1】 ・　学長が示した基本方針に基づき、役員会が経営戦略を策定し、経営協議会の審議を経て学長が決定する。	○　全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 【1】 ・　中期目標期間中の経営戦略について、前年度の評価結果や情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行う。	Ⅲ	・　人事管理に関する戦略的方策として掲げる「任期制の拡大」について、平成19年４月以降新たに採用する助教への任期制適用拡大が順次進行しており、本年度は新たに８名もの助教を採用した。 ・　「教職員数の削減」については、国の行財政改革、運営費交付金の削減等に対応するため、財政運営改・財政運営計画による人件費削減の確実な実行として、平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度１％の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数１、事務系職員数２を削減し、常勤職員数238名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。 ・　「戦略的配置」について、平成19年度から平成20年度の大学改革として教育研究活動の活性化を踏まえた教員の配置について検討を行い、平成20年４月に学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織「研究域」を創設した。「研究域」は、獣医・農畜産融合の教育研究を推進するのに必要な領域で区分する「部門」によって構成し、教員の研究活動は原則として部門を単位として行うこととした。また、学部・大学院の教育を担当とする教員は、研究域に所属して「学士課程教育」「修士課程教育」「博士課程教育」の各課程教育に参画することとした。 ・　予算面に係る戦略的方策として掲げる「戦略的な予算配分の実施」について、経常的経費に区分される教育研究経費の配分を各教員からの予算要求と、大学教育センターにおける査定に基づく傾斜配分により継続して実施した。 ・　戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費の配分については、前年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させ、戦略的な資源配分を実施したほか、優れた業績をあげた研究者に対し、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを付与した。 ・　学内の重点整備事項を実施するための資源配分上の具体的方策として平成19年度に策定した「目的積立金使用方針」に基づき、本年度は家畜病院増築事業に130百万円を充てる事を役員会で決定し、整備した。また、平成21年度に工事が実施される学生寄宿舎改修事業に関して、250百万円を充当することを決定した。 ・　家畜病院の改修及び増築事業に伴い、施設環境改善検討ＷＧを設置し、家畜病院運営委員会とともに施設の現況調査をもとに「家畜病院の運営に係る目標設定	

			及び施設改善整備事業の方針」を取りまとめ、工事を実施し、平成21年３月に完成させた。 ・　学生寄宿舎改修事業おいて、学内の多くの意見を取り入れるため、学生及び保護者に対してのアンケート調査及び学生寮代表との協議等を実施し、改修計画の参考とするとともに、学生寄宿舎改善ＷＧを設置し、改修規模の設定や管理運営等について検討した。 ・　学内外の意見を反映させる取組として、キャンパスマスタープランについて、日本建築学会都市計画委員会のキャンパス計画小委員会（http://news-sv.aij.or.jp/toshi/s1/）に意見を求める取り組みを計画しており、平成21年度の実施に向け、詳細を検討した。	
○　運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 【2】 ・　経営協議会、教育研究評議会の構成員、規模等運営体制の改善点・問題点を検証し、必要に応じて見直しを行う。	**○　運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策** 【2】 ・　経営協議会、教育研究評議会の構成員、規模等運営体制の改善点・問題点を検証し、必要に応じて見直しを行う。	Ⅲ	・　平成20年４月から一元的な教員所属組織である「研究域」を設置するのに伴い、教育研究評議会の構成員を学長、理事、副学長、事務局長、研究域の各部門長、副部門長及び各センター長を構成員としたことにより、大学運営における学内の合意形成等の意思疎通手段を改善した。 ・　また、平成20年４月に設置した運営連絡会議により、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等の審議事項・審議結果を各部門長・センター長を通じて学内構成員に円滑に伝達するとともに、学内の合意形成に活用している。また、運営連絡会議での各種委員会等の説明事項を精選し、効率的な会議運営に努めた。	
【3】 ・　学長補佐体制を見直し、学長の執行機能の整備充実を図る。	【3】 ・　副学長を含めた学長補佐体制を見直し、学長の執行機能の整備充実を図る。	Ⅲ	・　学長補佐体制として位置付けていた従来の学長補佐室（学長特任補佐、学長補佐）を廃止し、平成20年４月から、理事が兼務する副学長２名の他に、担当を明確にした副学長３名（企画評価担当、学部教育担当、地域連携・国際協力担当）を置き、大学運営上の管理責任を持ち、各種委員会の長等の役割を副学長５名で担う体制に移行し充実させた。これにより、学長補佐体制は、理事・副学長を中心とした体制に整理され、特定課題の調査研究スタッフについては、機動性を重視し、これまで、学長補佐として固定していた構成員で行っていた体制から、学長の指示を受けた理事・副学長のもとで各種委員会等の構成員及び事案に応じて招集されるスタッフによって運営されている。また、大学運営に関する戦略的事項等を検討する組織として、当該副学長を構成員とする「学長室」が設置され、大学運営に関する戦略的事項等を検討している。	
【4】 ・　学内の各種委員会の改善点・問題点を検証し、必要に応じて整理統合を行うとともに、審議事項の見直しを図る。	【4】 ・　学内の各種委員会の構成員、審議事項等、運営上の改善点・問題点を認識した場合は、速やかに改善を図り、より効果的・機動的な運営に努める。	Ⅲ	・　平成19年度に実施した戦略会議等で各種委員会の構成員の選出方法等を踏まえ、各部局において構成員を選出する委員会数を縮減し、学長の指名により構成員を選出する委員会を増やすこととし、教員の教育研究活動以外の負担軽減及び大学運営等への参画機会の適正化を図った。また、運営連絡会議において、各種委員会等の説明事項について精選し、効率的な会議運営に努めた。 ・　有害廃棄物処理委員会において、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織の見直しを行い、有害廃棄物の処理について現状を分析し、処理の外部委託の実施や規程案の見直しなどを含め、問題点の整理を行った。また、化学物質の管理を含め、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織整備について	

			検討を行い、平成21年度に組織整備（案）をまとめることとした。	
○　教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策【5】 ・　教員と事務職員等との役割分担を見直すとともに、教員と事務職員が一体となったオフィスシステムの導入など教員組織と事務組織との連携を強化する。	○　教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策【5】 ・　オフィスシステムの見直しを図り、業務運営の一層の効率化を推進する。	Ⅲ	・　平成20年４月に、新しい理事・副学長を長として学内の各種委員会、オフィス等について構成員、審議事項等を見直し、教員と事務職員等による一体的な運営を推進した。 ・　国際協力推進オフィスにおいて、今年度新たにJICAから受託した「良質な牛乳生産のための乳牛の飼養管理コース」専門業務チーム、JICA草の根技術協力事業「マラウイ耕畜連携システムによる食料の生産性向上と安定的確保」が採択されたことに伴う「草の根技術協力事業」専門業務チーム、国際連合ユネスコ国際教育計画研究所（IIEP）との連携協力協定に基づく国際ワークショップを平成21年度に開催することに伴う「IIEP連携協力機関による国際ワークショップ」専門業務チームを新たに設置した。これら３つの専門業務チームは、既存の専門業務チームと同様に全て教員と事務職員で構成し、教職員一体となって効率的に業務を推進した。 ・　戦略マネジメント室において、競争的資金に関する公募情報の案内等を大学ホームページにより積極的に行った。また、組織的な取り組みの推進について検討を重ね、平成21年度以降に具体的な申請を行う予定としている。 ・　知的連携企画オフィスにおいて、地域共同研究センター、地域貢献推進室を含めた組織の見直しについて検討を行ったが、更なる検討が必要と判断し、関連する規則等の見直しも含めて平成22年４月の新組織設置を目指して引き続き検討することとした。 ・　施設環境マネジメントオフィスにおいて、環境、整備、計画などの分野毎に、抽出・審議された事項である外灯整備や外来者の誘導など利便性が悪い総合研究棟Ⅲ号館６階事務室の１階への移行など、意見をボトムアップし、整備を推進した。	
○　全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策【6】 ・　役員会の審議を経て学長が予算配分の基本方針を策定し、これを基に学内各部局等からの要求に対して経営戦略に基づいた査定により全学的視点から予算配分案を策定し、経営協議会、役員会の審議を経て学長が配分する。	○　全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策【6】 ・　役員会の審議を経て学長が予算配分の基本方針を策定し、これを基に学内各部局等からの要求に対して経営戦略に基づいた査定により全学的視点から予算配分案を策定し、経営協議会、役員会の審議を経て学長が配分する。	Ⅲ	・　昨年度以前から引き続き、学長が予算配分の基本方針を策定し、支出予算を経常的経費と戦略的経費に区分した上で、学内各部局等からの予算要求に対して、中期目標・中期計画等に照らして経営戦略に基づく査定を行い、「予算実施計画」として全学的視点から予算配分案を策定し、経営協議会、役員会の審議を経て予算配分を行い、戦略的かつ重点的な予算の執行を行った。 ・　経常的経費に区分される教育研究経費については、昨年に引き続き配分各教員からの予算要求と、大学教育センターにおける査定に基づく傾斜配分を継続して実施した。 ・　戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費の配分については、前年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させ戦略的な資源配分を実施したほか、優れた業績をあげた研究者に対し、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを付与した。また、外部資金による間接経費をプロジェクト経費などの戦略的経費として重点的に配分した。	
○　学外の有識者・専門家の登用	○　学外の有識者・専門家の登用			

に関する具体的方策 【7】 ・　経営協議会の学外委員の選考を適切に行い、組織の活性化に努める。	に関する具体的方策 なし（平成19年度に選考し、平成20年４月に委嘱した経営協議会の学外委員の任期が平成22年３月までであり、今年度は本人の都合による中途の辞任や、特別な理由による委員の増員がない限り、学外有識者等を選考する予定はないことから、計画する事項なし。）	－	・　平成20年度は、任期満了に伴う経営協議会学外委員の選考は行わなかったが、深野北海道経済産業局長の異動による経営協議会委員の辞職に伴い、産学官連携の更なる推進を図る観点から、引き続きの北海道経済産業局の協力を必要とすることから後任の山本北海道経済産業局長に委嘱した。	
【8】 ・　国際交流や産学連携を行う分野への職員採用については、民間登用などを含め、専門的知識を有する者を選考により積極的に登用する。	【8】 なし（平成19年度から連携融合推進室において参事役、特任教授を採用）	Ⅲ	・　国際交流分野において、昨年に引き続き独立行政法人国際協力機構（JICA）等の他機関との連携による国際連携事業を推進するため、連携融合事業推進室を設置し、専門家２名を参事役として採用するとともに、本学定年退職教員を同室の特任教授として採用した。また、海外交流校との各種連絡及びユネスコのアジア・太平洋地域教育開発計画（APEID）事業である帯広農村開発教育国際セミナー等外国人を招へいする事業の円滑な運営に資するため、国際協力推進担当の非常勤専門職を昨年に引き続き採用した。平成20年５月に当該専門職が辞職をしたが、直ちに後任補充を公募し、選考により平成20年７月に後任者を採用した。 ・　産学連携分野において、昨年に引き続き文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点形成　十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業を円滑に実施するため、民間企業の実務者３名を非常勤職員として採用するとともに、地元企業情報に詳しい帯広信用金庫から職員１名を派遣してもらい、地元企業との産学連携に寄与した。また、文部科学省産学官連携コーディネーター１名とNEDOフェロー１名を地域共同研究センターに配置し、両名によるコーディネーター活動により、学内シーズと地元企業等ニーズのマッチングを行った。	
○　内部監査機能の充実に関する具体的方策 【9】 ・　内部監査について、毎回重点項目を設定し実施するとともに指摘事項の改善状況調査を厳格に行う。また、必要に応じ、監査の実施方法について検証し見直しを行う。	○　内部監査機能の充実に関する具体的方策 【9】 ・　内部監査について、重点項目を設定し実施するとともに、指摘事項に対する改善方法等について検証し、必要に応じ、監査の実施方法について見直しを行う。	Ⅲ	・　昨年度制定した監査室内部監査規程に基づき、年度監査計画及び監査実施計画を作成し、当該計画に基づいた計画的な内部監査を実施した。本年度に実施したものは、下記のとおりである。 ・学生に対する旅費及び謝金等の支給実績 ・教員等個人あて寄附金 ・科学研究費補助金 ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備 ・平成19年度における100万円以上の物品購入契約等 ・　監事が大学の現状を把握するため、研究組織の長等から施設の概要等のヒアリング及び授業見学を下記のとおり実施した。また、業務実地監査として、教職員の評価制度についてヒアリングを実施した。 ・地域共同研究センター ・大動物特殊疾病研究センター ・原虫病研究センター ・畜産フィールド科学センター ・附属家畜病院 ・部門長等（畜産衛生学研究部門、臨床獣医学研究部門、基礎獣医学研究　部門） ・授業見学（経済学概論、獣医解剖学実習Ⅳ）	

			・　監事会計監査として平成20年６月に科学研究費補助金、平成20年12月に受託研究費の申請手続き及び執行状況等について、監査を実施した。 ・　監事及び会計監査人との連携については、三者によるミーティングの実施や会計監査人の指摘事項等に対する対応等をとりまとめるなどのフォローアップを行い、効率的な監査を実施した。	
			ウェイト小計	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
②　教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	・　教育研究の進展や社会のニーズに応じ、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。

中　期　計　画	年　度　計　画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○　教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策【10】 ・　自己評価を基に、必要に応じ学部・研究科等の再編、教員の適正配置のための全学的な組織改革計画を学長が定める基本方針に基づき、役員会が策定し学長が決定する。	○　教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策【10】 ・　学部、研究科等の再編、教員の適正配置のための全学的な組織改革計画は、学長が定める基本方針に基づき、役員会が策定する。	Ⅲ	・　教育・研究の整備充実に係る中期目標・計画のうちの重要戦略課題として設定している、①「学部教育の充実」、④「教育・研究組織の整備」について、「平成20年度教育改革」として平成19年度に検討を行った改革を実行し、畜産学部への課程制の導入及び一元的な教員所属組織として「研究域」を平成20年４月に設置した。 ・　また、②「大学院博士課程の設置・博士課程教育の推進及び修士課程教育の充実」については、修士課程において、大学院教育の実質化を実現するため、畜産衛生学専攻を除く３専攻について、平成22年度改組に向けて、平成20年６月に設置された「大学院畜産学研究科３専攻再編ＷＧ」において検討した。同ＷＧにおいて８回に渡る検討の結果、３専攻再編の方向性、カリキュラム等について、「人材養成目標の明確化」と「教育プログラムに重点をおいた大学院教育」を再編の基本方針とする「大学院畜産学研究科３専攻再編検討ＷＧ中間まとめ」を10月に学長室に報告した。 ・　さらに、③「別科の在り方の検討」については、「別科の将来構想検討WG」において別科の将来的な教育ビジョンを示すとともに、カリキュラムの見直しについて６回に渡り検討し、学長に答申した。	
○　教育研究組織の見直しの方向性【11】 ・　平成14年度に実施した大学改革の効果を検証し、必要に応じて学部の既存の教育組織と研究組織との連携に関する見直しを行う。	○　教育研究組織の見直しの方向性【11】 ・　獣医・農畜産学融合の教育研究を推進するとともに、学士課程、修士課程、博士課程の各課程教育の充実を図るため、教員所属組織を「研究域」に一元化する。	Ⅲ	・　平成20年４月に学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織「研究域」を創設した。「研究域」は、獣医・農畜産融合の教育研究を推進するのに必要な領域で区分する「部門」によって構成し、教員の研究活動は原則として部門を単位として行うこととした。また、学部・大学院の教育を担当する教員は、研究域に所属して「学士課程教育」「修士課程教育」「博士課程教育」の各課程教育に参画している。 ・　獣医学科・畜産科学科の２学科体制から獣医学課程（６年制）・畜産科学課程（４年制）の２課程制に移行し、次のような教育プログラムを構成した。すなわち、畜産学部では、獣医学分野と畜産科学分野の知識の相互補完を行う「獣医・農畜産融合の教育」を展開し、農業・畜産・獣医学関連の専門家及び動植物生産から食品までの「食の安全管理」に対する幅広い知識を持った専門職業人の育成	

			を目指し教育プログラムを実施している。 ・　ユニットとカリキュラムの改編として学部の専門教育であるユニットを「10ユニット＋１サブユニット」から「６ユニット＋１サブユニット」に改編するとともに、カリキュラムを大幅に見直した。獣医学教育においては、畜産科学系ユニットの展開教育科目で獣医師にも必要な内容を持つ科目を「獣医畜産境界領域科目」として開講し、畜産科学教育においても、従来獣医学教育に固有とされていた科目を開講した。	
【12】 ・　「大学教育センター」の機能に関して検証し、必要に応じて見直しを行う。	【12】 ・　平成20年４月の改編を踏まえ、その効果及び活動状況を検証するとともに、必要に応じて見直しを行う。	Ⅲ	・　「平成20年度教育改革」の一環として、自己点検・評価の結果を踏まえ、平成20年４月から大学教育センターの組織を従来の「教育・学生支援部」「教育改善部」「大学院教育部」の３部体制から、「学部教育部」「大学院教育部」の２部体制に改編した。またFD等の審議機関であった「教育改善部」を「教育改善室」に移行し、大学教育センター長（教育担当理事）が直轄する実施組織とした。さらに学生支援部内の組織であった就職相談室等の各学生支援実施組織を課外活動支援室、学生相談室、就職支援室、留学生支援室の４室に大学教育センター長（教育担当理事）が直轄する組織に再編した。	
【13】 ・　平成14年度学部改組及び平成16年度独立専攻設置に伴う学年進行完成による大学院修士課程改組及び博士課程新設に向けて、新しい教育課程を構築するとともに、教育研究組織の再編を行う。	【13】 ・　大学院畜産学研究科の修士課程再編整備について検討を行う。	－	・　平成22年度からの畜産学研究科修士課程３専攻の改組を目指し、平成20年６月に「大学院畜産学研究科３専攻再編ＷＧ」を設置した。同ＷＧにおいて３専攻再編の方向性、名称、コース、目的等を確定し、新カリキュラム等について８回に渡り検討を行い、「人材養成目標の明確化」と「教育プログラムに重点をおいた大学院教育」を再編の基本方針とする「大学院畜産学研究科３専攻再編検討WG中間まとめ」を10月に学長室に報告した。平成21年度に学長室の意見を取り入れて、再編に必要な事項を取りまとめ、設置審査資料を文部科学省に提出し、平成22年４月からの改組を実施する予定である。	
【14】 ・　学内の各種研究施設、学内共同利用施設の点検・評価を踏まえ、必要に応じ見直しを図る。	【14】 ・　学内の各種研究施設、学内共同利用施設の点検・評価を踏まえ、必要に応じ見直しを図る。	Ⅲ	・　平成20年６月まで実施した、中期目標期間及び平成19年度の業務実績に係る自己点検評価、平成20年10月に通知された国立大学法人評価委員会による平成19年度に係る評価結果、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構から通知された中期目標期間に係る評価結果について検証した結果、学内の各種研究施設、学内共同利用施設に係る改善すべき事項は確認されなかった。 ・　有害廃液処理施設及び焼却施設の点検評価等については、有害廃棄物の処理について、現状を分析し、処理の外部委託の実施、規程案の見直しなどを含め、問題点の整理を行った。また、化学物質の管理を含め、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織整備について検討を行い、平成21年度に組織整備（案）をまとめることとした。 ・　原虫病研究センターは、全国共同利用施設として、外部の研究者に開かれた運営体制を確保し、研究者コミュニティの意向を最大限に運営に反映させるため、委員の半数を外部の学識経験者とし、共同利用・共同研究の実施に関する重要事項等について審議する原虫病研究センター運営委員会を平成21年２月に設置した。 ・　平成20年７月の学校教育法施行規則の一部改正により、共同利用・共同研究拠点制度ができたことから、全国共同利用施設である原虫病研究センターの申請について検討を重ねた結果、原虫病の制圧により人類の健康福祉に寄与するととも	

			に地球規模の課題である食料安全保障に学術貢献することを目的とした「原虫病制圧に向けた国際的共同研究拠点」として平成21年度の認定を受けるため、平成21年３月に文部科学省に申請書を提出した。 ・　附属家畜病院の組織及び名称の見直しについて検討を重ねた結果、平成21年４月より名称を「動物医療センター」と改め、「動物医療を通して獣医学及び畜産学に関する教育研究を行うとともに、地域動物医療の進展に寄与する」ことを目的として、運営委員会を学内の関連組織の長等で構成することにより、獣医学だけではなく畜産学も含めた学内の様々な意見を運営に反映させる仕組みを構築するとともに、センターに「伴侶動物診療科」、「産業動物診療科」及び「診断検査科」の３つの科を新たに設置し、センター長と各科長による責任体制を構築するなど、組織の大幅な見直しを行った。 ・　地域共同研究センターの組織及び業務内容の見直しを検討したきたが、知的連携企画オフィスや地域貢献推進室の学内における位置付けを明確にする必要があるため、同センターの名称の変更も含めて平成22年４月からの新組織体制を目指すこととした。 ・　畜産フィールド科学センターの整備計画策定について、「畜産フィールド科学センター将来構想検討WG」を設置して５回に渡り検討を重ねた結果、環境保全型農法を構築し、エネルギー循環、地球温暖化対応の取り組みを進めることで方向性はまとめたが、具体的な年次整備計画の策定については、平成21年度において引き続き検討していくこととした。	
			ウェイト小計	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
③　人事の適正化に関する目標

中期目標	
	・　教職員の給与に本人の業績が適切に反映されるよう、人事評価基準・方法の適時・適切な見直しを図る。 ・　教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を推進する。 ・　事務職員の専門性等の向上のため、必要な研修機会を確保するとともに、他大学等との人事交流に配慮する。 ・　適切な教職員の配置と、人件費の抑制を考慮した人員（人件費）管理に努める。 ・　教職員の行動規範を適切に定め、周知徹底を図る。

中　期　計　画	年　度　計　画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○　人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 【15】 ・　多元的業績評価（教員）、勤務業績評価（事務職員）に基づき、評価結果を賞与及び昇格等に適切に反映させるとともに、評価基準・方法の見直しを不断に行い、適切な評価に努める。	○　人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 【15】 ・　多元的業績評価（教員）を引き続き、採用・昇任時の選考の際に活用していく他、評価項目中の外部資金獲得状況を昇給・賞与へ反映させる。 ・　事務職員については、給与等に反映させる人事評価システムの構築について検討する。	Ⅲ	・　教員については、平成20年度に12名の教員の採用選考及び９名の昇任選考の際、多元的業績評価情報委員会で決定した総合業績評価値を基準点等として選考を行った。また、多元的業績評価項目中の外部資金獲得状況、社会及び地域貢献並びに管理運営貢献状況を賞与及び昇給に反映させた。なお、企画評価室ＷＧにおける、多元的評価項目の見直しの検討結果が教員にフィードバックされ、平成21年度において引き続き検討することとなった。 ・　事務職員については、平成19年10月から平成20年２月の試行評価の結果を踏まえ、問題点を整理し、平成20年７月から平成21年３月の期間で全職員を対象に、第２次試行評価を実施した。	
○　柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 【16】 ・　兼職・兼業の拡大、裁量労働制、ワークシェアリング、短時間労働制など柔軟で多様な人事制度の導入について検討する。	○　柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 【16】 ・　人材確保のために必要な場合は、新たな人事制度の導入についても柔軟に検討する。	Ⅲ	・　平成20年度にグローバルCOEプログラムの学際、複合、新領域で『「アニマル・グローバル・ヘルス（AGH）」開拓拠点』が採択されたことに伴い、研究推進にあたり、優秀な研究員等を確保する観点から、AGH職員に関する要項を制定し、年俸制による雇用を可能とした。また、同研究推進体制整備のため、年俸制のAGH助教４名、AGHトップリサーチアシスタント３名、AGHリサーチアシスタント22名、AGH事務員２名及び事務補助員１名を雇用した。さらに、定年退職技術系職員を２名再雇用した。	
【17】 ・　大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教員の教育などの負担軽減に努める。	【17】 ・　大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教員の教育研究業務の負担軽減に努める。	Ⅲ	・　大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教育研究業務補助者の確保（教員の負担軽減策）として、昨年に引き続き、TA100名、RA13名、非常勤研究員等24名を雇用した。平成20年度にグローバルCOEプログラムの学際、複合、新領域で『「アニマル・グローバル・ヘルス（AGH）」開拓拠点』が採択されたことに伴い、研究推進にあたり、優秀なRAを確保する観点からAGH職員に関する要項を制定し、月給制のAGHトップRA及びAGHRAの雇用を可能とし、AGHトップRA３名及びAGHRA22名の合計25名を雇用した。	

○　任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 【18】 ・　教員の採用は、公募を原則とするとともに、任期制の拡大について検討する。	○　任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 【18】 ・　教員の採用は、公募を原則として実施するとともに、任期付教員の拡大について検討する。	Ⅲ	・　教員の採用は公募の原則を貫いており、平成20年度は10件の公募を行った。また、平成19年４月以降新たに採用する助教への任期制適用拡大が順次進行しており、本年度は新たに８名もの助教を採用した。	
【19】 ・　法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の配慮や条件整備を進める。	【19】 ・　法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の配慮や条件整備を進める。	Ⅲ	・　他の国立大学法人との均衡を考慮し、「職員の勤務時間、休暇等に関する規程」について、１日８時間、１週40時間から１日７時間45分、１週38時間45分に短縮することを決定し、平成21年度から実施することとした。	
○　外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 【20】 ・　外国人、女性及び実務経験者の積極的な採用に努める。	○　外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 【20】 ・　外国人、女性及び実務経験者の積極的な採用に努める。	Ⅲ	・　外国人の採用については、平成20年10月に英語を母国語とする外国人１名を人間科学研究部門助教に採用した。 ・　女性教員の採用については、平成20年５月に女性１名を地域環境学研究部門の助教に採用するとともに、女性教員の積極的採用を推進するため、男女共同参画に関する講演会を平成20年12月に開催した。また、教員公募に際し、女性の積極的な応募を促すメッセージを本学ホームページに示した。 ・　実務経験者の採用として、平成20年８月に産学連携、知的財産関係等実務経験を有する者１名を採用し、地域共同研究センター専任教授として配置した。	
○　事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 【21】 ・　国立大学法人が共同して実施する財務会計、人事管理、安全衛生管理などに関する専門的な研修会を積極的に活用する。	○　事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 【21】 ・　国立大学法人が共同して実施する財務会計、人事管理、安全衛生管理などに関する専門的な研修会を積極的に活用する。	Ⅲ	・　専門的な研修会として、国立大学法人が共同して実施する会計実務研修等、11件の研修に職員19名を参加させるとともに、他機関主催の研修として、政府関係法人会計事務職員研修（文部科学省）、図書館等職員著作権実務講習会（文化庁）、情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会、北海道地区行政管理・監査セミナー（北海道管区行政評価局）、セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー及び苦情相談に関する担当者研修会（人事院北海道事務局）、大学マネージメントセミナー（社団法人国立大学協会）、情報セキュリティ基礎研修、ILLシステム講習会（情報・システム研究機構）、北海道地区学生指導研修会、キャリア支援研修会、教務事務研修会、留学生担当者研修会（日本学生支援機構）、大学職員セミナー（国立大学法人北海道大学）等に職員24名を派遣した。 ・　民間等が実施している研修として、業務マニュアル作成基本セミナー（社団法人能率協会）、マスコミの基本知識とマスコミ対応の実務講座（私大職員研修センター）に職員２名を参加させた。	
【22】 ・　国際的な業務を担当する職員	【22】 ・　国際的な業務を担当する職員	Ⅲ	・　事務系職員の国際性の涵養、英会話能力の向上のため、平成20年10月より３か	

を対象に、諸外国へ語学研修や国際交流業務等に関する研修派遣を実施する。	を対象に、諸外国へ語学研修や国際交流業務等に関する研修派遣を実施する。		月間、事務職員英会話研修を実施し、16名が受講した。 ・　事務職員等海外派遣要項に基づき１名を海外研修に派遣した。	
【23】 ・　組織の活性化と能力向上のため、他大学等との人事交流を計画的に実施する。	【23】 ・　組織の活性化と能力向上のため、他大学等との人事交流を計画的に実施する。	Ⅲ	・　平成20年度は、北海道地区の他機関等との間で局長１名、部長２名、課長１名、専門職員１名について人事交流を行った。また、身上調書及び各課ヒアリング等による職務上の意向、他機関への出向及び組織改革等、希望や構想の把握はもとより、他大学との人事交流計画の打合せも随時行っており、必要な情報の収集・共有を図り、計画的人事交流を進めた。	
○　中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 【24】 ・　人員については、組織の活性化と人件費の抑制に配慮しつつ、本学の教育研究の理念・目標が十分に達成できるように適切な教職員の配置と人件費の管理を行う。	**○　中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策** 【24】 ・　財政運営計画に基づき教職員の配置と人件費管理を適切に行う。	Ⅲ	・　平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度の教職員数については、１％の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数１、事務系職員数２を削減し、常勤職員数238名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。	
【25】 ・　中長期的な組織改革計画に沿った組織改革や研究プロジェクト等を推進するため、外部資金による人的資源の獲得に努力する。	【25】 ・　中長期的な組織改革計画に沿った組織改革や研究プロジェクト等を推進するため、外部資金による人的資源の獲得に努力する。	Ⅲ	・　組織改革や研究プロジェクト等推進のための人的資源の確保として、受託研究費等の外部研究資金で研究員14名、技術者17名、事務員８名を採用する等、外部資金による人的資源の確保を進めている。	
○　教職員の行動規範等に関する具体的方策 【26】 ・　利益相反や責務相反等を防止する観点から、就業規則等で産学連携の相手方や関係業者等との間で教職員が守るべき行動規範を定め、周知徹底を図る。	**○　教職員の行動規範等に関する具体的方策** （平成16年度に関係規則等を整備済であるため、平成20年度は計画なし）	－	・　利益相反等の防止については、既に就業規則、役職員倫理規程及び産学官連携及び知的財産活動に係る利益相反の防止等に関する規程において定め、周知徹底を図っているところであり、本年度においては、これらの規則等に違反する行為はなかった。	
【27】 ・　組織的な社会との連携を円滑に推進する観点から、教職員が業務において行った発明等に関しては、就業規則等において原則法人帰属であることを定め、管理運用を図る。	（平成16年度に関係規則等を整備済であるため、平成20年度は計画なし）	－	・　知的連携企画オフィスにおいて、引き続き知的財産基本規則及び職務発明取扱規程に基づき、発明届等に関する審議を行った。平成20年度は、教員から28件の発明届の提出があり、知的連携企画オフィスで審議の結果、27件を大学帰属、１件を個人帰属とした。また、知的財産関連諸規程の見直しを検討した結果、知的連携企画オフィスの学内位置付けを明確にする課題が見えてきたこと、地域共同研究センターの組織の見直しの検討の中で、知的連携企画オフィスの責任体制等もあわせて検討しており、今年度知的財産関連規程を改正しても、再度見直しが必要となるため、今年度の規程改正を見送り、平成21年度において地域共同研究センターの組織見直しの検討とともに、知的連携企画オフィスに関する規程整備	

			を検討することとした。	
【28】 ・　予算の適正な執行に関して、監査体制の充実に努め、より透明性を高めるとともに、教職員への周知徹底を図る。	【28-1】 ・　予算の適正な執行に関して、監査体制の充実に努め、より透明性を高めるとともに、教職員への周知徹底を図る。	Ⅲ	・　平成20年４月から研究費の不正使用防止のため、１件当たり50万円未満の教育研究に必要な物品の教員発注を認め、同時に、財務課に検収室を設置し、納品される物品等の検収体制を整えた。 ・　謝金の不正支出を防止するため、謝金の取扱いマニュアルを作成し、大学ホームページに掲載するとともに、メール等で全学に周知した。 ・　教職員及び本学と取引のある民間企業に預け金に対するアンケート調査を行い周知啓蒙を行った。 ・　予算の適正な執行を教職員に啓蒙するため、平成20年度は２回の説明会を開催し、採択者には科研費ハンドブック（研究者用）を配付する等、不正使用防止の周知徹底を行った。説明会の実施状況は次のとおり。 ・平成20年６月に、文部科学省学術研究助成課長を招き、科学研究費補助金制度説明会を開催し、科学研究費補助金制度の概要、科学研究費の適正な使用等について説明し、制度の理解を深めるとともに不正使用防止の周知徹底を行った。 ・平成20年９月に平成21年度科学研究費補助金公募要領等説明会を開催し、制度改正等及び科学研究費の適正な取扱いについて説明し、不正使用防止の周知徹底を行った。	
	【28-2】 ・　平成19年度に実施した研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備の見直しを行うとともに､モニタリング結果を活用し、更なる体制の充実を図る。	Ⅲ	・　各現場部門の自己点検による第１次モニタリングとして、第１次不正防止実施計画フォローアップ、研究費の不正使用防止に向けた取り組みに係るアンケート調査（アンケートアプローチCSA)、研究費の適正な執行・管理を目的としたCSA（ワークショップアプローチCSA）を実施した。 ・　コンプライアンス室による第２次モニタリングとして、第１次不正防止実施計画進捗状況報告書（不正防止計画の進捗状況管理)、研究費の執行・管理に係る内部統制の状況分析報告書（研究費の執行・管理に係る内部統制の整備・運用状況のモニタリングを実施した。 ・　研究者及び事務職員の行動規範の策定と周知徹底を図るため､平成19年10月に､「研究活動に携わる者の行動指針」を制定し、平成20年度に実施した第１次モニタリングにおけるアンケートによって､行動指針の理解度について調査を行った。 ・　平成20年４月より教員が自ら管理している予算又は責任者として管理している予算の範囲内であって、１件50万円未満の教育研究に直接必要な物品の購入及び役務について、希望がある場合には、教員発注を認めることとした。その上で、物品等の検収を厳格に実施するため、財務課に検収室を設置した。検収室には、室長及び検収担当専門職員を配置するとともに、学術情報課、畜産フィールド科学センターに検査職員補助者を指名し、検収を事務職員が行うことにより、発注・検収業務当事者以外のチェックが機能するシステムを構築した。 ・　出張計画の把握については、旅行命令簿を総務課人事グループにおいて、内容確認し、出勤簿、補助簿を整理している。総務課決裁後、財務課において旅行命令簿を決裁し､出張終了後は､必ず総務課に出張報告書を提出させている｡また､航空機使用による出張の場合は､必ず領収書及び航空券の半券を提出させている｡（従来と変更なし） ・　非常勤雇用者の勤務状況の把握については、非常勤職員就業規則に基づき、出勤簿、勤務時間報告書、超過勤務命令簿により勤務状況を把握している。事務局を主な就業場所としている非常勤職員については、各課において勤務状況を対面式に確認し、研究棟を主な就業場所としている非常勤職員については、平成20年	

			４月から人事担当者が無作為に選んだ非常勤職員の勤務場所に出向き又は事務室等において面談等を実施した。 ・　平成19年10月に競争的資金等の不正への取り組みに関する方針及び意志決定手続き、相談窓口、通報窓口等をホームページで公表している。平成20年７月には、大学の取組・問題意識を教職員全体に周知することを目的とした「研究費の不正使用防止に向けた取り組みに係るアンケート調査」を実施した。 ・　科学研究費補助金を適正に執行するための説明会及び研究費の不正使用防止に関する説明会として、平成20年６月及び９月に科学研究費補助金、平成20年７月にグローバルCOEに関する全学説明会を行い、適正な執行と不正防止のための対策について周知を行った。 ・　平成20年９月に、統括管理責任者（学長）から全教職員に向けたメールによって、研究費の適正な執行・管理の徹底について周知を行った。 ・　監査室による第３次モニタリングとして、コンプライアンス室が行う不正防止計画の進捗状況のモニタリング、組織全体の内部統制の整備・運用状況のモニタリングを実施した。 ・　不正防止計画の策定・実施として、最高管理責任者の指示と３次からなるモニタリングの結果を踏まえて、コンプライアンス室において第２次不正防止計画を策定し、平成21年度の実施計画とした。	
【29】 ・　セクシャル・ハラスメント等防止対策を検証し、必要に応じ見直しを行うとともに、人権擁護の周知徹底を図る。	【29】 ・　ハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、防止対策を適切に運用し、人権擁護の周知徹底を図る。	Ⅲ	・　ハラスメント防止に関するポスターの掲示及びカードを配布し、教職員及び学生に周知を図るとともに、人事院北海道事務局主催の「セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー及び苦情相談に関する担当者研修会」に相談員１名を参加させた。	
			ウェイト小計	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
④　事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	・　事務組織の効率化・合理化を推進する。 ・　外部委託等を積極的に活用する。 ・　事務情報化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図る。

中　期　計　画	年　度　計　画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○　事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 【30】 ・　課、室、係等の見直しを図り、再編する。	○　事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 【30】 ・　業務の効率化・合理化を推進し、必要に応じて課の体制の見直しを図る。	Ⅲ	・　研究費の不正使用防止等に係る第１次不正防止計画に基づき、物品等の検収を厳格に実施するために、財務課の体制を見直し、平成20年４月より新たに検収部門として検収室を設置し、室長及び検収担当専門職員を配置した。また、学術情報課、畜産フィールド科学センターにも検収部門を設置し、物品等の検収体制を強化した。さらに、教員が管理する研究費等で、１件50万円未満の教育研究に必要な物品等について、契約手続きの迅速化を図るべく、教員発注を認め契約権限の責任を明確にした。 ・　有害廃液処理施設及び焼却施設の点検評価等については、有害廃棄物の処理について、現状を分析し、処理の外部委託の実施、規程案の見直しなどを含め、問題点の整理を行った。また、化学物質の管理を含め、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織整備について検討を行い、平成21年度に組織整備（案）をまとめることとした。 ・　物品請求システムを試験的に活用し、工事の発注状況等の情報の共有化を行った。また、毎月２回程度、課内打合せを実施していること及び課内ホームページを情報共有ツールとして、業務スケジュール管理等に積極的に活用し、業務の効率化を推進した。 ・　施設整備に対して、学内から意見募集を行い、整備の方向性の参考とすることや学内コンセンサスを得ることを目的として実施している。また、簡易なアンケートシステムの利用若しくは、PDFの機能を使用したアンケート収集など、利用の可能性について検討を行い、具体的な導入時期や実施の方策について平成21年度において継続して検討することとした。	
○　業務の外部委託に関する具体的方策 【31】 ・　事務の外部委託について調査検討を行い、可能な業務は積極的に推進する。	○　業務の外部委託に関する具体的方策 【31】 ・　事務の外部委託について調査検討を行い、可能な業務は積極的に推進する。	Ⅲ	・　平成19年度以前から外部委託している、施設情報管理システムのデータ入力、施設整備費補助金事業の設計・積算業務、屋外環境保全業務、ホームページ更新業務、電気保安、清掃、警備、緑地保全等の施設管理業務、購入図書の目録及び装備業務、駐車場利用実態調査、少額工事の実施設計・旅費計算業務について、本年度も継続して外部委託を実施した。 ・　平成20年度においては、下記事項について外部委託に向けた検討を行った。	

			・駐車場管理業務については、コスト及び質の観点から、本年度は非常勤職員で実施しており、平成21年度からの外部委託の実施に向け検討を行った。 ・職員宿舎は老朽化が著しく、順次取り壊しを進めていることから、新整備時に管理業務を全面委託することとして計画している。また、学生寄宿舎に関しては、管理外注の具体的な内容について、検討WG及び学生寮代表者と協議を実施した。 ・旅費支給業務の全面外部委託については、北海道大学が中心となり道内７大学での連合旅費システム構築について検討し、平成21年度においても継続して検討することとなった。	
○　事務処理の簡素化及び迅速化に関する具体的方策 【32】 ・　各種事務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図るため、システムの導入や、設備の充実又は老朽化した設備の更新について計画的に推進する。	○　事務処理の簡素化及び迅速化に関する具体的方策 【32】 ・　各種業務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図る。	Ⅲ	・　科学研究費システムについて、平成20年度に新規に導入し、教員がWeb上で予算執行、購入等の状況照会が容易に把握できるようにし、事務処理を簡素化・迅速化させた。 ・　平成20年度に大学に帰属している発明に関し、審査請求期限日管理など特許の適正な管理運用を図るため、特許管理ソフト「特許帳」をネットワーク型の専用パソコンとともに導入し、特許の適切な管理運用に努めるとともに業務の簡素化が図られ、迅速性が向上した。 ・　家畜病院改修事業に伴い、平成20年度に電子掲示システムを導入し、利用者の利便性の向上を図るとともに、周知業務の電算化により事務処理を簡素化した。 ・　附属図書館に平成20年度に入館システムを導入し、正確な利用者情報及びセキュリティの強化が図られ、図書館業務の時代的な変化に即応したサービスの迅速化・業務の省力化を行った。	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

１．特記事項

○　「平成20年度大学改革」の推進

(1) 学部の「学科制から課程制への変更」と「研究域」の創設

「獣医・農畜産融合の教育」を推進するため、平成20年度より学部を学科制から課程制に変更した。課程制の導入とあわせて、専門教育コースであるユニット及び教育カリキュラムの改編を行い、平成20年度より、「10ユニット＋１サブユニット」から「６ユニット＋１サブユニット」とした。また、学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織として設置した「研究域」は、教員の専攻分野に応じて組織される「部門」によって構成し、研究活動は原則として部門を単位として行うこと、学部・大学院の教育を行う教員は全員「研究域」に所属して、学士、修士及び博士の各課程の教育に参画している。

(2) 大学教育センターの改編

教育カリキュラムの企画等大学教育の実施に責任を持つ組織として、平成14年度大学改革により設置した大学教育センターの運営機能の一層の円滑化を図るため、教育学生支援部、大学院教育部、教育改善部の３部体制から、学部教育部、大学院教育部の２部体制に改編した。また、FD等の業務を扱う教育改善部は、審議機関である部体制から、スタッフ制の教育改善室に移行し実施組織としての機能を強化した。

(3) 大学運営体制の改編

教育研究組織の改編に伴い、①機動性を重視した学長補佐体制の見直し、②大学運営における学内合意形成等に係る意思疎通手段の改善を中心とした大学運営体制の整備を行い、①については、平成20年度から、これまで学長補佐体制として位置付けていた学長補佐室を廃止し、理事が兼務する副学長２名の他に、担当を明確にした副学長３名（企画評価担当、学部教育担当、地域連携・国際協力担当）を置き、大学運営上の管理責任を持ち、各種委員会の長等ともなる役割を副学長５名で担う体制に移行し充実させた。これにより、学長補佐体制は、理事・副学長を中心とした体制に整備され、特定課題処理の責任体制の明確化と機動性が促進した。平成20年６月には、これらを中心とするとする「学長室」が設置され、大学運営に関する戦略的事項の検討及び企画立案が行われている。

②については、新しい教員組織である「研究域」設置に沿って教育研究評議会の構成員を変更し、学長、理事、副学長、事務局長、「研究域」の部門長・副部門長及び各センター長とするとともに、新たに「運営連絡会議」及び「部門会議」を設置した。運営連絡会議では、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等の審議事項等・審議結果を各部門長・センター長に伝達し、各部門長等は、部門会議・センター会議において審議事項等を各構成員に伝達するとともに、意見を聴取し、学内の合意形成に活用している。

○　「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく体制の充実

(1) モニタリングの実施

平成19年度に設置した「コンプライアンス室」により、各現場部門の自己点検による第１次モニタリングとして、第１次不正防止実施計画フォローアップ、研究費の不正使用防止に向けた取り組みに係るアンケート調査（アンケートアプローチCSA）、研究費の適正な執行・管理を目的としたCSA（ワークショップアプローチCSA）を実施した。研究者及び事務職員の行動規範の策定と周知徹底を図るため、平成19年10月に制定した、「研究活動に携わる者の行動指針」に基づき、平成20年度に実施した第１次モニタリングにおけるアンケートによって、行動指針の理解度について調査を行った。第２次モニタリングとして、第１次不正防止実施計画進捗状況報告書（不正防止計画の進捗状況管理）、研究費の執行・管理に係る内部統制の状況分析報告書（研究費の執行・管理に係る内部統制の整備・運用状況）のモニタリングを実施した。監査室による第３次モニタリングとして、コンプライアンス室が行う不正防止計画の進捗状況のモニタリング、組織全体の内部統制の整備・運用状況のモニタリングを実施した。不正防止計画の策定・実施として、最高管理責任者の指示と３次からなるモニタリングの結果を踏まえて、コンプライアンス室において第２次不正防止計画を策定し、平成21年度の実施計画とした。

(2) 研究費不正防止に係る取組

平成20年４月より教員が自ら管理している予算又は責任者として管理している予算の範囲内であって、１件50万円未満の教育研究に直接必要な物品の購入及び役務について、希望がある場合には、教員発注を認めることとした。その上で、物品等の検収を厳格に実施するため、財務課に検収室を設置した。検収室には、室長及び検収担当専門職員を配置するとともに、学術情報課、畜産フィールド科学センターに検査職員補助者を指名し、検収を事務職員が行うことにより、発注・検収業務当事者以外のチェックが機能するシステムを構築した。

また、謝金の不正支出を防止するため、謝金の取扱いマニュアルを作成し、大学ホームページに掲載するとともに、メール等で全学に周知し、教職員及び本学と取引のある民間企業に預け金に対するアンケート調査を行い周知啓蒙を行った。

２．共通事項に係る取組状況

○　戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用

学長補佐体制として位置付けていた学長補佐室を廃止し、理事が兼務する副学長２名の他に、担当を明確にした副学長３名を置き、理事と副学長を中心とした機動的な学長補佐体制とするとともに、これらを中心とした「学長室」が設置され、大学運営に関する戦略的事項の検討及び企画立案を行う体制とした。また、教育研究評議会の構成員を変更するとともに、運営連絡会議及び部門会議を設置し、新たに設置した両会議を活用して大学運営における学内合意形成等に係る意思疎通手段を改善した。その他、平成19年度に設置したコンプライアンス室による３次にわたるモニタリングの実施、研究費不正防止に資するため、１件50万円未満の教員発注の容認及び謝金取扱いマニュアルの作成等を行い、体制を充実させた。

○　法人としての総合的な観点からの戦略的・効果的な資源配分の実施

戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費の配分については、前年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させ戦略的な資源配分を実施したほか、優れた業績をあげた研究者に対し、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを付与した。また、外部資金による間接経費をプロジェクト経費などの戦略的経費として重点的に配分した。

学内の重点整備事項を実施するための資源配分上の具体的方策として平成19年度に策定した「目的積立金使用方針」に基づき、本年度は家畜病院増築事業に130百万円を充てる事を役員会で決定し、整備した。また、平成21年度に工事が実施される学生寄宿舎改修事業に関して、250百万円を充当することを決定した。
平成20年度における教員人事は、欠員を機械的に補充する「後任人事」を行わず、戦略的に補充が必要な教育研究分野に係る方針を策定し、各部門からのヒアリングも実施しながら採用人事を行った。

○　業務運営の効率化

平成20年度から一元的な教員所属組織である「研究域」を設置したことに伴い、教育研究評議会の構成員を学科長から部門長、副部門長に改め、大学運営における学内の意思疎通を改善した。
また、部局長会議を運営連絡会議に改編し、当該会議構成員も学科長から部門長に改め、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等の審議結果等を当該構成員を通じて、学内教職員に伝達するとともに、学内の合意形成に活用している。
戦略会議等において各種委員会の構成員の選出方法等・審議事項の検討を行い、それを踏まえ、各部局等から委員を選出する委員会を縮減し、学長指名による構成員とする委員会を増やすことにより、教員の教育研究活動以外の負担軽減及び大学運営等への参画機会の適正化を図った。また、運営連絡会議での各種委員会等審議報告の事項を精選し、効率的な会議運営に努めた。

○　収容定員を適切に充足した教育活動の状況

平成20年度における課程ごとの定員充足率は、学士課程105.0％、修士課程116.1％、博士課程161.9％となっている。

○　外部有識者の積極的活用

平成20年度は、経営協議会を５回開催し、「平成21年度概算要求事項」「学生寄宿舎改修」「平成20年人事院勧告に伴う職員の勤務時間等の改正」を方針審議の事項として様々な意見をいただき、施策に反映している。
また、経営協議会委員の任期満了に伴い、大学運営のモニタリング機能とマネジメント機能の更なる強化を図るため、企業統治・産学連携に関し極めて高い識見と実績を持つ学外有識者、教育学・教育組織等に関する専門家等を選考した。

○　監査機能の充実

平成19年度の業務監査報告書において、学生からのヒアリングを実施した結果、別科の学生が持つ閉塞感・差別感は、大学にとって大きな問題であるとの監事からの指摘を踏まえ、別科における技能教育の充実のため、現状の課題、地域からの要請等を踏まえ、別科組織の将来計画を策定するため、平成20年７月に、「別科の将来構想検討WG」が設置され、別科生の差別感の低減と対処策についてもWGで検討がなされた。現在進行中の寮の改修による学部学生と別科生の一体的な生活や、別科生と専任教員の居室を学部学生と同じ建物へ移設し、接触の機会を増やす等により、差別意識の緩和を図る旨の答申がなされ、改善に向けた取組が行われた。

また、監査室の監査報告書において、平成19年度におけるティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに任用された者に係る給与並びに学生に対する旅費及び謝金の支給実績について検証を行ったところ、監査結果として謝金の取扱いに関する基準の作成や実施上の注意事項・留意事項について学内に周知する必要がある旨が指摘された。このことを踏まえ、財務課において、謝金取扱い上の留意事項、提出書類、担当窓口等について説明した「謝金の取扱いについて」のマニュアルを作成し、平成20年８月に学内ホームページに掲載するとともに、メールで学内に周知し、指摘事項に対する改善を行った。

○　男女共同参画の推進に向けた取組

女性教員の採用については、同等の業績の場合は女性を選考することとし、教員公募に際し、女性の積極的な応募を促すメッセージを本学ホームページに掲載した。また、平成20年12月に、教職員の男女共同参画への意識涵養のため「男女共同参画に関する講演会」を開催した。

○　従前の業務実績に係る評価結果の法人運営への活用

※　該当事項なし

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
①　外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	・　外部研究資金など自己収入の増加に努める。

中　期　計　画	年　度　計　画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○　科学研究費補助金,受託研究,奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 【33】 ・　科学研究費補助金の申請率を大幅に上昇させるため、研究資金の配分に当たっての動機付けなど、多様な措置を講じる。	○　科学研究費補助金,受託研究,奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 【33】 ・　科学研究費補助金の申請率、採択率を上昇させるため、科学研究費補助金制度説明会、申請書の事前審査を実施し、その希望者の拡大を図る。	Ⅲ	・　平成19年度に引き続き、科学研究費補助金の採択向上に向けて、申請書作成手引きを学内ホームページに掲載するとともに、平成20年６月に文部科学省の学術研究助成課長、平成20年９月に学内理事等による科学研究費補助金の制度及び採択向上を目指した申請書の作成方法などを中心に科学研究費補助金制度説明会を開催し、学内教員を中心に延べ79名を集め、積極的な申請を促したほか、平成19年度に引き続き、採択率の向上を目的として、本年度も希望者９名に対して申請書の助言を、審査委員の経験のある本学名誉教授に事前審査員として依頼し、昨年度よりも分野ごとに２名増員し、計４名で実施した。その結果、前年度15.4%から22.9%に採択率が上昇した。	
【34】 ・　大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能の充実・強化とPRにより、受託研究及び共同研究の増加に努める。	【34】 ・　大学の研究シーズと社会のニーズのマッチング機能の充実・強化とシーズのPRにより、特に受託研究の増加に努める。 ・　地域共同研究センターを中核として、更なる共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努める。	Ⅲ	・　平成19年度以前に引き続き、地域共同研究センターを中核に、共同研究の質の充実と技術移転の可能性追求に重点を置いた連携の充実に努めた。本年度は、地域共同研究センターで作成している本学研究者の「シーズ集」を2008年度版として平成20年11月に更新し、大学ホームページのシーズ集を採用・退職に合わせて最新版に更新し、地域共同研究センターのコーディネート機能を活用し、大学の研究シーズと社会のニーズのマッチングを図った。受託研究において、JSTシーズ発掘試験が、昨年度の応募数43件、採択６件に対し、本年度は、応募数47件、採択９件となり、昨年度と比較して応募数及び採択数が増加、平成20年度の新規事業であるJST地域ニーズ即応型研究開発事業に本学と民間企業と合同で申請（１次募集11件、２次募集５件）し、１次募集２件、２次募集１件の３件が採択された。また、本学と大学発ベンチャーの㈱ニュテックスが合同で申請したNEDOエコイノベーション推進事業に採択されるなど、地域ニーズに即した研究課題採択が増加した。 ・　平成20年７月にJST担当者によるJST各種事業に関する個別説明会、平成21年１月に産業技術研究助成事業（若手グランド）21年度公募説明会、平成21年２月に「シーズ発掘試験」公募説明会を開催するなど、外部資金公募情報を発信し、積極的な申請を促した。 ・　平成20年度に、文部科学省「産学官連携戦略展開事業」において、岩手大学と本学を中心として「北東・地域大学コンソーシアム（NERUC）」を形成し、参加	

			大学による産学官連携活動の質の向上を図ることを目的とした取り組みが採択され、この事業により参加大学間の連携協力体制が構築され、会議やフォーラムの開催によりシーズ、ニーズに係る情報交換を行うなど、共同研究や技術移転に繋げる取り組みを推進した。 ・　産学官連携活動の更なる推進のため、平成20年９月よりR&Bパーク札幌大通りサテライト（HiNT）に加入した。平成20年９月には加入記念セミナー「十勝の研究成果を全道に発信」をHiNTで開催し、本学の取り組み、研究成果を発信するとともに、毎月開催されるHiNT連絡会及びセミナーへの積極的な参加や、本学のパンフレット配架やポスター掲示など､積極的な情報収集・発信に努めた。	
【35】 ・　公募型助成金事業への積極的な申請を促進するため、事業関連情報データベースの構築及び運用を図る。	【35】 ・　公募型助成金事業への積極的な申請を促進するため、事業関連情報データベースの構築及び運用を図る。	Ⅲ	・　事業関連情報データベースの周知を徹底し、公募型助成金事業への積極的な申請を促した結果、本年度は16件の事業に91件の申請を行い、そのうち19件が採択された。	
○　収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 【36】 ・　大型動物診療の積極的な周知・広報等により、附属家畜病院の収入の増加に取り組む。	**○　収入を伴う事業の実施に関する具体的方策** 【36】 ・　平成20年度中に附属家畜病院改修が予定されているため、例年通りの増収は見込まれないが、診療収入の維持に努める。	Ⅲ	・　平成20年度に附属家畜病院の改修工事を実施したが、新築施設と改修施設の工期をずらす等の工夫によって極力診療を継続させるとともに、学内教職員宿舎の改修により臨時の診療施設を開設し、休診期間を極力少なくして診療を継続させた。 ・　改修工事により、産業動物研究ゾーン、伴侶動物研究ゾーン、伴侶動物外来診療ゾーンを明確に区分し、外来診療と学内教育研究の利用について、教育研究環境の充実と伴侶動物のオーナーが来院し易い環境を整備した。 ・　平成20年度の診療収入は、平成19年度診療総収入の3,918万円に対して、改修工事を行ったにもかかわらず、4,276万円と約360万円の増収となった。 ・　病院改修に伴い料金改定による収入の増加について検討を行った結果、「診療及び料金徴収細則」の一部改正を行い､平成21年4月より診療料金を改定することとした。 ・　平成20年８月施行の獣医療法施行規則の一部改正に伴い、平成20年８月以降ほぼ１ヶ月１回のホームページの更新を行い、積極的な周知・広報を行った。 ・　非常勤職員３名を動物看護師として雇用し、臨床系教員の診療負担の軽減と外来患畜及びオーナーへのサービス向上に努めた。 ・　獣医病理学研究室教員への病理組織診断、原虫病研究センター教員へのブルセラ抗体検査、フィールド科学センター教員へのプロファイルテスト等、診断検査等の依頼を通して学内他部局との連携強化を推進した。	
【37】 ・　畜産フィールド科学センターにおける農畜産物については、付加価値の向上及び地域における地場産業等との連携により、収入の増加に取り組む。	【37-1】 ・　乳牛の飼育環境および飼育方法の一層の改善に取り組み、牛群の健康増進を図る。特に乳房炎対策を最重要課題として、搾乳器械の整備を推進し、乳房炎予防に努め廃棄乳の減少を図り収入の増加に取り組む。	Ⅲ	・　新しいコンピュータ牛群管理システムを導入するとともに、搾乳牛舎の壁を撤去するなどの搾乳牛舎の改修を行い、開口部を拡大することによる換気の改善など搾乳牛群の飼養環境の改善を行った結果、乳房炎に罹る牛が減少し、生乳出荷量は対前年比４％の増加、廃棄乳は４％減少した。 ・　トウモロコシサイレージ（子実及び茎葉）について６haを収穫・調製し、冬季より本格給与を開始するとともに、ダイズ0.5haを試験栽培し、サイレージに調製し、冬季に試験給与を開始した結果、今年度の購入飼料費は上半期645万円に対し下半期501万円となり、購入飼料費を抑制することに成功した。また、これ	

			らの飼料を活用して自給飼料率90％の畜大牛乳を試験製造した。	
	【37-2】 ・　畜大牛乳の販売拡充のため、牛乳の定期購買者拡大募集や地域のイベント等に積極的に参加し宣伝普及に取り組み消費拡大に努める。	Ⅲ	・北洋銀行インフォメーションバザール、HiNT加入記念セミナー等地域のイベントにおいて試飲会を11回実施し、日本橋三越本店「北海道展」、アグリビジネス創出フェア、FOODEXJAPAN2009等各種イベントへ11回に渡り積極的に試飲用牛乳を提供し、畜大牛乳の宣伝普及に取り組んだ。 ・　畜大牛乳の学内販売拡大を推進する方策として、学内において２回の試飲会を実施し、消費拡大を強くアピールするとともに、２回のアンケート調査も行い、消費者が求めている新製品の動向を調査した。また、学生からの要望を受け、帯広畜産大学生活協同組合と協議し、畜大牛乳のコップ売りを大学生協食堂で開始した。こうした取り組みの結果、学内販売分の低温殺菌牛乳については販売本数で、対前年比1.1倍増（472本、44,368円の増）となった。 ・　学外販売拡大については、平成21年３月にコープさっぽろへ試飲用牛乳（高温殺菌96本）を提供し、定期購買者拡大募集を要請した。	
	【37-3】 ・　受精卵移植（ET）ならびに雌雄判別技術を活用して、効率的に後継雌牛を生産し搾乳頭数を増やし収入の増加に取り組む。	Ⅲ	・　雌雄判別精液については平成20年７月より使用を開始し、効率的な後継雌牛の生産に取り組んでいる。平成21年３月現在、未経産牛11頭に人工授精を実施し、うち３頭の妊娠を確認している。 ・　購入濃厚飼料の代替として自家生産デントコーンサイレージの本格給与を開始した。本格給与前の育成牛用購入飼料費は約130円／頭／日だったが、本格給与後の飼料費は平成21年３月現在、約53円／頭／日となり、育成牛への自家生産飼料の活用による育成コストを抑制させた。	
			ウェイト小計	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
②　経費の抑制に関する目標

中期目標	
	・　管理的経費の抑制に努める。 ・　「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中　期　計　画	年　度　計　画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○　管理的経費の抑制に関する具体的方策 【38】 ・　コスト意識の涵養と節約励行により管理的経費の縮減を図る。	○　管理的経費の抑制に関する具体的方策 【38】 ・　職員の意識改革を徹底し、省エネ、ペーパーレスなどを推進するとともに、事務等の効率化・合理化により管理的経費の縮減を図る。	Ⅲ	・　平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度１％の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数１、事務系職員数２を削減し、常勤職員数238名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。 ・　事務職員等に毎週、メール及び各課長等より口頭で定時退勤の徹底について周知することにより、管理的経費の縮減に努めるとともに、クールビズ・ウォームビズの継続的な実施及びホームページ等を活用した情報共有によるペーパーレス化を行い、効率化を推進している。 ・　畜産フィールド科学センターの市水供給を井水供給に切替る工事を行い、水道料金を約400万円減少させた。 ・　家畜病院改修・増築事業において、人感センサーによる照明の点滅や省エネルギー型の照明器具の採用などにより、電気料金の縮減を推進した。 ・　修繕工事等により、省エネルギー性の高い照明器具やランプの採用を行い、コスト縮減を推進した。 ・　競争的スペースの使用料（光熱水費）の徴収を実施し、使用者の省エネルギーに対する意識改革を推進した。 ・　本年度もパソコンのリース計画を継続して推進し、平成20年度は35台のパソコンのリース化を実施し、これにより事務系職員のパソコンのリース率は100％となり、管理的経費の縮減を推進した。 ・　電子複写機の調達について、仕様書及び契約方式を見直し、入札を行った結果、管理的経費の縮減を大幅に推進させた。 ・　事務局全体の共通管理費について、各課毎に執行見込みを提出させ、削減可能なものを洗い出し、予算配分に反映させた。 ・　不要になった備品の画像データを財務課ホームページに掲載し、学内での有効活用を行った。 ・　学生寄宿舎改修事業の実施設計業務において、温室効果ガス等の排出削減に配慮する「環境配慮型プロポーザル方式」を採用し、設計事業者の特定を行った。 ・　総合研究棟Ⅲ号館及び合宿棟の給湯設備の中央方式から個別方式への改善を行うとともに、天然ガス化を推進し、環境への配慮を行った。 ・　「環境白書」（大学の環境配慮への方針）については、策定に向けた検討を進めており、本年度は具体的な策定事項についての調査や準備を行った。平成21年度においても引き続き検討を進め、次期中期計画と同時に策定を行うこととした。	

○　人件費削減の取組に関する具体的方策 【39】 ・　総人件費改革の実行計画を踏まえ平成21年度までに概ね４％の人件費の削減を図る。	○　人件費削減の取組に関する具体的方策 【39】 ・　総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成20年度については、概ね１％の人件費の削減を図る。	Ⅲ	・　平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度１％の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数１、事務系職員数２を削減し、常勤職員数238名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。	
			ウェイト小計	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
③　資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	・　資産はその実態を把握し，全学的視野に立って保有する資産（土地・施設・設備）を効率的・効果的に運用する。 ・　知的財産の活用を推進する。

中　期　計　画	年　度　計　画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○　資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 【40】 ・　資産（土地・施設・設備）の利用状況の把握に努め運用計画を策定し、効率的・効果的運用を図る。	○　資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 【40】 ・　資産の一般開放等の拡充に向け、一般開放が可能な施設の情報を本学ホームページへ掲載する。	Ⅲ	・　資産の有効利用を促進する観点から、資産の一般開放等の拡充に向け、講義室、体育館等一般開放が可能な施設の情報を本学ホームページに掲載した。 ・　土地の効果的な活用について、都市計画道路拡幅の中に大学用地が入っていることに関し、地方自治体と協議を行っており、平成21年度においても継続して協議を行うこととしている。また、構内敷地の利用状況改善に向けて、使用ルールの明確化や使用する際の手続等について、平成21年度においても、施設環境マネジメントオフィスで継続的に検討し、改善を図ることとした。 ・　宿舎用地の未利用老朽宿舎の解体や道路設置に基づき、帯広市資産税課と協議を行い、宿舎用地の変更手続きを行ったことにより、土地の固定資産税は約160万円から約80万円に減少した。	
【41】 ・　特許の効率的・効果的運用を図るため、大学関連の特許の適切な管理運用を行い、TLOなどの技術移転機関を活用して実施先の開拓を推進する。	【41】 ・　特許の効率的・効果的運用を図るため、大学関連の特許の適切な管理運用を行い、TLOなどの技術移転機関を活用して実施先の開拓を推進する。	Ⅲ	・　平成20年度に大学に帰属している発明に関し、審査請求期限日管理など特許の適正な管理運用を図るため、特許管理ソフト「特許帳」をネットワーク型の専用パソコンとともに導入し、特許の適切な管理運用に努めた。 ・　昨年度から大学に帰属している発明について、特許情報をJ-STOREに登録し、実施先の新規開拓を行っている。本年度は、共同研究による共同出願以外の受託研究等の成果による発明について10件（累計19件）登録し、知的財産の更なる活用を図った。 ・　環境総合展2008、北海道・沖縄発「食」の新技術説明会、ヒューマンネット十勝、第２回十勝食育フェア、第３回アグリフードEXPO2008、北洋銀行インフォメーションバザール In Tokyo2008、日本橋三越本店「北海道展」、帯広畜産大学HiNT加入記念セミナー、HiNTセミナー、イノベーションジャパン2008、第２回十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成シンポジウム、2008ビジネスマッチングサーポートプラザin 北海道、ビジネスEXPO2008、2008アグリビジネス創出フェア in Hokkaido等の内外イベント・セミナーで研究成果の公表及び技術移転先の発掘を図った。 ・　地域共同研究センターに配属されたNEDOフェローに対し、橋野大学知的財産アドバイザーによる知財教育研修を毎月実施するとともに、各種セミナー、イベント、海外研修等に参加させ、若手の技術移転専門家としての資質の向上を図った。	

			・　研究成果の公表及び技術移転先の発掘を図るため、産学官連携戦略展開事業において岩手大学等の参加大学と研究成果たる知的財産の活用の場の拡大を図るため、シーズ、ニーズに係る情報を交換し、活用方策の検討を行った。	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

１．特記事項

○　外部研究資金の獲得に向けた取組

平成19年度に引き続き、科学研究費補助金の採択向上に向けて、申請書作成手引きを学内ホームページに掲載するとともに、平成20年６月及び平成20年９月の２回に渡り、科学研究費補助金の制度及び採択向上を目指した申請書の作成方法などを中心に科学研究費補助金制度説明会を開催し、学内教員を中心に延べ79名を集め、積極的な申請を促し、採択率の向上を図った。また、採択率の向上を目的として、本年度も希望者９名に対して申請書の助言を、審査委員の経験のある本学名誉教授に事前審査員として依頼し、昨年度よりも分野ごとに２名増員し、計４名で実施した。その結果、前年度15.4%から22.9%に採択率が上昇した。

受託研究、共同研究及びその他補助金については、平成19年度以前に引き続き、地域共同研究センターを中核に、共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努めた。平成20年度は、グローバルCOEプログラムの学際、複合、新領域で『「アニマル・グローバル・ヘルス」開拓拠点』の採択、農林水産省の競争的資金である「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」において「自然冷熱を活用した貯蔵農産物のブランド化と貯蔵システムの開発」、「フレックス酵母による高効率エタノール生産技術の開発」の２課題の採択、経済産業省の競争的資金である「地域資源活用型研究開発事業」において「北海道産低品位石炭を活用したパーラー排水浄化システムの開発」の採択など大型競争的資金の獲得に成功した。

○　その他自己収入の増加に向けた取組

附属家畜病院の診療収入の増加へ向け、平成20年度は、非常勤職員３名を動物看護師として雇用することにより、臨床系教員の診療負担の軽減と外来患畜及びオーナーへのサービス向上に努め、平成20年８月施行の獣医療法施行規則の一部改正に伴い、平成20年８月以降ほぼ１ヶ月１回のホームページの更新を行うことにより、高度医療の提供並びに利用者サービスの向上に努めた。これらの取り組みのほか、改修工事により、産業動物研究ゾーン、伴侶動物研究ゾーン、伴侶動物外来診療ゾーンを明確に区分し、外来診療と学内教育研究の利用について、教育研究環境の充実と伴侶動物のオーナーが来院し易い環境を整備したこと、新築施設と改修施設の工期をずらす等の工夫によって極力診療を継続させるとともに、学内教職員宿舎の改修により臨時の診療施設を開設し、休診期間を極力少なくして診療を継続させたことにより、附属家畜病院の診療収入は、平成19年度診療総収入の3,918万円に対して、改修工事を行ったにもかかわらず、4,276万円と約360万円の増収となった。さらに、病院改修に伴い料金改定による収入の増加について検討を行った結果、「診療及び料金徴収細則」の一部改正を行い、平成21年４月より診療料金を改定することとした。

畜大牛乳の学内販売拡充として、学内において２回の試飲会を実施し、消費拡大を強くアピールするとともに、２回のアンケート調査も行い、消費者が求めている新製品の動向を調査した。また、学生からの要望を受け、帯広畜産大学生活協同組合と協議し、畜大牛乳のコップ売りを大学生協食堂で開始した。こうした取り組みの結果、学内販売分の低温殺菌牛乳については販売本数で、対前年比1.1倍増（472本、44,368円の増）となった。また、学外販売拡充については、平成21年３月にコープさっぽろへ試飲用牛乳（高温殺菌96本）を提供し、定期購買者拡大募集を要請した。

○　管理的経費の抑制に関する取組

事務職員等に毎週、メール及び各課長等より口頭で定時退勤の徹底について周知することにより、管理的経費の縮減を図った。また、事務用パソコン35台をリース化し、事務系職員のパソコンのリース率を100%とするとともに、複写機の調達について、仕様書及び契約方式を見直し、管理的経費の縮減を図った。

クールビズ・ウォームビズの継続的な実施、家畜病院改修・増築事業等における人感センサーによる照明の点滅や省エネルギー型の照明器具の採用及び蓄熱式暖房方式への改善、畜産フィールド科学センターの市水供給を井水供給に切替る工事などの実施により、光熱水費が約660万円（前年度比３％）減少した。

総合研究棟Ⅲ号館及び合宿棟の給湯設備を蒸気暖房中央方式から天然ガス個別方式への改善など環境への配慮を行ったことにより、CO2排出量（原単位）が前年度比５％減少した。また、学生寄宿舎改修事業の実施設計業務において、温室効果ガス等の排出削減に配慮する「環境配慮型プロポーザル方式」を採用し、設計事業者の特定を行った。

事務局全体の共通管理費について、各課毎に執行見込みを提出させ、縮減可能なものを洗い出し、予算配分に反映させるなど、共通管理費の縮減を図った。

○　資産の効率的・効果的運用に関する取組

資産の効率的・効果的運用について、宿舎用地の未利用老朽宿舎の解体や道路設置に基づき、帯広市資産税課と協議を行い、宿舎用地の変更手続きを行った。これにより、土地の固定資産税は約160万円から約80万円に減少した。土地の効果的な活用について、都市計画道路拡幅の中に大学用地が入っていることに関し、地方自治体と継続的に協議を行うこととなった。

講義室、体育館等一般開放が可能な施設の情報を本学ホームページに掲載し、一般開放等の拡充並び施設の有効活用を図った。また、家畜病院改修事業において、工事期間中の仮診療場所に取り壊し予定の職員宿舎の利用、不要になった備品の画像データを財務課ホームページに掲載し、学内での有効活用を図るなど資産の効率的、効果的な運用を行った。

知的財産の効率的・効果的運用については、知的財産の創出促進のため、11月に北海道知的所有権センターの講師による「電子図書館による文献検索セミナー」を開催したほか、12月に大学知的財産アドバイザーによる「研究ノートセミナー」及び２月にバイオ専門の弁理士による「ライフサイエンスセミナー」の、計３回の知的財産セミナーを開催した。このほか、岩手大学を代表機関として申請していた産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）に採択されたことにより、「北東・地域大学コンソーシアム（NERUC）」を形成し、参加大学による産学官連携活動の質の向上を図ることを目的とした取り組み等大学間連携を開始し、これにより参加大学間の連携協力体制が構築され、会議やフォーラムの開催によりシーズ、ニーズに係る情報交換を行うなど、共同研究や技術移転に繋げる取り組みを推進した。

２．共通事項に係る取組状況

○　財務内容の改善・充実の状況

管理的経費の節減について、省エネ意識の涵養のため、光熱水使用量や省エネ対策の事例等の情報を大学ホームページに掲載するとともに、随時メール等で省エネ対策実行の呼びかけを行っている。また、事務職員等に毎週、メール及び各課長等より口頭で定時退勤の徹底について周知することにより、管理的経費の縮減を図ったほか、複写機の調達について、仕様書及び契約方式を見直したことにより経費を節約し、本年度は事務用パソコンのリース率100%を達成した。このほか、クールビズ及びウォームビズの継続的な実施、改修工事での照明器具の省エネ器具の採用及びセンサーによる照度制御を行い、光熱水費が約660万円（前年度比３％）減少した。

自己収入の増加に向けた取組としては、科学研究費補助金の申請率を上昇させ、研究活動の活性化を図るため、学内説明会を毎年開催しているほか、全教員へ申請書作成手引きを配付するなど、周知に努めている。また、本年度も希望者９名に対して申請書の助言を、審査委員の経験のある本学名誉教授に事前審査員として依頼し、昨年度よりも分野ごとに２名増員し、計４名で実施した。その結果、前年度15.4％から22.9％に採択率が上昇した。

○　人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じた人件費削減に向けた取組の状況

平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度の教職員数については、１％の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数１、事務系職員数２を削減し、常勤職員数238人とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。

○　従前の業務実績に係る評価結果の法人運営への活用

※　該当事項なし

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
①　評価の充実に関する目標

中期目標	・　自己点検・評価を厳正に実施するとともに，評価結果を大学運営の改善に反映させる。

中　期　計　画	年　度　計　画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○　自己点検・評価の改善に関する具体的方策 【42】 ・　点検・評価システムの内容及びその評価結果を大学運営の改善に反映するシステムの見直しを行う。	○　自己点検・評価の改善に関する具体的方策 【42】 ・　企画評価室において、中期目標期間及び平成19事業年度に係る業務実績について、総合的かつ横断的な自己点検・評価を実施する。また、中期目標期間及び平成19事業年度の評価結果については、企画評価室において分析し、次期中期目標・中期計画への反映を考慮する等、大学運営の改善に取り組む。	Ⅲ	・　中期目標期間及び平成19事業年度に係る業務実績評価について、平成20年６月に業務実績報告書､中期目標の達成状況報告書等の関係自己評価書をとりまとめ、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構へ提出した。 ・　平成20年10月９日付けで国立大学法人評価委員会から通知された「平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果」について、同月に開催された教育研究評議会､経営協議会及び運営連絡会議において検証結果とあわせて報告するとともに、評価結果を大学ホームページに掲載し周知・公表した。 ・　平成20年度計画進捗状況調査（中間評価）について、平成20年11月に関係部局等による自己点検の実施を依頼し、同年12月にヒアリングを実施した。 ・　平成21年１月に大学評価・学位授与機構、同年３月に国立大学法人評価委員会から通知のあった中期目標期間に係る評価結果について、分析・検証を行い、平成21年４月に開催された教育研究評議会、経営協議会及び運営連絡会議において検証結果とあわせて報告するとともに大学ホームページへの掲載等により、周知・公表した。	
【43】 ・　点検・評価に必要な情報を一元的に管理し、データベース化を推進する。	【43】 ・　中期目標期間の業務実績評価、認証評価等の自己点検・評価に必要となる諸データの収集・蓄積を継続して行う。	Ⅲ	・　平成20年６月まで実施した本中期目標期間及び平成19年度の業務実績に関する自己点検・評価において必要となる資料・データの収集を進めた。また、大学評価・学位授与機構による大学情報データベースへのデータ登録については、平成20年度の員数に関するデータまでの全ての調査表の登録を終了した。 ・　本学独自の情報データベース構築の可能性等について、中期目標期間の教育研究評価に関する自己点検・評価の状況を踏まえ検討を開始する予定であったが、平成22年度に受審する機関別認証評価の調査項目が判明し次第、収集・蓄積が必要な資料・データの抽出を行い、この内容を盛り込むこととしたため、平成21年度以降に検討を開始することとした。	
○　評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 【44】 ・　自己点検・評価の結果を基	○　評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 【44】 ・　自己点検・評価及び国立大学	Ⅲ	・　学生・教職員の海外渡航等における海外危機管理マニュアルを平成21年３月に	

に、関係委員会等で改善の具体策を検討し、実施する。	法人評価委員会の評価結果を基に、関係委員会等で改善の具体策を検討し、実施する。		策定した。また、新型インフルエンザ対策に関する行動計画は平成21年度以降策定に向けて継続して検討することとした。 ・　有害廃液処理施設及び焼却施設の点検評価等については、有害廃棄物の処理について、現状を分析し、処理の外部委託の実施、規程案の見直しなどを含め、問題点の整理を行った。また、化学物質の管理を含め、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織整備について検討を行い、平成21年度に組織整備（案）をまとめることとした。 ・　消防法の改正により、自衛消防組織の見直しが必要となったことから、組織の詳細な検討を行った。平成21年度は、前述検討を踏まえ防災対策マニュアルの見直しを行う予定である。 ・　国立大学法人評価委員会の平成18年度の業務の実績に関する評価結果について、企画評価室において分析した結果、全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターについて、共同研究員の公募、共同利用に関する情報提供等、これまで以上の情報提供が必要であるとの結論に達した。この結果を受け、同センターでは、国内外の大学、研究機関、国際機関と連携した原虫病の診断・治療・予防に関する総合的研究を推進する観点から、共同研究の公募を開始したほか、同センターのホームページを大幅に更新し､共同利用に関する情報提供の改善を図り、評価結果の反映を行った。 ・　平成20年６月まで実施した、中期目標期間及び平成19年度の業務実績に係る自己点検評価、平成20年10月に通知された国立大学法人評価委員会による平成19年度に係る評価結果、平成21年３月に国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構から通知された中期目標期間に係る評価結果について検証した結果、中期目標期間において改善を要する点にあげられた「卒業・修了生の就職先に対するアンケート調査の教育の成果・効果」及び「成績評価基準及びその方法についての学生の意識調査等を反映させた更なる改善」について調査が成果及び効果の適切な検証に繋がっていない点について、改善に向けた解析に着手した。	
			ウェイト小計	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
②　情報公開等の推進に関する目標

中期目標	・　ホームページ等各種情報媒体を通じ，教育研究活動の状況など大学運営に関する情報の提供の充実を図る。

中　期　計　画	年　度　計　画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○　大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 【45】 ・　情報公開を含む法人における広報の推進に資する観点から，「広報室」を設置し、大学情報の収集整理・データベース化、公表・公開等を一元的に管理運用する。	○　大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 ・　「広報室」を設置し、情報公開を含む法人における広報の推進に資する観点から、以下のように取り組む。			
	【45-1】 広報室において、情報公開を含む法人における広報の推進に資する観点から、以下のように取り組む。 ・　既存のホームページ・広報誌等の点検・更新等を行い、より効率的・効果的な広報活動の充実を図る。	Ⅲ	・　大学ホームページについて、更新を不断に行い、速やかな更新に努めるとともに、内容が古く更新されていない英文ホームページについても、広報室WGで検討を行い、掲載項目（コンテンツ）を整理し、更新を行った。 ・　広報誌の発行について、「大学概要」、「大学の取り組み」、学資負担者への広報誌「白樺」を発行するとともに、改修された総合研究棟などを「絵はがき」に追加で作成し、関係機関への配布など、広報活動を展開した。 ・　広報室会議で大学紹介のDVDの内容等について検討し、大学紹介DVDを作成するとともに、ホームページからの閲覧もできるようにした。 ・　平成20年７月に開催された「洞爺湖サミット」のテーマである、「地球環境問題」に関して、北見工業大学・東京農業大学と共同でDVDを作成し、本学における環境に関する取り組みを広報した。	
	【45-2】 広報室において、情報公開を含む法人における広報の推進に資する観点から、以下のように取り組む。 ・　情報公開、調査・統計資料、評価資料などについてホームページを更新し公開するとともに、様々な業務の効率化を図るため、必要に応じデータベースの充実を図る。	Ⅲ	・　広報室において、ホームページに掲載されている情報公開や概要の統計資料等について、情報の収集・整理を一元的に行い、随時更新するとともに、教員一覧、トピックス等の資料等を調査・整理しホームページで公開した。その他の公表できる統計資料等を不断に調査・整理しホームページで公開した。 ・　平成20年６月まで実施した本中期目標期間及び平成19年度の業務実績に関する自己点検・評価において必要となる資料・データの収集を進めた。また、大学評価・学位授与機構による大学情報データベースへのデータ登録については、平成20年度の員数に関するデータまでの全ての調査表の登録を終了した。 ・　本学独自の情報データベース構築の可能性等について、中期目標期間の教育研究評価に関する自己点検・評価の状況を踏まえ検討を開始する予定であったが、平成22年度に受審する機関別認証評価の調査項目が判明し次第、収集・蓄積が必要な資料・データの抽出を行い、この内容を盛り込むこととしたため、平成21年度以降に検討を開始することとした。	

	【45-3】 ・　保有個人情報管理規程に基づき、個人情報の管理の徹底を図る。	Ⅲ	・　保有個人情報管理規程に基づく教育研修として、平成20年10月にNTTコムウェア北海道株式会社から専門家を講師に招き、教職員及び学生を対象に、「個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策に関する講演会」を開催し、約50名の参加があった。 ・　保有個人情報管理規程に基づく、保有個人情報の管理状況についての監査を、平成21年３月に実施し、保有個人情報管理に対する意識の向上及び管理を徹底させた。	
	【45-4】 ・「情報セキュリティポリシー」に沿った運用の実現を図る。	Ⅲ	・　平成19年度以降行っている情報セキュリティポリシー内部監査を平成20年12月に実施し、監査結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、教職員及び学生を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果を運営連絡会議に報告し、情報セキュリティーの適正な管理運用を図った。また、個別指導については順次行っており、平成21年度についても引き続き行うこととした。	
【46】 ・　教職員の広報事業への積極的な参加を促すため、地域等のマスコミ等への派遣研修など広報活動に接する機会の充実を図る。	【46】 ・　教職員の広報事業への積極的な参加を促すため、広報関係の研修・セミナー等に参加し広報活動の充実を図る。	Ⅲ	・　平成20年10月に私学研修センター主催の「総務・広報担当者のためのマスコミの基本知識とマスコミ対応の実務講座」に，広報担当職員を派遣し、資質の向上を図った。また、報道関係機関との情報交換会を平成20年６月と12月の２回開催し、本学が開催する諸事業のPR活動を積極的に行った。	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

１．特記事項

○　企画評価室による自己点検・評価の実施と体制整備

平成18年度に確立した年度途中の中間評価及び年度終了時の自己点検・評価システムにより、平成19事業年度の業務実績に関する自己点検・評価を実施したほか、平成20事業年度の中間評価を実施し、中間評価の結果を踏まえて、平成21年度計画の策定を行った。

また、平成18年度に設置した企画評価室の体制について、中期目標期間の自己点検・評価の実施、次期中期目標・中期計画の策定、平成22年度の機関別認証評価の受審等を控え、機動性及び専門性の一層の向上が必要であると判断し、平成20年１月の新学長の就任にあわせて構成員を増強するとともに、平成20年４月から、新たに就任した企画評価担当副学長を室長とし、評価結果を踏まえた大学運営改善を推進する体制を整備した。

○　広報室による大学情報の積極的な発信

広報室において、本学ホームページに掲載されている情報公開や概要の統計資料等について、情報の収集・整理を一元的に行い随時更新するとともに、教員一覧、トピック等の資料等を調査・整理しホームページで公開した。その他の公表できる統計資料等を不断に調査・整理しホームページで公開した。

内容が更新されていなかった英文ホームページについても、広報室WGで検討を行い、掲載項目（コンテンツ）を整理し、更新を行った。

広報室会議で大学紹介DVDの内容等の検討を行い、大学紹介DVDを作成・配布するとともに、本学ホームページからの閲覧をできるようにした。

冊子体で発行している広報誌については、「大学概要」、「大学の取り組み」及び「キャンパスマップ」等のパンフレットを点検し、効果的な広報誌の発行に努めるとともに、来学者のための利便性を高めた。

○　保有個人情報の適切な管理に向けた取組

保有個人情報管理規程に基づく教育研修として、平成20年10月に平成19年度と同様に、NTTコムウェア北海道株式会社から専門家を講師に招き、教職員及び学生を対象に、「情報セキュリティ対策に関する講演会」を開催し、約50名の参加があった。

また、平成19年度以降行っている情報セキュリティポリシー内部監査を平成20年12月に実施し、監査結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、教職員及び学生を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果を運営連絡会議に報告し、情報セキュリティーの適正な管理運用を図った。また、個別指導については順次行っており、平成21年度についても引き続き行うこととした。

今年度においても、平成21年３月に監査を実施する等、保有個人情報管理に対する意識の向上及び管理徹底に努めた。

２．共通事項に係る取組状況

○　中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化に係る取組

平成18年度に確立した年度途中の中間評価及び年度終了時の自己点検・評価システムにより、平成19事業年度の業務実績に関する自己点検・評価を実施したほか、平成20事業年度の中間評価を実施し、中間評価の結果を踏まえて、平成21年度計画の策定を行った。

また、平成18年度に設置した企画評価室の体制について、中期目標期間の自己点検・評価の実施、次期中期目標・中期計画の策定、平成22年度の機関別認証評価の受審等を控え、機動性及び専門性の一層の向上が必要であると判断し、平成20年１月の新学長の就任にあわせて構成員を増強するとともに、平成20年４月から、新たに就任した企画評価担当副学長を室長とし、評価結果を踏まえた大学運営改善を推進する体制を整備した。

○　情報公開の促進に係る取組

広報室において、本学ホームページに掲載されている情報公開や概要の統計資料等について、情報の収集・整理を一元的に行い随時更新するとともに、教員一覧、トピック等の資料等を調査・整理しホームページで公開した。その他の公表できる統計資料等を不断に調査・整理しホームページで公開した。

内容が更新されていなかった英文ホームページについても、広報室WGで検討を行い、掲載項目（コンテンツ）を整理し、更新を行った。

広報室会議で大学紹介DVDの内容等の検討を行い、大学紹介DVDを作成・配布するとともに、本学ホームページからの閲覧をできるようにした。

冊子体で発行している広報誌については、「大学概要」、「大学の取り組み」及び「キャンパスマップ」等のパンフレットを点検し、効果的な広報誌の発行に努めるとともに、来学者のための利便性を高めた。

○　従前の業務実績に係る評価結果の法人運営への活用

※　該当事項なし

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要事項
①　施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	・　大学の教育研究の進展の状況と既存施設の点検・評価を踏まえ，全学的・長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うなど，必要となるスペース・機能の確保（新増築・改修のほか，スペースの再配分や転用，施設の借用を含む）を図る。 ・　経営資産として運営する視点に立って，計画・整備・管理を一元的に行う施設マネジメントをトップマネジメントの一環として確立し，知の拠点にふさわしい教育研究環境の構築を図る。

中　期　計　画	年　度　計　画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○　施設等の整備に関する具体的方策 【47】 ・　老朽化・狭隘化等の実情と課題を的確にとらえ、全学的視点による整備計画の策定に向け、施設マネジメントを推進する。	○　施設等の整備に関する具体的方策 【47】 ・　「帯広畜産大学施設環境整備５ヶ年計画」を策定し、計画的整備・維持管理を推進する。	Ⅲ	・　「帯広畜産大学施設環境整備５ヶ年計画」に基づき、家畜病院増築事業において、目的積立金を充当し、国の予算と適切に組み合わせた新たな整備手法により、工事を実施した。 ・　学生寄宿舎改修事業において、国の予算と目的積立金並びに金融機関からの長期借入金による整備を実施する計画として、工事の発注準備を進めた。同事業は平成21年度に実施することとなった。 ・　北海道や帯広市との連携した施設環境整備について、目標設定や整備事項の洗い出し行い、平成21年度において継続して連携の可能性について詳細な検討を進めることとなった。	
【48】 ・　国際的教育・研究の推進に必要となるスペース、学生支援スペース、交流スペースなど教育研究活動を支えるスペースの確保・整備充実を図る。	【48-1】 ・　附属家畜病院改修事業を実施し、獣医臨床・教育・研究の推進に必要となるスペースの確保・整備充実を図る。	Ⅲ	・　家畜病院改修事業について、家畜病院運営委員会及び施設環境改善検討WGにおいて、家畜病院の運営に係る目標設定及び施設改善整備事業の方針を定め、工事を実施し、獣医臨床・教育・研究の推進に必要となるスペースの確保・整備充実を図った。	
	【48-2】 ・　老朽及び機能低下している学生支援基盤施設の充実及び再生を図る計画を行う。	Ⅲ	・　学生会館、課外活動支援施設等の学生支援基盤施設に係る改修計画について、学生の視点に立ち検討を進めてた結果、本年度は老朽化が著しい旧合宿研修施設を取り壊し、サークル棟の一部改善及び合宿棟の改善整備を実施し、学生支援スペースの充実を図り、学生支援基盤施設の改善を行った。	
【49】 ・　卓越したプロジェクト研究の推進を図るために必要となるレンタルラボ（使用者を限定して一定期間使用許可する研究室）の確保・整備充実を図る。	【49】 ・　施設利用状況調査を実施し、更なる研究の推進を図るため、レンタルラボ等の流動的スペースの確保に向けて検討する。	Ⅲ	・　施設環境マネジメントオフィスでの意見及び施設利用状況調査により、外来者の誘導など利便性が悪い総合研究棟Ⅲ号館６階事務室の１階への移行を行い、跡地はマルチルームとするなど流動的スペースを確保した。 ・　施設状況調査について、総合研究棟Ⅱ号館の利用状況調査を実施し、施設使用の再編及び改修計画案の作成を行った。	

【50】 ・　老朽及び機能低下した建物について、施設の有効活用の観点から教育研究の一層の充実に資する施設への再生を図る。	【50】 ・　老朽及び機能低下した附属家畜病院について、教育研究の充実に資する施設への再生を図る。また、総合研究棟Ⅱ号館、体育館の老朽及び機能再生を図る改修事業を計画する。	Ⅲ	・　家畜病院改修事業について、家畜病院運営委員会及び施設環境改善検討WGにおいて、家畜病院の運営に係る目標設定及び施設改善整備事業の方針を定め、工事を実施し、獣医臨床・教育・研究の推進に必要となるスペースの確保・整備を充実させた。 ・　平成20年度補正事業により図書館の耐震改修工事及び体育館の耐震改修並びに暖房設備の改善工事について、工事契約を完了しており、平成21年９月末の竣工を予定している。 ・　総合研究棟Ⅱ号館について、利用状況調査を実施し、施設使用の再編及び改修計画案の作成を行い、平成21年度補正事業により改修工事を実施することとなった。	
【51】 ・　キャンパスの基盤整備についての点検調査を実施し設備の更新・改修及び環境整備の計画を策定し、実施する。	【51】 ・　キャンパスマスタープラン2006に基づく、交通システムの確立及び正門リニューアル事業等環境整備を計画する。	Ⅲ	・　キャパスマスタープラン2006に基づき、下記事項を実施し、キャンパス環境を充実させた。 ・駐車場の拡幅及び危険樹木の伐採（計画的な緑地の維持管理）並びに植栽を実施した。 ・正門案内板の改善設置を実施した。 ・外灯整備計画を立て、本年度、畜産フィールド科学センターまでの夜間の歩行に障害となる部分の外灯の整備を実施した。 ・交通システムの確立に向け、段階的に幹線道路の整備や駐車場の拡張等を実施している。平成21年度は正門リニューアルを実施することとしている。 ・　北海道や帯広市との連携した施設環境整備について、目標設定や整備事項の洗い出しを行い、平成21年度において継続して連携の可能性について詳細な検討を進めることとなった。	
【52】 ・　“リスの住む緑豊かなキャンパス”を維持するために、実のなる木の植樹や緑化等を行うとともに、生態系保護への配慮を図る。	【52】 ・　計画的に緑地管理を行い、良好な緑化環境の維持及び推進を図る。	Ⅲ	・　緑地環境の保全のため、芝刈り、草刈り、樹木剪定を計画的に実施したこと、緑地帯の管理を含めた学内一斉清掃を２回実施したことのほか、キャパスマスタープラン2006に基づき、学生実習による植栽及び危険樹木の伐採（計画的な緑地の維持管理）並びに平成19年度整備道路周辺の植栽を行い、緑化推進によるキャンパス環境の充実を行った。 ・　老朽樹木の伐採及び転換樹木について、有識者及び学内からの意見を伺い、転換計画をたてた上で､テニスコート東側等の老朽樹木の整理及び植樹を実施した。	
【53】 ・　新耐震基準以前に整備された建物について、耐震診断を順次実施するとともに、必要に応じ耐震補強等の対策を計画的に実施する。	【53】 ・　耐震性の劣る施設について、必要に応じ耐震補強等の対策を検討する。	Ⅲ	・　平成20年度補正事業において、耐震性の劣る体育館、図書館、学生寄宿舎について耐震補強工事の手続きを進めており、体育館及び図書館については競争入札を実施し、工事契約を行った。また、学生寄宿舎については、平成21年５月に競争入札を実施し、工事契約を行うこととしている。 ・　建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る施設以外の施設について調査し、耐震改修が必要な施設の抽出を行い、危険不適格建物であった旧合宿研修施設、隔離厩舎の取り壊しを実施した。	
【54】	【54】			

・　地域に開かれた大学を目指し、身体障害者や高齢者を含めた多様な利用者が円滑に利用できるよう、バリアフリー対策を計画的に実施する。	・　年次計画を策定し、計画的にバリアフリー対策を推進する。	Ⅲ	・　バリアフリー対策推進計画に基づき、本年度は多様な利用者が出入りする本部管理棟、図書館について、スロープの改善・設置、自動ドアの設置、多目的便所の設置を行った。 ・　家畜病院改修事業において、身体障害者や高齢者を含めた多様な利用者が円滑に利用できるよう、スロープ、多目的便所を配置するとともに、身障者優先駐車場を整備し、バリアフリー対策を実施した。 ・　屋外環境において、冬期間の凍上等により、段差が発生した部分について、解消整備を実施した。また、例年、総合研究棟Ⅱ・Ⅲ号館の玄関前が凍結し、転倒事故等の危険性があることから、スロープ・階段等のロードヒーティングを整備し、歩行者の安全確保した。	
○　施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【55】 ・　経営戦略を踏まえ、全学的視野に立った運用・管理の充実に向け施設マネジメントを推進する。	**○　施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策** 【55-1】 ・　全学的視点にたった施設マネジメントを効果的に推進するため、多くの意見を取り入れボトムアップを図り、課題を抽出する。	Ⅲ	・　施設環境マネジメントオフィスにおいて、環境、整備、計画などの分野毎に、抽出・審議された事項である外灯整備や外来者の誘導など利便性が悪い総合研究棟Ⅲ号館６階事務室の１階への移行並びに冬期間の玄関前が凍結し、安全管理上問題となっていた総合研究棟Ⅱ・Ⅲ号館の転倒防止策としてのロードヒーティングの設置など、意見をボトムアップし、整備を推進した。 ・　老朽樹木の伐採及び転換樹木について、有識者及び学内からの意見を伺い、転換計画を立てた上で､テニスコート東側等の老朽樹木の整理及び植樹を実施した。	
	【55-2】 ・　有効活用できる施設を抽出し、改善計画をたて施設の有効活用を推進する。	Ⅲ	・　家畜病院改修事業における工事中の診療に関して、取り壊し予定であった空き職員宿舎を利用し、有効に活用した。 ・　老朽化し、危険不適格建物である旧合宿研修施設を取り壊した際の代替えスペースとして、体育館下の砂利敷き整地及びフェンスの設置等の整備を行い、有効に活用した。	
【56】 ・　講義室・ゼミナール室の全学共用化を図るとともに、スペースの稼働率の向上を図る。	【56】 ・　総合研究棟Ⅰ号館及び講義棟改修事業が完了し、講義室及びマルチルームが整備されたことから､稼働率の再調査を実施し、その結果を踏まえ、低稼働室の利用状況の向上を検討する。	Ⅲ	・　施設環境マネジメントオフィスでの意見及び施設利用状況調査により、外来者の誘導の不便さを解消するため、総合研究棟Ⅲ号館６階事務室を１階へ移行し、跡地をマルチルームとして施設の有効活用を図り、マルチルームを整備充実させた。 ・　総合研究棟Ⅰ号館及び講義棟改修事業が完了したことによる講義室及びマルチルーム稼働率について、講義室及びマルチルームの利用状況調査（稼働率）を実施し、有効活用がなされていることを確認した。	
【57】 ・　施設設備を長期間有効に活用するために必要な施設の点検・保守・修繕(プリメンテナンス)に関する実施計画を策定し、実行する。	【57】 ・　維持管理計画を随時見直し、計画的に点検・保守・整備を行うとともに、施設機能の平準化を図る。	Ⅲ	・　維持管理計画（中長期修繕計画）に基づき、肉畜処理施設、国際交流会館の屋上防水工事及び合宿棟の改善整備を実施した。	
			ウェイト小計	

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要事項
②　安全管理に関する目標

中期目標	・　労働安全衛生法など関係法令等を踏まえた安全管理体制により安全管理の徹底を図る。

中　期　計　画	年　度　計　画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○　労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止関する具体的方策 【58】 ・　衛生管理者及び安全衛生委員会を中心として定期点検を行うなど安全管理の徹底を図る。	○　労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 【58】 ・　衛生管理者及び安全衛生委員会を中心として定期点検を行うなど安全管理の徹底を図る。	Ⅲ	・　安全衛生委員会の学内点検は、毎月継続して実施しており、点検結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めることで、安全管理の徹底を行っている。	
【59】 ・　組換えDNA実験、放射性同位元素及び毒劇物の管理体制・手続き等について点検し、必要な場合はそれらを見直す。	【59】 ・　遺伝子組換え実験等安全管理規程、放射線障害予防規程、病原性微生物等安全管理規程及び毒劇物の管理体制・手続き等について、関係諸規程に基づき管理の徹底を図る。	Ⅲ	・　化学物質及び農薬に関して、自己点検及び保有状況調査を実施し、安全管理の徹底した。また、不用な化学物質の処理を平成21年度内に実施することとした。 ・　有害廃液処理施設及び焼却施設の点検評価等については、有害廃棄物の処理について、現状を分析し、処理の外部委託の実施、規程案の見直しなどを含め、問題点の整理を行った。また、化学物質の管理を含め、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織整備について検討を行い、平成21年度に組織整備（案）をまとめることとした。 ・　遺伝子組換え生物等の第二種使用が必要となる実験実施前に、実験責任者により提出された第二種使用等拡散防止措置承認申請に対して、本学の「遺伝子組換え実験等安全管理規程」に従いそれを精査している。第二種使用等の実験に関しては拡散防止措置の省令に関する審査を行い、機関実験あるいは大臣確認実験の適切な手続きを行った。また、保管、運搬については、省令に則り拡散防止措置を執るよう指導している。実験責任者に一層の安全管理と法令遵守を促すと共に、実験内容の点検、見直しを含めた指導を行った。遺伝子組換え生物等の適切な使用等について、全教員に学内掲示板等を通して通知している。 ・　平成17年に「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の公布、平成18年に「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」が定められたことを受け、本学における動物実験等の適正な実施を図るため、平成20年５月、「動物実験等に関する規程」を定め、管理体制・手続き等を変更した。また、10月に「動物実験等実施マニュアル」を定め、実験責任者等に適正な動物実験の実施及び法令遵守を促した。その他、平成20年度は動物実験の教育研修を春と秋の２度に分け計５回実施し、動物実験責任者等へ適正な動物実験の実施及び法令遵守を徹底するよう、指導を行った。 ・　動物実験施設及び実験室設置のため、動物実験委員会において各施設及び実験	

			室を視察し、施設及び実験室の要件確認を行い、改善が必要な場合指導した。平成20年度は動物実験施設30件、実験室14件の承認を行った。 ・　病原体等の安全管理をより徹底するため、平成20年７月に「病原体等安全管理規程」、10月に「病原体等安全管理取扱マニュアル」の一部改正を行い、病原体等の学内移動についての規定並びに学内申請様式等の追加及び整理を行った。また、10月30日には病原体等に関する教育訓練を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び施行規則、管理区域、病原体等取扱規程及びマニュアルについて説明し、病原体等の取扱いについて理解を深めるとともに、安全管理及び法令遵守を徹底するよう、指導を行った。 ・　管理区域の設定について、病原体等安全管理委員会において申請のあった３施設５実験室の視察を行い、病原体等の管理の徹底等を指導の上、承認した。 ・　畜産フィールド科学センターにおける牛乳生産の安全対策として、同センターにおいて、畜大牛乳生菌検出時の対応についてのフローチャートを作成した。また、作業従事者健康・衛生状態、生乳集荷記録、洗浄工程等きめ細かなチェックリストを整備し、更なる安全対策を講じた。	
○　学生等の安全確保等に関する具体的方策 【60】 ・　安全マニュアルを更新し、病原体の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の充実を図るとともに、事故防止に関する研修会を開催し、学内の実験施設等における安全管理を徹底する。	○　学生等の安全確保等に関する具体的方策 【60】 ・　安全マニュアルを更新し、病原体の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の充実を図るとともに、教職員及び学生を対象とした事故防止に関する研修会を開催し、学内の実験施設等における安全管理を徹底する。	Ⅲ	・　安全な教育・研究体制の充実を図るため、関係教職員に対し、ガス溶接技能講習及び特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習を受講させた。 ・　病原体等の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の充実を図るため、病原体等安全管理取扱マニュアルを一部改正した。また10月30日に病原体等に関する教育訓練を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び施行規則、管理区域、病原体等取扱規程及びマニュアルについて説明し、病原体等の取扱いについて理解を深めるとともに、安全管理及び法令遵守を徹底するよう、指導を行った。	
【61】 ・　ポスター掲示やパンフレットの配付などを実施し安全意識の向上を図り、事故防止に努める。	【61】 ・　ポスター掲示等を行い、引き続き安全意識の向上や事故防止に努める。	Ⅲ	・　安全衛生委員会の学内点検は、毎月継続して実施しており、点検結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めることで、安全管理の徹底を図っている。 ・　安全管理、交通事故防止、火災予防等のポスター、パンフレット等を学内ホームページへの掲載、学内各所への掲示、メール等で周知し、事故防止や安全意識の向上を図っている。	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

１．特記事項

○　家畜病院改修事業の完了

本年度から実施していた家畜病院改修事業が完了した。本改修事業は、家畜病院運営委員会及び施設環境改善検討WGにおいて、家畜病院の運営に係る目標設定及び施設改善整備事業の方針を定め、工事を実施し、獣医臨床・教育・研究の推進に必要となるスペースの確保・整備を充実させた。また、身体障害者や高齢者を含めた多様な利用者が円滑に利用できるよう、スロープ、多目的便所を配置するとともに、身障者優先駐車場を整備し、バリアフリー対策を実施した。

○　施設マネジメントの推進

「キャンパスマスタープラン2006」及び「帯広畜産大学施設環境整備５ヶ年計画」に基づき、家畜病院増築事業において、目的積立金を充当し、国の予算と適切に組み合わせた新たな整備手法により、工事を実施し、平成21年３月に完成した。また、学生寄宿舎改修事業において、国の予算と目的積立金並びに金融機関からの長期借入金による整備を実施する計画として、工事の発注準備を進めた。同事業は平成21年度に実施することとなった。

家畜病院改修事業において、工事期間中の仮診療場所に取り壊し予定の職員宿舎を利用し、資産の効率的、効果的な運用を行った。また、施設環境マネジメントオフィスでの意見及び施設利用状況調査により、外来者の誘導の不便さを解消するため、総合研究棟Ⅲ号館６階事務室を１階へ移行し、跡地をマルチルームとして整備し、施設の有効活用を行った。

維持管理計画（中長期修繕計画）に基づき、肉畜処理施設、国際交流会館の屋上防水工事の実施及び芝刈り、草刈り、樹木剪定等の計画的な実施並びにキャパスマスタープラン2006に基づいた、学生実習による植栽及び危険樹木の伐採や転換を行い、施設機能の維持向上と緑化推進によるキャンパス環境を充実させた。

○　省エネルギー対策等の推進、温室効果ガス排出削減等の環境保全対策に係る取組

省エネルギー対策、温室効果ガス排出削減等への取組として、本学ホームページ、掲示等により省エネ対策（各種会議での空調の制限、昼休みや未使用スペースの消灯等）を周知し、学生、教職員への環境保全に対する意識向上を促した。また、冷暖房時間の集中制御並びにクールビズ、ウォームビズを全学で実施した。

総合研究棟Ⅲ号館及び合宿棟の給湯設備を蒸気暖房中央方式から天然ガス個別方式への改善など環境への配慮を行ったことにより、CO2排出量（原単位）が前年度比５％減少した。また、学生寄宿舎改修事業の実施設計業務において、温室効果ガス等の排出削減に配慮する「環境配慮型プロポーザル方式」を採用し、設計事業者の特定を行った。

○　安全管理に関する取組

安全管理者及び安全衛生委員会が中心となって、学内点検を平成20年度においても毎月行うとともに、安全チェックリストに基づく火元責任者による安全衛生自主点検を行った。学内点検の結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めることにより、安全管理を徹底させた。

また、事故防止のための研修会として、平成20年度は関係教職員を対象としたガス溶接技能講習及び特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習の実施、安全管理、交通事故防止、火災予防等のポスター、パンフレット等を学内ホームページへの掲載、学内各所への掲示、メール等で周知により、学生、教職員への安全意識の向上と事故防止を推進した。

このほか、病原体等の安全管理をより徹底するため、平成20年７月に「病原体等安全管理規程」、10月に「病原体等安全管理取扱マニュアル」の一部改正を行い、病原体等の学内移動についての規定並びに学内申請様式等の追加及び整理を行った。また、10月30日には病原体等に関する教育訓練を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び施行規則、管理区域、病原体等取扱規程及びマニュアルについて説明し、病原体等の取扱いについて理解を深めるとともに、安全管理及び法令遵守を徹底するよう、指導を行った。

○　危機管理ガイドラインの制定

平成18年度に制定した危機管理規程及び平成19年度に整備された危機管理ガイドラインに基づき、各危機事象に対するマニュアルの整備を進めているところであるが、平成20年度においては平成21年３月に学生・教職員の海外渡航における海外危機管理マニュアルを策定した。

２．共通事項に係る取組状況

○　施設マネジメント等の実施状況

本年度から実施していた家畜病院改修事業が完了した。本改修事業は、家畜病院運営委員会及び施設環境改善検討WGにおいて、家畜病院の運営に係る目標設定及び施設改善整備事業の方針を定め、工事を実施し、獣医臨床・教育・研究の推進に必要となるスペースの確保・整備充実を図った。また、身体障害者や高齢者を含めた多様な利用者が円滑に利用できるよう、スロープ、多目的便所を配置するとともに、身障者優先駐車場を整備し、バリアフリー対策を実施した。

「キャンパスマスタープラン2006」及び「帯広畜産大学施設環境整備５ヶ年計画」に基づき、家畜病院増築事業において、目的積立金を充当し、国の予算と適切に組み合わせた新たな整備手法により、工事を実施し、平成21年３月に完成した。また、学生寄宿舎改修事業において、国の予算と目的積立金並びに金融機関からの長期借入金による整備を実施する計画として、工事の発注準備を進めた。同事業は平成21年度に実施することとなった。

家畜病院改修事業において、工事期間中の仮診療場所に取り壊し予定の職員宿舎を利用し、資産の効率的、効果的な運用を行った。また、施設環境マネジメン

トオフィスでの意見及び施設利用状況調査により、外来者の誘導の不便さを解消するため、総合研究棟Ⅲ号館６階事務室を１階へ移行し、跡地をマルチルームとして施設の有効活用を図り、マルチルームを整備充実させた。
　維持管理計画（中長期修繕計画）に基づき、肉畜処理施設、国際交流会館の屋上防水工事の実施及び芝刈り、草刈り、樹木剪定等の計画的な実施並びにキャパスマスタープラン2006に基づいた、学生実習による植栽及び危険樹木の伐採や転換を行い、施設機能の維持向上と緑化推進によるキャンパス環境の充実を行った。
　省エネルギー対策、温室効果ガス排出削減等への取組として、本学ホームページ、掲示等により省エネ対策（各種会議での空調の制限、昼休みや未使用スペースの消灯等）を周知し、学生、教職員への環境保全に対する意識向上を促した。また、冷暖房時間の集中制御並びにクールビズ、ウォームビズを全学で実施した。
　総合研究棟Ⅲ号館及び合宿棟の給湯設備を蒸気暖房中央方式から天然ガス個別方式への改善など環境への配慮を行ったことにより、CO2排出量（原単位）が前年度比５％減少した。また、学生寄宿舎改修事業の実施設計業務において、温室効果ガス等の排出削減に配慮する「環境配慮型プロポーザル方式」を採用し、設計事業者の特定を行った。

○　危機管理への対応策の状況

　平成18年度に制定した危機管理規程及び平成19年度に整備された危機管理ガイドラインに基づき、各危機事象に対するマニュアルの整備を進めているところであるが、平成20年度においては平成21年３月に学生・教職員の海外渡航における海外危機管理マニュアルを策定した。
　研究費の不正使用防止のための取組としては、平成19年４月に、総務研究担当理事を座長として、研究者を含めた「研究費の管理・監査に関するWG」を設置し、平成18年度に事務局で策定した研究費の執行・管理に関する対応方針案、改善案を基に、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく研究費の不正使用防止に向けた適切な内部統制体制の構築を目指した対応方針の検討を本年度も継続して行った。
　役員会において策定した対応方針のもと、研究費の不正使用防止に向けた取り組みは、コンプライアンス室において推進することとし、コンプライアンス室での検討を経て、「研究費の不正使用防止等に関する規程」「研究活動に携わる者の行動指針」「外部資金の受入から執行までの事務処理マニュアル」「会計業務マニュアル」「帯広畜産大学における物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項」等制定し、研究費の不正使用防止に向けた本学の取り組みをホームページに公開し、12月に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を文部科学省に提出した。
　研究費の不正使用防止等に関する規程は、ガイドラインに示された競争的資金に限らず、本学において取り扱う研究費全般を対象とし、研究費の取扱に関する最高管理責任者、統括管理責任者を定め、学内の研究費の取扱に関する責任体系を定めたほか、研究費に係る事務処理手続きの相談窓口、通報窓口及び不正防止計画推進部署等について定めている。
　その他、不正使用に係る調査方法・手続きについては、通報等を契機とするものと、最高管理責任者の指示によるものとの２通りの方法を置くこととしたこと、最高管理責任者は、研究費の適正な運営及び管理を維持する内部統制体制を構築することをその責務としたこと、学内構成員に対し統括管理責任者が行う研究費の運営及び管理に関し必要な指導等は、最高管理責任者の指示に基づくものとしたこと等、最高管理責任者のリーダーシップが適切に発揮される体制としている。
　また、不正使用に係る通報・調査は、研究費に限らず、他の経費に係る不正使用についても適用することとした。
　発注・検収業務の当事者以外のチェックが機能するシステムについては、「会計業務マニュアル」にその概要を示し、学内規程の整備を行い、平成20年４月から実施した。

○　従前の業務実績に係る評価結果の法人運営への活用

※　該当事項なし

Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上の状況
(1) 教育に関する目標
①　教育の成果に関する目標

中期目標	
	【学士課程】 ・　畜産学・獣医学・関連諸科学と人文・社会科学との総合的、学際的な発展を目指し、科学技術と自然と文化の調和を基調に、総合的理解力、判断力を身に付け、国際化、情報化、多元化する現代社会に適切に対応できる創造力に富む実務型の専門職業人を育成する。 【大学院課程】 ・　社会のニーズに対応しうる広領域・学際的・国際的知識と農畜産学分野における専門的な知識及び技術を修得した高度専門職業人及び研究者、特に、獣医学と動物科学・畜産学との融合領域となる大動物畜産衛生に係る高度専門職業人・研究者を重点的に養成する。

中　期　計　画	年　度　計　画	計画の進捗状況
○　教養教育の成果に関する具体的方策の設定 実務型の専門職業人及び高度専門職業人・研究者の養成に資する観点から、以下のような教養教育の充実を図る。 【101】 獣医・農畜産に関する幅広い基礎知識と技術を体験・修得させるため、柔軟なアドバンス制（段階的・自主選択教育課程制度）の運用により、「共通教育」の更なる充実を図る。	○　教養教育の成果に関する具体的方策の設定 実務型の専門職業人及び高度専門職業人・研究者の養成に資する観点から、以下のような教養教育の充実を図る。 【101】 「共通教育」において、社会問題となっているトピックスを軸に、常に学際的・融合的な教育内容（農畜産をめぐる問題、地球環境問題等）を展開する。	○　共通教育総合科目の配置 学士課程において共通教育科目を配置して今日的な話題を取り入れ、農畜産を巡る諸問題、畜産環境問題等、学際的・融合的な内容を展開するため、前期科目として「北海道の自然と生物」「家畜と環境問題」、後期科目として「食料と健康」「土と水の科学」「寒冷地の植物生産と利用」を開講し、時宜にかなった話題を取り入れた。 ○　基礎学術ゼミナールの実施 「生きる・学ぶ基盤教育」において、様々な状況に対応して主体的に考え、行動できる能力を育成する教育内容を展開するため、学士課程１年次後期科目「基礎学術ゼミナール」において、35名単位の６クラス制とし、各クラスに３名の担任教員を配置して、６名の６班体制で生命・食料・環境をキーワードとしたテーマを決めて、レポートを作成し、パワーポイントによるプレゼンテーションを行った。また、プレゼンテーションに対して質疑応答の討論を行い双方向学生参加型の授業を行った。 ○　外国語科目の開講 学士課程において日本語と外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、国際協力に資するためのスペイン語を引き続き開講するとともに、英語を４名のネイティブスピーカーを含む５名の教員で担当し、コミュニケーション能力の向上に努めた。その成果の一つとしてTOEIC及び英検の認定者が前年度比２割増加（15名→18名）した。また、展開教育科目である「国際協力ディベート論」は英語による授業で、当該ユニット以外の英語に関心のある学生にも開放し英語力の向上に努めた。 ○　関連産業等におけるインターンシップ（就業体験）の実施 学士課程及び大学院課程において、動物由来感染症及び食肉乳衛生の防疫等に係る専門職業人としての基盤的能力の高度化を図ることを目的として、イン
【102】 社会人、職業人として生きるために必要な幅広い教養と社会知識及び自然科学の基礎知識を修得させるため、柔軟なアドバンス制の運用により、「生きる・学ぶ基盤教育」の更なる充実を図る。	【102】 「生きる・学ぶ基盤教育」において、様々な状況に対応して主体的に考え、行動できる能力を育成する教育内容を展開する。	
【103】 大学で学ぶ上でも、生きていく上でも基盤となる情報交換技術を修得させるため、日本語と外国語によるコミュニケーション能力とコンピュータ及びインターネットの「共通基盤教育」の更なる充実を図る。	【103】 日本語と外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る。	
○　卒業後の進路等に関する具体的方策の設定 【104】 関連産業等におけるインターンシップ（就業体験）の機会や社会人のＵターン的な再教育の充実を図り、動物由	○　卒業後の進路等に関する具体的方策の設定 【104】 インターンシップにおける事前研修及び企業等へのフォローアップ（企業訪問による謝意・意見交換、学生が作	

来感染症及び食肉乳衛生の防疫等に係る専門職業人としての基盤的能力の高度化を図る。	成した研修レポートの配付）について充実を図る。	ターンシップを実施した。 ・４月　希望学生の募集及び説明会および受入先企業等への依頼文送付、事前打ち合わせの実施 ・８～９月　夏休み期間を利用し、23名の学生が21機関でインターンシップを実施、終了後レポートの提出 ・12月17日　学部・大学院合同で関係者約50名が参加し、報告会を実施 ・３月　実施内容等を研修レポートとして報告書を作成し、受入先企業と関係機関に配布 ○　研究所等のスペシャリストによる講義 学士課程の授業科目「国際農業開発協力論」「国際比較畜産論」において、国際協力機構（JICA）専門家を非常勤講師として招へいし、実践的な講義を６回行った。
【105】 時代や社会のニーズに応じつつ、専門獣医師及び食肉乳衛生専門監視員等の専門職業人を国内外に輩出するため、高度な専門教育体制の充実を図る。	【105】 高度な専門教育体制の充実を図り、時代や社会のニーズに応じた専門職業人を国内外に輩出するため、研究所等からスペシャリストを招き、専門的・実践的な教育を展開する。	
○　教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【106】 卒業・修了生の就職先に対するアンケート調査を行い、教育の成果・効果を検証するとともに、その結果は、教育課程編成及び授業方法の改善に役立てる。	**○　教育の成果・効果の検証に関する具体的方策** 【106】 大学教育センターにおいて、卒業・修了生に対し、教育効果の調査を行い、教育の成果・効果を検証するとともに、その結果を、教育課程編成及び授業方法の改善に役立てる。	○　学部卒業生、大学院修士課程修了者を対象としたアンケートの実施 平成19年度大学院修士課程修了者を対象としたアンケートを実施し、現在検討が進められている大学院畜産学研究科３専攻の再編検討の参考とした。引き続き、平成20年度大学院修士課程修了者を対象に教育効果を訪ねることを目的としたアンケートを３月に実施し、その集計結果を平成21年度において検証を行うこととした。 学部卒業生を対象に教育効果を訪ねることを目的としたアンケートを３月に実施し、その集計結果を平成21年度において検証を行うこととした。 平成19年度学部卒業生・大学院修士課程修了者を対象に就職・進路先に対するアンケートを実施し、その結果を分析し、就職活動に活用した。

Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上の状況
(1) 教育に関する目標
②　教育内容等に関する目標

中期目標	○　アドミッション・ポリシーに関する基本方針 ・　入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を適切に定め、これに基づいた入学者選抜の実現に努めることを基本方針とする。 ○　教育課程に関する基本方針 【学士課程】 ・　幅広い教養と生きる力、考える力を培うとともに、農畜産の幅広い知識と体験を身に付けるなかで専門教育への目的意識と卒業後の職業への意識を育み、多様な専門教育を主体的に選択させる、専門職業人養成のための教育課程を基本方針とする。 【大学院課程】 ・　自然科学分野と人文・社会科学分野の融合により、国際化が進む農畜産業に対応できる高度な全人教育のための教育課程を基本方針とする。 ○　教育方法に関する基本方針 【学士課程】 ・　少人数教育並びに実践的教育の充実に努め、学生と教員が共に問題に取り組む双方向型の教育を基本方針とする。 【大学院課程】 ・　高度専門職業人養成のため、農畜産業の高度化、国際化に対応した柔軟な教育・研究指導に努めることを基本方針とする。 ○　成績評価に関する基本方針 ・　厳正な成績評価を維持・推進することを基本方針とする。

中　期　計　画	年　度　計　画	計画の進捗状況
○　アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【107】 入試担当部門の整備充実を図り、広報の充実に努めるとともに、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた入学者選抜の実現に向けて具体的な方策を調査検討し、選抜方法の充実を図る。	**○　アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策** 【学士課程】 【107-1】 アドミッション・ポリシーを大学紹介パンフレット、大学説明会、ホームページ等で広く公表する。 --- 【学士課程】 【107-2】 大学説明会の充実に努めるとともに、高等学校訪問を積極的に実施する。 --- 【学士課程】 【107-3】 入学者選抜抜方法等について、点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行う。 --- 【学士課程】 【107-4】 不測の事態が発生した場合の対応マニュアルについて見直し検討する。 ---	○　学士課程アドミッションポリシーの広報 ７月に完成した大学紹介パンフレットにアドミッション・ポリシーを掲載し、道内高等学校366校、道外で過去３年間に本学に志願者があった高等学校139校へ送付するとともに、大学行事等で大学のＰＲ紙に盛り込んで配布し、アドミッションポリシーの積極的な広報に努めた。また、大学説明会・高校訪問・進学ガイダンスなどにおいて、大学紹介パンフレットを基にアドミッション・ポリシーの説明を行い、周知に努めた。 大学ホームページ上の「受験生の皆さんへ」でアドミッション・ポリシーとデジタル化した大学紹介パンフレットを毎年更新し掲載している。さらに、情報発信媒体として、受験産業（大学情報センター）が扱う携帯電話サイトを新たに設置し、積極的な情報発信に努めた。 ○　大学説明会の実施、進学説明会への参加及び高等学校訪問の実施 大学説明会は、平成19年度の参加者に対するアンケート結果を基に、携帯電話サイトからの参加申込み時に、帯広駅から大学までの無料送迎バス運行の告知及び利用受付を行うなど、参加者の利便性を図った。大学説明会実施内容は、各ユニットブースを設け、教育研究内容のパネル展示や体験ツアー、実験実習、施設見学、模擬授業などを実施し、参加者からの反応は、「大変満足」、「満足した」という回答が大多数であった。 本学も参画している道内国公立大学11校で組織する北海道進学コンソーシア

	【大学院課程】 【107-5】 アドミッション・ポリシーを大学紹介パンフレット、募集要項、ホームページ等で広く公表する。 【大学院課程】 【107-6】 入学者選抜方法等について、点検・評価を行い、必要に応じ見直しを行う。 【大学院課程】 【107-7】 入学試験に関する危機管理マニュアルの作成について検討する。	ムで、合同の大学進学説明会「北海道11国公立大学フェア」を札幌にて開催するとともに、受験産業開催の進学説明会において道内16会場、道外２会場に参加し受験生確保に積極的な広報活動に努めた。 北海道内の受験者確保のため、32校に高等学校訪問を実施した。さらに、３年次編入学者確保のため、道外１校の短期大学を訪問し、受験生確保に積極的な広報活動及び説明を行った。 ○　９月入学の調査・検討 鹿児島大学で開催された秋季入学に関するシンポジウムに参加し情報収集を行うとともに、国内の先行実施13大学及び外国の協定７大学に対して教職員による訪問調査を実施した。その結果、一般教養と基礎学力、さらには専門的知識を身につける教育を行うために２本立てのカリキュラムを用意しなければならず、大学の現状と照らして実現は難しいこと、本学の特色である農業実習がカリキュラムの重要な部分を占めており、季節的に難しいこと、また先行実施している大学のうち、ごく一部を除いては志願者が激減している現状を踏まえ、今後継続的に検討することとした。 ○　入学者選抜方法等の点検・評価 入学者選抜方法検討研究部会を２回開催し、一般選抜及び推薦入学の募集人員、推薦入学の出願要件、学外試験場等について検討を行った。その結果、推薦入学については、畜産科学課程後期日程の募集人員の一定数を推薦入試に振り分けること、推薦書や調査書での生徒会や社会奉仕等の活動歴を点数化して総合点の中に加えることを今後検討していくこととした。学外試験場については、現時点では、費用対効果や不測の事態に対する対応等のリスクを上回る効果が期待できる可能性は少ないが、志願状況や社会状況の変化に迅速に対応するため、今後も調査研究を続け、いつでも設置できるよう準備をすることとした。 ○　学部入試の不測の事態に対するマニュアル 学部入試の不測の事態に対するマニュアルを点検し、平成21年度の個別学力試験実施要項に掲載した。さらに、危機管理マニュアルについても、入学者選抜方法検討研究部会において、入試問題の漏洩（作成から管理まで）、合否判定ミスなどに対応するマニュアルのたたき台について検討を行い、学部入試における問題作成及び採点マニュアル（案）を作成した。 ○　大学院課程アドミッションポリシーの広報 募集要項を本学ホームページに掲載し、アドミッションポリシーを広く公表した。募集要項は国立大学86校、農学系公立大学10校、農学系私立大学33校、外国協定大学関係18カ所、行政機関等40カ所へ送付し、受験産業が実施している進学説明会でもアドミッションポリシーを説明し周知に努めた。 ○　修士課程の秋季入学導入 現在畜産衛生学専攻博士前期課程で実施している秋季入学を他の修士課程３専攻へ拡充することついて、その前提となる４セメスター制の導入について検討を行った。また、入試制度については、今後検討することとなった。 ○　国際協力特別選抜の博士後期課程への拡充 JICA青年海外協力隊など海外経験者を対象とした畜産衛生学専攻博士前期課程で実施している国際協力特別選抜を、他の修士課程３専攻に拡大することが大学院教育部会で検討・決定され、平成21年度の募集要項に掲載し、実施し
○　教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 課程に応じた適切な教育課程を編成するため、「大学教育センター」を設置して、以下のような教育課程の充実を図る。 【学士課程】 【108】 学生の目的意識・職業意識の育成のために、「大学教育センター」において、専門教育の基礎となる多様性の尊重、自律性の向上及び人格教育を柱としたアドバンス制の基盤教育、共通教育及び展開教育を基礎とした教育課程の更なる充実を図る。	**○　教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策** 大学教育センターにおいて、以下のような教育課程の充実を図る。 【108】 平成20年度カリキュラムにおいて、教育課程の更なる充実を図る。	
【大学院課程】 【109】 獣医学分野と畜産学分野の融合領域における大学院畜産衛生学独立専攻を基盤として、農畜産物由来食品の「安全と安心」確保に必要な人材育成並びに専門職業人再教育のための教育課程及び教育組織の更なる充実を図る。そのために、平成18年度に向けて包括的かつ国際的水準の教育課程を構築する。	【109】 畜産学研究科畜産衛生学専攻博士前期・後期課程においては、「食の安全」に関わる豊富な知識と高度な技術に裏付けされた人材の育成を主眼においた教育課程を実施する。	
○　授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 「大学教育センター」において、授業形態・学習指導法等の充実を図る観点から、以下のような効果的な教育方法の充実を図る。 【110】	**○　授業形態、学習指導法等に関する具体的方策** 大学教育センターにおいて、以下のような教育方法の充実を図る。 【110-1】	

学生の学力や資質に合った授業形態及び学習指導法の充実を図るため、少人数教育や対話・討論型教育の充実と、ファカルティ・ディベロップメント（FD）機能の強化に取り組む。	視聴覚教材等の活用を推進し、教育方法の充実を図る。 【110-2】 教育改善部を教育改善室に変更して、大学教育センター長直轄とし、学部・大学院教育におけるＦＤを積極的に実施するとともに、教育改善のための企画を行う。 【110-3】 学生の学力や資質にあった授業形態を推進する。	た。畜産衛生学専攻博士後期課程にも国際協力特別選抜を導入すべく検討を行ったが、博士課程に資する優秀な学生を選抜するための試験の実施方法等、解決しなければならない課題が多数あるため、平成21年度において引き続き検討していくこととなった。 ○　大学院入試危機管理マニュアル 入学者選抜方法検討研究部会において、入試問題の漏洩（作成から管理まで）、合否判定ミスなどに対応するマニュアルについて検討を行い、平成22年度の専攻の改組に向け、入試の実施体制の整備も含めて問題点を整理し、更に検討した上で作成することにした。不測の事態に対するマニュアルについて、学部の個別学力検査で活用したマニュアルを基に、大学院入試用に準用できるか検討を行ったが、３専攻改組の内容が具体化した後に改めて検討することとした。 ○　大学院前期・後期課程授業評価の実施 カリキュラムの改善に結びつける方策として、平成20年度新カリキュラムの新規開講科目を中心として授業評価を実施し、大学教育センターホームページ上に評価結果を公表し、教員にフィードバックしている。 ○　「食の安全」に関わる豊富な知識と高度な技術に裏付けされた人材の育成を主眼においた教育課程の実施 畜産学研究科畜産衛生学専攻博士前期・後期課程において、５名の学生がインターンシップ演習を実施した。 ・6/11～6/25　Wonkwang大学医学部１名 ・7/5～7/20　ガーナ共和国食糧農務省１名 ・7/28～8/11　（独）農業・食品産業技術研究機構農村工学研究所１名 ・11/1～11/30　ミュンヘン大学１名 ・12/7～12/20　（社）広島県家畜畜産物衛生指導協会１名 研究成果の発表など社会のあらゆる場面で必要とされるプレゼンテーション能力を醸成するためプレゼンテーション演習を実施し、13名の学生の指導教員から指導報告書と評価報告書の提出があった。 畜産衛生に関する第10回畜産衛生ワークショップ「高泌乳牛の健康科学－乳牛の酸化ストレスとβカロテン・ビタミンＡの重要性－」を11月７日に本学講堂で開催した。 ○　教育改善室の設置とFD研修会の実施 学部・大学院教育におけるFDを積極的に実施するとともに、教育改善のためのFDを実施や企画を行うため、平成20年４月から「教育改善部」を大学教育センター長直轄の「教育改善室」に改編した。 学生の学力や資質に合った授業形態及び学習指導法の充実を図るため、９月（85名参加）及び１月（51名参加）にFD研修会を企画・開催し、全教員が１回以上参加した。 ○　e-learningの活用・補習的科目の開講 学生の学力にあった授業を展開するため、新入生を対象に市販の英語e-learningソフトの利用説明を行った。また、推薦入試で入学した学生や高校で履修していない学生のため、英語、数学、生物、化学、物理で現役高校教師・OBによる補習科目を開講し、学生の基礎学力向上を図った。学生からも「受講してよかった」など好評だった。 ○　学士課程の基礎学術ゼミナールと全学農畜産実習
【学士課程】 【111】 専門職業人として必要不可欠なフィールドにおける学習の更なる充実を図るため、より生産現場に近い実践的教育を推進する。	【111】 基盤教育「基礎学術ゼミナール」及び共通教育「全学農畜産実習」において、より生産現場に近い実践的内容で推進する。	
【大学院課程】 【112】 地域の農畜産研究機関との連携や関連産業界等との連携を強化し、インターンシップの導入等高度専門職業人・研究者に不可欠な実践的な教育の更なる充実を図る。	【112-1】 地域の農畜産研究機関の専門家による特別講義等を行う。 【112-2】 地域の農畜産研究機関や関連産業界等と連携し、インターンシップの充実を図る。 【112-3】 英語による講義を推進する。 【112-4】 肉乳牛を中心とした「農場から食卓まで」に関する高度な実践教育を行う。また、問題解決型の国際的活動能力の養成に重点を置いた教育を行う。	
○　適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 「大学教育センター」において、教育成果や教育効果の把握等に不可欠な適切な成績評価等の実施に資するため、以下のように取り組む。 【113】 成績評価基準及びその方法について、学生の意識調査等を行いつつ、更なる改善を図る。	**○　適切な成績評価等の実施に関する具体的方策** 大学教育センターにおいて、教育成果や教育効果の把握等に不可欠な適切な成績評価等の実施に資するため、以下のように取り組む。 【113】 教育改善室において、他大学における取組や調査を参考に、平成19年度から導入した５段階評価の検証を行う。	

【114】 学生に対して、成績評価基準及びその方法を明確に周知させるため、授業計画（シラバス）の記載内容の更なる改善を図る。	（平成16年度に実施済みのため、平成20年度は年度計画なし）	基礎学術ゼミナールでは生命・食料・環境をテーマにパワーポイントを使ったプレゼンテーションを行い、討論方式による少人数教育を行った。全学農畜産実習では野菜栽培、豚の飼育、と殺・解体、ソーセージ作りなどを行い、生産加工の一連の流れについてより生産現場に近い実践的実習を行った。学生の授業評価も好評で、専門科目への動機付けとなった。 ○　大学院課程の専門家による特別講義等の実施 ・6/13「日本における食品安全の現状」内閣府食品安全委員会委員長・見上彪氏 ・6/27「京都議定書に向けた世界の反芻家畜からのメタン発生低減」カナダ国レスブリッジ農業試験場・Dr.Tim McAllister ・6/27「家畜と気候変動」放送大学・鈴木基之氏 ・7/4「Who should be responsible for farm animal diseases: The government or the farmers?」ニューキャッスル大学・Dr. J. Phillipson ・10/9「環境とのおつきあいのしかた」山梨大学教授・御園生択氏 ・10/17「欧州・スイスにおけるBSEの現状、そのサーベイランスと安全対策」 ・10/17「日本のBSEの現状と問題点」OIE名誉顧問・小澤義博氏 ・10/21「Streptococcus iniae; Future Possibility of Zoonoses from Tilapia to Human in Thailand?」タイ国チェンマイ大学Dr.R. Khattiya ・12/2「The New EU Food-Hygiene Philosophy: concepts, legislation and implementation」ミュンヘン大学F. A. Stolle教授 ・12/16「Microbial metagenomics, Foods, and Pathogens: Unraveling the Unknowns」テキサスＡ＆Ｍ大学S. D. Pillai教授 ・1/14「A metagenomic approach to reduce ruminant methane emissions」オーストラリアCSIRO・Dr. Chris McSweemey ○　大学院課程学生を対象とした地域の農畜産研究機関や関連産業界等と連携したインターンシップの実施 「教育の成果に関する目標」と同様のスケジュールで、希望学生１名がインターンシップを実施した。 ○　英語による授業の実施 畜産衛生学専攻では、高度専門職業人養成のため、農畜産業の高度化、国際化に対応することを目的として、英語による講義を実施している。 ○　５段階評価の検証 平成19年度から導入した５段階評価について、評価割合の検証を行った。 20年度　秀22.3%、優41.0%、良20.7%、可11.5%、不可3.9% 19年度　秀24.2%、優40.7%、良21.5%、可11.2%、不可2.4% 18年度　優59.4%、良24.8%、可12.3%、不可3.5% 17年度　優59.9%、良26.9%、可10.6%、不可2.6% この結果、従来優が60%であったのが、秀20数％、優約40%となった。 ○　シラバス 電子版シラバスに加え、印刷シラバスを配付し、学生の教育支援の充実を図っている。電子版シラバスには常に最新の内容に更新している。

Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上の状況
(1) 教育に関する目標
③　教育の実施体制等に関する目標

中期目標	
	○　教職員の配置に関する基本方針 ・　大学の教育戦略に基づき、社会のニーズの変化に対して能動的で責任ある対応のできる柔軟な教職員の配置を基本方針とする。 ○　教育環境の整備に関する基本方針 ・　多様な教育のニーズに応えるため、教育用設備の充実、近代化、既存設備の有効利用及び情報ネットワークの高度化、利用環境の充実を図ることを基本方針とする。 ○　教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針 ・　教育の質の常なる改善を図るため、適切な教育活動の評価結果を活用し、教育の質の向上に取り組むことを基本方針とする。

中　期　計　画	年　度　計　画	計画の進捗状況
○　適切な教職員の配置等に関する具体的方策 【115】 本学の独自性を最大限に発揮できる教育を推進するため、また、重点的な養成を図る大動物畜産衛生に係る教育を効果的に推進するため、任期制の導入を含め柔軟かつ重点的な人材の充当を行う観点から、教職員の配置の運用に関しては、学長が定める基本的な方針に基づき、役員会が配置運用計画を策定し学長が決定する。	**○　適切な教職員の配置等に関する具体的方策** 【115】 財政運営計画を踏まえ、戦略的に補充が必要な部署について配置を行う。	○　財政運営計画を踏まえた戦略的補充部署についての検討、基本方針を策定 教員の採用については、空きポストの欠員補充という従来型の人事から既に脱却し、本学の独自性発揮のため、平成18年度に策定した財政運営計画を踏まえ戦略的に補充が必要な教育分野について、学長のリーダーシップのもと、「学長室」において基本方針原案を策定したうえで、11件の人事に関する基本方針を策定した。 ○　視聴覚設備の有効活用 既存設備の有効利用を図るため、CALL教室において、通常の語学教育の他に、図書館の利用説明会を実施した。 ○　シラバス関連図書の整備、電子ジャーナル・データーベース等の整備充実 アドバンス教育の効果を高めるため、シラバス関係図書325冊を購入するとともに、「食の安全・安心」41冊、「地球温暖化」37冊、「馬」13冊、「ペット」22冊の関係図書を購入し充実を図った。また、電子ジャーナルのコレクション変更を行うとともに出版社の合併による購読タイトルの増加により利用者サービスの向上が図られた。データベースは現行のものに「BIOSIS」「MEDLINE」を搭載し充実を図った。また、価格面においても軽減化が図られた。 ○　図書館利用環境の充実及び効果的な利用の促進 図書館入館管理システムの導入に伴い、閲覧室とブラウジングルーム及びグループ学習室の一体管理が行われたことにより、施設の有効利用とセキュリティの強化を図った。また、不用図書等の処分を行い、所蔵スペースを確保して、図書の適切な配架を行った。 ○　情報リテラシー教育の充実 学部・別科新入生271名を対象として、「導入ゼミナール」を７回実施した。学部新入生235名を対象とした「基礎学術ゼミナール」及び「展開教育入門」で情報検索ガイダンスを７回実施した。また、教員の依頼により研究室所属の学生（10名）に対し情報検索ガイダンスを２回実施し、情報リテラシーの充実
○　教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 【116】 教育設備・情報ネットワーク等の有効利用を図るために、「大学教育センター」に教育設備・情報ネットワーク等に係る企画立案機能を持たせ、一層の有効利用並びに計画的な整備を推進する。	**○　教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策** 【116】 大学教育センターにおいて情報処理センターと連携し、教育設備・情報ネットワーク等に関する既存設備の有効利用を推進する。	
【117】 実務型の専門職業人及び高度専門職業人・研究者の養成に資するため、アドバンス制教育の効果を高めるに必要な領域及び大動物畜産衛生に係る領域を中心に､附属図書館の学生用図書(電子ジャーナルを含む｡)・情報機器の整備充実を図り、効果的な利用を促進する。	【117-1】 アドバンス制教育の効果を高めるために必要な領域及び大動物畜産衛生に係る領域を中心とした附属図書館の学生用図書資料（電子ジャーナル等を含む）の充実を図る。 --- 【117-2】 情報リテラシー教育の充実を図る。	

	【117-3】 電子ジャーナル等の講習会を実施する。 【117-4】 附属家畜病院の改修に伴う学内ネットワークの整備を図る。 【117-5】 特定回線（SINET）の高速化を図る。	を図った。 ○　電子ジャーナル等利用講習会の実施 電子ジャーナル等利用講習会及び情報検索の講習会を以下のとおり実施し、データベースの利用促進を図った。 ７月　データベース「Web of Knowledge」の利用講習会（日本語による講習に16名、英語による講習に２名） ８～９月　インターネットによる情報検索講習会（４回、20名） 11月　データベース「SciFinder　Scholar」の利用者講習会（日本語による講習に11名、英語による講習に３名） ○　情報機器の整備充実 附属家畜病院の施設改修に伴う既設ネットワークの整備及び無線LAN環境の構築を実施し、平成21年３月に完了した。 特定回線（SINET）の高速化切替作業（20Mbps→100Mbps）を平成20年12月に完了した。
○　教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 【118】 教員による教育活動の改善を促進するため、「大学教育センター」に「教育改善部」を設置して、教育業績評価に基づき、教員の配置等の検討に資する教育体制の改善方策に関してまとめるとともに、教育方法等の改善を図るための教員研修会等を積極的に開催する。	**○　教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策** 大学教育センターにおいて、教育活動の改善を促進するため、以下のように取り組む。 【118-1】 教育業績評価及び学生による授業評価を実施するとともに、大学教育センター長直轄とした「教育改善室」で見直しを行い、ＦＤを強化する。 【118-2】 学生による授業評価の結果を教員にフィードバックし、改善の充実に努めさせるとともに、教育改善室で授業評価を分析し、分析結果を基にＦＤ研修会を行う。	○　学生による授業評価とFD実質化 大学教育センター長直轄の「教育改善室」において、FDの効果的な実施の在り方等について検討し、FD研修会の企画につなげ、９月（85名参加）及び１月（51名参加）にFD研修会を開催し、全教員が１回以上参加した。 学生の学力や資質に合った授業形態及び学習指導法の充実を図るため、学生による授業評価を前期と後期に実施し、大学教育センターホームページ上に評価結果を公表し、教員にフィードバックしている。 ○　他大学が実施するセミナー等への参加等 愛媛大学が主催した「ファカルティーディベロッパー講座」に教員２名と職員１名を派遣するとともに、北海道大学主催のFD研修会に教員１名を派遣し、その内容を学内に周知して、学内教員の啓蒙・意識向上を図った。
○　教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 【119】 教材、学習指導法等の不断の改善を図るために、「大学教育センター教育改善部」において、学学連携も積極的に推進しつつ、教材、学習指導法等の研究開発を進め、FD研修会を積極的に実施する。	**○　教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策** 大学教育センター教育改善部において、以下のように取り組む。 【119-1】 教材、学習指導法の研究開発を進めるとともに、ＦＤ研修会への参加を積極的に呼びかける。 【119-2】 他大学等が実施する大学教育セミナー等を積極的に活用し、FD研修の一環とするため参加した教員からの報告会を行う。	○　少人数セミナーの実施 学士課程基盤教育の基礎学術ゼミナールにおいて、１班６人からなるグループを作り、「生命」「食料」「環境」をテーマにプレゼンテーション及びディスカッションを行っており、コミュニケーション能力の向上を図っている。 ○　全学農畜産実習の実施 学士課程共通教育の全学農畜産実習において、畜産フィールド科学センターと連携し、搾乳実習、豚の飼育、畑作などを行い、農畜産物への幅広い興味や問題意識を育てるとともに、実習項目に関しての授業評価アンケートを実施した。その結果を基に、効果を検証し、平成21年度の実習では内容に一貫性をもたせるため日程の変更や順序を改善した。 ○　履修指導 学生から提出された研究題目届（研究計画）について、学生のキャリアプラン等に配慮し、事前に用意した履修モデル等を参考に、教育・研究指導計画を年度当初に学生に対して明示し、学生の履修や研究の進捗状況を定期的に確認しながら、きめ細かく個別に履修指導を実施している。
○　学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 【120】 基盤教育、共通教育における学科や講座を越えた全教員による教育実施体	**○　学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項** 【120-1】 学科や講座を越えた全教員による教育実施体制により、少人数セミナー及び全	

制が最大の特色であり、今後もこの効果を検証しつつ、一層の改善・充実を図る。	学農畜産実習について以下のとおり実施する。 ①　少人数セミナーの実施 　基盤教育において、少人数でディスカッション形式のセミナーを行い、きめ細かい教育を実施するとともに、授業評価アンケートを実施し、その効果を検証し、一層の改善・充実を図る。 【120-2】 学科や講座を越えた全教員による教育実施体制により、少人数セミナー及び全学農畜産実習について以下のとおり実施する。 ②　全学農畜産実習の実施 　共通教育において、畜産フィールド科学センターの実践教育機能と連携して、農畜産業の専門を超えた総合的な流れを実地で学び、現場の実態に近い経験を積むことによって、農畜産への幅広い興味や問題意識を育てるとともに、授業評価アンケートを実施し、その効果を検証し、一層の改善・充実を図る。 【120-3】 　畜産衛生学専攻博士後期課程において、学生のキャリアプランに応じた個別履修指導を行う。	

Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上の状況
(1) 教育に関する目標
④　学生への支援に関する目標

中期目標	
	○　学生への学習支援・生活支援に関する基本方針 ・　畜産学・獣医学・関連諸科学と人文・社会科学との総合的・学際的な理解力と判断力を修得させるため、教職員が一体となって学生への学習支援・生活支援に取り組むとともに、その一層の充実に努めることを基本方針とする。

中　期　計　画	年　度　計　画	計画の進捗状況
○　学習支援・生活支援の組織的対応に関する具体的方策 「大学教育センター」において、以下のような学生支援に取り組む。 【121】 学生支援等の充実・改善を図るため、学習・生活・就職支援及び経済的支援等の担当教職員の配置数及び支援業務内容について不断なる評価を実施しつつ、学生支援方法等の質的向上に取り組む。	**○　学習支援・生活支援の組織的対応に関する具体的方策** 【121-1】 学生支援等の充実・改善を図るため、学生相談室、就職支援室、課外活動支援室及び留学生支援室の支援業務について点検・評価を行い、必要に応じ改善充実を図る。 【121-2】 学生への学習支援を担当するクラス担任、ユニット担任、卒業研究担当教員の配置数及び支援業務について点検・評価を行い、必要に応じ改善充実を図る。 【121-3】 ティーチング・アシスタント制度の効果的な活用方法について検討し、充実に努める。 【121-4】 電子版に加え、在学期間分の冊子体シラバスを配付し、教育支援の一層の充実を図るとともに、最新のデータを提供する。 【121-5】 学生相談室によるメンタルヘルス等に関する講演会を実施する。 【121-6】 学生相談を円滑に進めるために専門的知識を付与させる研修やセミナーへ	○　学生支援体制の改善・充実 平成20年４月から大学教育センターの組織を従来の「教育・学生支援部」「教育改善部」「大学院教育部」の３部体制から、「学部教育部」「大学院教育部」の２部体制に改編した。またFD等の審議機関であった「教育改善部」を「教育改善室」に移行し、大学教育センター長（教育担当理事）が直轄する実施組織とした。さらに学生支援部内の組織であった就職相談室等の各学生支援実施組織を課外活動支援室、学生相談室、就職支援室、留学生支援室の４室に大学教育センター長（教育担当理事）が直轄する組織に再編した。 ○　学生支援の改善充実 平成20年度の学部教育再編にあわせ、大学教育センター運営会議において、学生支援教員の役割について検討を行い､学生への学習支援としてクラス担任、ユニット担任、卒業研究担当教員を配置することとした。また、クラス担任は全教員が担当するようローテーションを決めて配置することとした。 ○　TA経費の配分等 大学教育センターにおいて、TAの取扱いに関する要項を定め、配分予算に応じて、物理、化学、生物及び地学の実験、全学農畜産実習等の基盤教育科目、共通教育科目、展開教育科目の実験・実習科目に効果的にTAを配置し、教育支援を実施した。 ○　シラバス 電子版シラバスに加え、印刷シラバスを配付し、学生の教育支援の充実を図っている。電子版シラバスには常に最新の内容に更新している。 ○　メンタルヘルスに関する講演会等の実施 平成19年度に本学学生相談室カウンセラーを中心に十勝地方の高等教育機関の学生相談関係者を結ぶネットワークを始動させた。平成20年度も研修会を５月と８月に実施した。 学生相談室のカウンセラーを講師にメンタルヘルス等に関する講演会を３月に実施した。

	参加する。 【121-7】 就職相談室による就職活動に関する講演会（履歴書の書き方、面接対応等）を実施する。 【121-8】 学生に対する就職支援活動の一環として合同企業説明会を実施する。 【121-9】 就職相談室の支援強化を図るため教員のための就職支援セミナーを実施し、就職相談体制の充実を図る。	○　メンタルヘルス研修会セミナー等の参加 メンタルヘルス研究協議会（11月）にカウンセラー１名、全国学生相談研修会（12月）にカウンセラー２名および全国大学メンタルヘルス研究会（１月）にカウンセラー１名が参加し、相談員の質の向上を図った。 ○　就職ガイダンスの実施 昨年度に引き続き、就職活動の支援のため、就職活動の心構え、履歴書・エントリーシートの書き方、手紙・メール・面接のマナーなど就職活動には欠かせないマナーに関する就職ガイダンスを前期に７回、後期に６回、合計13回実施した。 ○　合同企業説明会の実施 昨年度に引き続き、合同企業説明会を２回実施し、11月15日開催の第１回の説明会には76企業、約200人の学生が参加し、２月28日開催の第２回の説明会には、60企業、約150人の学生が参加した。説明会の後には企業と教職員とで情報交換を行った。 ○　オフィスアワーシステムの周知 新入生ガイダンスにおいて、大学教育センターから大学での学び方や教育システムについて説明を行うとともに、オフィスアワーの活用について周知を行った。 ○　学生表彰 昨年度に引き続き、学生表彰規程に基づき、各ユニット及び別科成績上位12人の優秀な学生に対する顕彰を行った。 ○　補習教育の実施 基礎学力の向上及び大学へのスムーズな移行のため、数学・生物・化学・物理・英語の５科目について補習教育を実施した。受講者アンケートの結果も「受講してよかった」「次年度も開講して」など評価が高かった。また、農業高校出身学生を対象として、自己学習支援プログラムを実施したが、補習教育を実施したことにより利用学生は少なかったものの、幅広い学習環境を提供することができた。 ○　インターンシップ経験者の体験発表の実施 学士課程及び大学院課程において実施したインターンシップ報告会を12月17日に学部・大学院合同で関係者約50名が参加し実施した。 ○　入学料免除及び授業料免除制度の周知・活用 入学料免除及び授業料免除制度を早期に周知するとともに、申請書の提出時に聞き取り調査を行うなど厳正な審査を行った。 ○　留学生向け奨学金の周知 日本学生支援機構、北海道、その他民間団体等の奨学金について周知及び推薦を行った。 ○　チューターの配置 昨年に引き続き、初年度の留学生全員にチューター学生を配置し、学習・研究指導、日本語指導、学内での諸手続の支援、生活情報の提供等きめ細かな支
【122】 専門職業人としての基盤的・基礎的知識に関する学習効果を高める観点から、オフィスアワーシステムの周知、学習の動機付けに資する顕彰制度の効果的な活用、補習教育の充実を図る。	【122-1】 ガイダンス等においてオフィスアワーシステムの周知に努め、その活用を図る。 【122-2】 学生の成績向上に向けての動機付けに資するため、優秀な学生に対する顕彰を引き続き行う。 【122-3】 高校での学習内容や入学者選抜方法の多様化などに対応するために、入学後の補習教育についての研究・検討を進め、必要に応じ充実を図る。	
【123】 専門職業人意識の向上を図る観点から、インターンシップの充実等により実社会との接点を持つ教育の機会の増加など実践的な教育の強化を図る。	【123-1】 実践教育の充実を図るため、インターンシップ受入企業等を開拓し、就業体験実習の拡充を図る。 【123-2】 専門職業人意識の向上を図るため、基盤教育の授業の一部にインターンシップ経験者の体験発表を導入する。	
【124】 留学生・社会人を含む学生の安定的な大学生活の支援を図る観点から、適切な学費低減措置の設定及び周知、外部奨学金制度に係る情報提供、チューター制度の活用などに積極的に取り組むとともに、大学独自の奨学金制度の創設に取り組む。	【124-1】 ホームページやガイダンス等により入学料免除及び授業料免除制度の周知に努めるとともに、公平・公正な審査に努める。 【124-2】 独立行政法人日本学生支援機構等の	

	奨学金制度の周知に努め、活用を推奨する。 【124-3】 留学生一人一人にチューター学生を配置し、きめ細かな支援を行う。 【124-4】 私費留学生を対象とした奨学金制度の充実について検討する。	援を行うことにより、留学生の学習・研究成果の向上を図った。また、チューターの業務が適切に行われているかを確認するため、毎月、業務報告書の提出を義務づけている。 ○　従来からの奨学金制度の継続 ・帯広畜産大学育英奨学費支給 大学院博士後期課程１名、修士課程１名に支給（50,000/月） ・帯広畜産大学後援会奨学金の支給 岩手連大博士課程1名、大学院博士前期課程1名に支給（30,000/月）

Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上の状況
(2) 研究に関する目標
①　研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	
	○　目指すべき研究の水準に関する基本方針 ・　社会のニーズの変化や研究の先端化に対応して、能動的、全学的な協力体制を基盤として、獣医・農畜産学分野の世界的水準の研究を推進することを基本方針とする。 ○　研究成果の社会への還元等に関する基本方針 ・　「食の安全と安心」確保に関する実践研究を組織的かつ重点的に推進し、その研究成果を社会に還元することを基本方針とする。 ・　地域社会における農畜産業をはじめとする産業振興の知的拠点（クラスターコア）としての役割を果たすべく、知の集積・発信を積極的に実施することを基本方針とする。 ・　積極的に研究成果を世界に発信し、国際的な高い評価を受ける優れた研究の蓄積を図ることを基本方針とする。 ・　獣医・農畜産系専門大学としての個性、特性を活かし、実践研究等に基づき得られた知的財産に関する情報を的確に収集し、有効活用を積極的に推進することを基本方針とする。

中　期　計　画	年　度　計　画	計画の進捗状況
○　目指すべき研究の方向性 ①　「21世紀COEプログラム」において目指すべき研究の方向性 【125】 「21世紀COEプログラム」に採択された「動物性蛋白質資源の生産向上と食の安全確保－特に原虫病研究を中心として－」を基盤に、全学的な協力体制をより強化し、世界的水準の中核的研究拠点形成を目指す。	○　目指すべき研究の方向性 ①　「21世紀COEプログラム」において目指すべき研究の方向性 【125】 21世紀COEプログラムで実施した研究課題は引き続き推進する。原虫病研究センターおよび大学院畜産衛生学専攻を中心としたグローバルCOEプログラムの採択を引き続き目指す。	○　グローバルCOEプログラムの採択 「学際、複合、新領域」で『「アニマル・グローバル・ヘルス」開拓拠点』が採択された。これにより21世紀COEプログラムの成果を基盤に、獣医学と畜産学が融合した「国際畜産衛生学」の世界的中核教育研究拠点を目指し、新たに構築した23の機動的教育研究単位「セルユニット」を編成して本プログラムを開始した。 ○　国際獣疫事務局(OIE)コラボレーティング・センターの認定 原虫病研究センターが世界初となる原虫病専門のOIEコラボレーティング・センターとして認定され、研究体制の整備を図った。 ○　教育改革・改善プロジェクトによる研究の推進 学長裁量経費である教育改革・改善プロジェクトにおいて、動物・植物生産に関する研究として「作物のバイオマス生産性に関わる膜輸送系の解明」、「アンモニア吸着麦桿の反芻動物における飼料価値」、食品加工に関する研究として「ポテトペプチドの安全性確保と栄養機能の検索」、流通に関する研究として「十勝におけるホエー給与型豚の経済合理性の解明と普及条件の分析」、「民間流通下における小麦品質の価格形成に及ぼす影響に関する分析」、「食の安全」確保に関する研究として「マラリア原虫のハマダラカ唾液腺侵入メカニズム」「病原体媒介蚊のマラリア原虫認識メカニズムの解明」を新規に採択することにより、これらの研究を推進した。 ○　外部研究資金による研究の推進 競争的資金への応募を支援することにより、自然冷熱を活用した貯蔵農産物のブランド化と貯蔵システムの開発」（農林水産省・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業)、「フレックス酵母による高効率エタノール生産技術
【126】 研究拠点形成に向けた実施計画として、「動物性蛋白質資源の生産向上」、「動物性食品の安全確保」、「フードシステムの構築」の３点を定期的に自己評価を実施しながら推進する。	（グローバルCOEプログラム不採択のため具体的計画はない。）	
【127】 日本における家畜の法定（届出）伝染病診断及び食品の安全性検査や衛生管理システムの検証に関する中立的研究機関としての信頼性を醸成するため、食の安全監視分野における実績を生かし、更なる充実に取り組む。	【127】 日本における家畜の法定（届出）伝染病診断及び食品の安全性検査や衛生管理システムの検証に関する中立的な研究機関として、国の機関及び国際機関との協力・連携に努めるとともに原虫病の監視と制圧に関する国際獣疫事務局（OIE）のコラボレーティングセンター認定を目指す。	
②　畜産学部において目指すべき研究の方向性	②　畜産学部において目指すべき研究の方向性	

【128】 21世紀に必要な生物資源の安全確保と環境保全に根ざした持続的な生産体系を構築するための動物・植物生産、食料加工、流通に関する基礎的・技術的・政策的研究を行う。	【128】 生物資源の安全確保と環境保全に根ざした持続的な生産体系を構築するため、「動物・植物生産」、「食料加工」、「流通」に関する研究を政策的に推進する。	
【129】 寒冷地の大規模畑作・畜産を中心とする土地利用と、それを取り巻く自然・市場・人間社会環境との相互作用機構及び持続的発展方向に関する複合領域的研究を行う。	【129】 寒冷地の大規模畑作・畜産特に十勝の自然・市場・人間社会環境と調和して持続的に発展する複合領域的研究を政策的に推進する。	
○　大学として重点的に取り組む領域 大学全体における組織的な研究に関して総括する「全学研究推進連携機構」（仮称）を学長の下に設置し、全学的な研究推進体制を構築するとともに、以下の分野を重点領域として取り組む。 【130】 「食の安全と安心」確保の観点から、動物由来感染症の予防・診断・治療方法の確立に結びつく基礎研究の充実のため、獣医学及び畜産学両領域にわたる学際的な研究組織を構築し、感染症のみならず家畜衛生全般に及ぶ領域の高度な研究に取り組む。	**○　大学として重点的に取り組む領域** 【130】 「食の安全」確保の観点から、動物由来感染症の予防・診断・治療方法の確立に結びつく基礎研究を充実のため、疫学調査、BSE等感染症に関する研究を推進し、さらに獣医学及び畜産学融合領域の研究を充実させ、感染症のみならず家畜衛生全般に及ぶ領域の高度な研究に取り組む。	
【131】 「生物系資源の持続的活用」の観点から、地域社会の農畜産由来のバイオマス資源における生産・収集・変換・利用の確立に結びつく技術・施策に関する基礎的・応用的な研究を推進する。	【131】 地域社会の農畜産由来のバイオマス資源における生産・収集・変換・利用の確立に結びつく技術・施策に関する基礎的・応用的な研究を政策的に推進する。	
○　研究成果の社会への還元に関する具体的方策 【132】 「健康動物による生産から消費まで」の社会の安全監視に関連して、「原虫病研究センター」を中心として人獣共通感染症に関する基盤・応用開発研究を推進・公表する。	**○　研究成果の社会への還元に関する具体的方策** 【132】 社会の安全監視に関連して、「原虫病研究センター」を中心として人獣共通感染症に関する基盤・応用開発研究を政策的に推進し、社会へ公表する。	
【133】 循環型社会の形成に向けた農山漁村の可能性創出に寄与するため、「畜産	【133】 循環型社会の形成に向け、畜産フィールド科学センターは『粗飼料の高度	

の開発」（農林水産省・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業）、「北海道産低品位石炭を活用したパーラー排水浄化システムの開発」（経済産業省・地域資源活用型研究開発事業）およびシーズ発掘試験９件（科学技術振興機構）が新規に採択され、当該分野での研究を推進した。

○　人獣共通感染症に関する共同研究および技術的支援
馬ピロプラズマ病の診断法に関して動物検疫所と（財）日本生物科学研究所と、馬バベシア病に関してスペインとドイツと、ネオスポーラに関して国内の民間会社と、イヌバベシアの診断法に関してオーストリアの民間会社とそれぞれ共同研究を実施するとともに、馬バベシア病の診断法に関して農林水産省関連機関に技術的支援を行った。

○　畜産フィールド科学センターを中心とした実践的研究の推進
全国の家畜診療施設の血液検査装置の精度管理と代謝プロファイルテスト（牛群検診）の事業展開を開始した。「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択され，平成19年度より実施している、臨床獣医師対象のリカレント教育（生産獣医療技術研修）については、継続開催した。また、センター内の圃場を活用したバイオ燃料の製造と，その製造粕の家畜飼料としての利用に着手するとともに、学外の機関と家畜生産システムを活用する共同研究を実施した。

○　講演会・展示会等の主催および参加
畜産に関わる温室効果ガスの制御と利用に関する国際会議（GGAA）の国際プレシンポジウム「地球温暖化防止と持続的農業を考える国際シンポジウム」（６月27日）、ユネスコのアジア・太平洋地域教育開発計画事業（APEID）による「帯広農村開発教育国際セミナー」（８月４日～８日）、十勝アグリバイオ産業のための人材育成・第２回シンポジウム「食材の宝庫から人材の宝庫へ」（10月31日）、第４回スクラム十勝シンポジウム「石油・肥料・飼料価格高騰と、これからの十勝農業」（11月19日）、大学改革シンポジウム「北海道における環境配慮型農業のあり方と大学の役割」（11月28日）、北見工業大学と札幌医科大学との医工農連携セミナー「がんの予防治療に関する研究紹介と連携」（11月７日）、学術交流協定校である大韓民国忠南大学校獣医科大学との学術交流シンポジウム「トリインフルエンザの予防と対策」（12月19日）、「街育プラザ」事業・成果報告会（３月４日）を開催した。また、今年度加入したR&Bパーク札幌大通りサテライト（HiNT）や全国各地で開催された展示会において、本学の取り組み、研究成果および知的財産を紹介して積極的な情報収集・発信に努めた。

○　地域連携事業の推進
平成19年度に採択された帯広市との共同事業「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」においてプレイヤー研修生10名、コーディネーター研修生８名を新たに受け入れるとともに、プレイヤー研修生９名、２年間の研修を終えたコーディネーター研修生２名を送り出した。また、本学が研究費を拠出して、地域の課題について市民とともに共同研究するプロジェクトを立ち上げ、一般公募で選定した課題についての研究を推進した。

○　都市エリア産学官連携促進事業（発展型）の申請
前年度まで行っていた都市エリア産学官連携促進事業の発展型事業に本年度コア研究機関として応募して不採択となったが、事業内容から１年間の調査事業として研究を継続することになった。来年度の採択に向けた事業計画立案に

フィールド科学センター」を設置し、地域農畜産研究機関と連携して農畜産由来のバイオマス資源に関する基礎的・実践的研究を推進・公表する。	活用と穀物（濃厚飼料）生産による飼料自給率の向上』、『バイオガスプラントおよびバイオディーゼル燃料によるエネルギー循環』の研究を推進して循環型家畜生産システムの実証に取り組む。また、全国の家畜診療施設の血液検査装置の精度管理と血液サンプルの送付による代謝プロファイルテスト（牛群検診）を事業展開すると共に、臨床獣医師対象のリカレント教育（生産獣医療技術研修）を継続開催し、生産獣医療の拠点化に取り組む。	コア研究機関として参画し、平成21年度から５年間の事業計画を策定して応募した。 ○　受託・共同研究の受け入れ実績 受託研究・共同研究の受入件数・金額について、受託研究件数（60→55件）、受託研究金額（392,173,517→372,365,901円）、共同研究件数（78→70件）、共同研究金額（50,680,000→50,248,200円）となった。 ○　知的財産創出に関する活動 学外講師による知的財産セミナーとして「電子図書館による論文検索のセミナー」（11月17日）、「研究ノート・著作権セミナー」（12月18日）、「ライフサイエンス分野の特許事情」（２月５日）を開催した。知的財産発掘のため、本学知的財産アドバイザーが７名の教員と面談を実施し、そのうちの１名から発明届が提出された。また、知的連携企画オフィス会議を11回開催し、発明28件について審査して23件を特許出願した。 ○　保有する知的財産の活用 科学技術振興機構・科学研究成果展開総合データベース（J-STORE）に10件（累計19件）登録した。知的財産となりうるシーズに関しては、内容を紹介した冊子の最新版を作成するとともに、岩手大学との産学官連携戦略展開事業において連携大学および企業と技術移転の情報交換を行った。 ○　組織的な競争的資金への応募 戦略マネジメント室において検討した課題「炭素・窒素・リンの有効利用による環境保全型農法の構築」を平成21年度特別教育研究経費（研究推進）概算要求に申請したところ、採択されて平成21年度～平成25年度の５ヵ年実施することになった。
【134】 地域を中心とした循環型社会の形成に向けた農畜産業・食料関連産業の育成に寄与するため、「地域共同研究センター」を設置し、共同研究や受託研究など地域地場産業や地域研究機関等と連携協力する拠点とする。	【134-1】 地域共同研究センターを拠点として、共同研究や受託研究など地場産業や地域研究機関等と連携協力を拡充し、地域を中心とした循環型社会の形成に向けた農畜産業・食品関連産業の育成に寄与する施策の展開を図る。 【134-2】 地域共同研究センターを中心に大学の研究シーズに係る講演会、説明会を引き続き実施するとともに今まで確立した産学官連携ネットワークの強化を図る。 【134-3】 国際セミナーの開催、国際学会への参加などを通じて研究成果を地域社会へ還元するとともに世界に発信する。	
【135】 「知的連携企画オフィス」（仮称）を設置し、「地域共同研究センター」を核とした知的財産の創出等に係るプログラムを策定するとともに、社会への還元等を含む社会との連携の一元的な運用を図る。	【135-1】 知的財産の管理活用を効率的・効果的に推進する観点から、「知的連携企画オフィス」において、「地域共同研究センター」を核とした知的財産の創出等に係るプログラムを策定するとともに、知的財産の管理活用、社会への還元等を含む社会との連携を図る。 【135-2】 知的財産に係る研究成果の公表を推進する。	
○　研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【136】 更なる研究の水準の向上並びに研究	**○　研究の水準・成果の検証に関する具体的方策** 【136】 更なる研究の水準の向上並びに研究	

成果の効果的な活用を図る観点から、「全学研究推進連携機構」（仮称）において、大学全体の研究水準及び研究成果に関して継続的に検証する。	成果の効果的な活用を図る観点から、全学研究推進連携機構内に設置された戦略マネジメント室及び知的連携企画オフィスにおいて、大学全体の研究水準及び研究成果に関して継続的に検証する。	

Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上の状況
(2) 研究に関する目標
②　研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	○　研究者等の配置に関する基本方針 ・　大学の研究戦略に基づき、社会のニーズの変化や研究の先端化に対して能動的で責任ある対応のできる柔軟な研究者等の配置を基本方針とする。 ○　研究環境の整備に関する基本方針 ・　研究資金の配分及び研究設備等の整備については、適切な評価に基づいて、大学の研究戦略が反映しうるシステム構築を目指すことを基本方針とする。 ○　研究の質の向上システム等に関する基本方針 ・　研究の質の向上のため、プロジェクト研究の推進、学学連携の推進など多様な展開を図るとともに、多元的業績評価を活用していくことを基本方針とする。

中　期　計　画	年　度　計　画	計画の進捗状況
○　適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【137】 本学の独自性を最大限に発揮できる研究を推進するため、また、重点的に研究の推進を図る大動物畜産衛生に係る研究を効果的に推進するため、任期制の導入を含め柔軟かつ重点的な人材の充当を行う観点から、教職員の配置の運用に関しては、学長が定める基本方針に基づき、役員会が配置運用計画を策定し、学長が決定する。	**○　適切な研究者等の配置に関する具体的方策** 【137】 財政運営計画を踏まえ、戦略的に補充が必要な部署について配置を行う。	○　適切な研究者等の配置の実施 「学長室」で教員の補充に関する基本方針原案を策定して、役員会に諮ることにより11件の補充を行った。このうち任期付き助教として新規採用したのは８件である。教員所属組織としては、新たに「研究域」を設置し、研究活動の活性化を踏まえた具体的な教員の配置先として７研究部門、16分野への再配置を行った。また、一層の研究推進のために研究員24名、研究の効率化のためにリサーチ・アシスタント13名を採用した。新規に採択されたグローバルCOEプログラムでは、優秀なRAを確保する観点からAGH職員に関する要項を制定して月給制のAGHトップRA及びAGHRAの雇用を可能とし、AGHトップRA３名及びAGHRA22名の合計25名を雇用した。 ○　優れた業績をあげた研究者に対するインセンティブの付与 学内公募型プロジェクト研究経費において、優れた業績をあげた研究者に対し、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを付与した。 ○　研究部門単位での配分 各部門の活動の活性化のため、部門運営費を新設し配分した。また、学内公募型プロジェクト研究経費の公募にあたり、実施要領を変更し「大型研究プロジェクト」を研究部門における研究計画として募集し配分を行った。 ○　教員個人毎に配分する基盤的研究経費の検証 経営戦略WGにおいて、次期中期目標期間の財政見通しを検証の上、必要に応じて見直しに着手する予定としていた。しかし、第２期中期目標期間に係る運営費交付金の算定ルール、効率化減の取扱い等の見通しが、本年度中に立たなかったことなどから、実質的な見直しは平成21年度に実施する予定である。 ○　設備の整備 概算要求、平成20年度補正予算による国への予算要望のほか、学内財源により「重点整備事項」として設備の整備を進めた。 ○　学内設備の稼働状況等の調査
【138】 大学全体の研究水準の向上等に資する観点から、リサーチ・アシスタント等の研究補助員による研究支援体制を一層強化する。	【138】 大学全体の研究水準の向上等に資する観点から、リサーチ・アシスタント等の研究補助員による研究支援体制強化を継続する。	
○　研究資金の配分システムに関する具体的方策 【139】 「全学研究推進連携機構」（仮称）において、教員の研究業績評価等に基く研究資金配分システムの構築に関して、研究費と研究業績に関する効果性等に係る調査研究を行い、その研究成果を基に、役員会において業績評価と傾斜配分が適切に比例するシステムの構築を目指す。	**○　研究資金の配分システムに関する具体的方策** 【139-1】 教員の研究業績評価等に基づく研究資金配分システムであるプロジェクト型資金配分について、前年度採択プロジェクトのうち優れた研究業績をあげたものに対しインセンティブを付与する仕組みを導入する。 --- 【139-2】 基盤的研究経費について、前年度までの教員個人毎に対する配分に加え、研究部門単位での配分を行い研究活動の活性化を図る。また、教員個人毎に	

	配分する基盤的研究経費について検証し、必要に応じて見直しに着手する。	設備リストに基づく各設備の稼働状況調査及び調査結果に基づくデータベース化の検討を、財務課内で行ったが、実施体制、調査内容、データベース化の方策等の調整がつかなかったことから、調査の実施には至っていない。平成21年度に継続して実施に向けた検討を行う予定である。
○　研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 【140】 研究設備の有効利用を図るために、「全学研究推進連携機構」（仮称）に研究設備に係る企画立案機能を持たせ、一層の有効利用並びに計画的な整備を推進する。	**○　研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策** 【140】 前年度に策定した「帯広畜産大学における設備整備に関するマスタープラン」に基づき、学内の研究機器の有効利用方策、共同利用化等に向けての検討を行う。	○　共同利用化への準備 稼働状況調査とあわせて、集約化・共同利用化についての問題点、意見等を集約し、学内設備の有効活用についての検討を行う予定としていたが、本年度中に稼働状況調査を実施できなかったことから、共同利用に向けた検討を平成21年度に継続して行う予定である。
○　知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 【141】 知的財産の管理活用を効率的・効果的に推進する観点から、「知的連携企画オフィス」（仮称）において、知的財産の管理活用の一元的な運用を図る。	**○　知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策** 【141-1】 知的財産の管理活用を効率的・効果的に推進する観点から、知的連携企画オフィスにおいて、知的財産の管理活用を図る。 【141-2】 技術移転専門家の養成に努めるほか技術移転機関（TLO）などの活用について検討する。 【141-3】 知的財産に関する知識取得のため開催している講演会の充実を図るなど、知的財産の取得を督励する。	○　知的財産の管理・活用体制の見直し 知的財産の管理・活用にかかる責任体制の確立と知的財産に係る大学執行部の迅速な判断システムの構築及び事務の効率化を図るためには、更なる検討が必要であると判断し、地域共同研究センターの名称変更も含めた新組織への体制変更および知的財産関連規定の改正は平成22年４月に変更することとした。 ○　技術移転専門家の養成 地域共同研究センターに配属されたNEDOフェローに対し、本学知的財産アドバイザーによる知財教育研修を毎月実施するとともに、各種セミナー、イベント、海外研修等に参加させ、若手の技術移転専門家としての資質の向上を図った。 ○　技術移転への取り組み 全国各地で開催される講演会・展示会に参加して大学所有の知的財産を紹介することにより、技術移転先の発掘を図った。また、科学技術振興機構・科学研究成果展開総合データベース(J-STORE)に10件（累計19件）登録した。知的財産となりうるシーズに関しては、内容を紹介した冊子の最新版を作成するとともに、岩手大学との産学官連携戦略展開事業において連携大学および企業と技術移転の情報交換を行った。
○　研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【142】 「研究活動に関する業績評価プロジェクトチーム」（仮称）を置いて、常なる業績評価システムの見直しに資するため、研究活動における質の向上を一層促進する業績評価システムに関する調査検討を行い、質の高いシステムの構築を目指す。	**○　研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策** 【142-1】 これまでの検討結果をふまえ、より効果的で効率的な業績評価システムの構築を目指す。 【142-2】 教員の研究業績評価等に基づく研究資金配分システムであるプロジェクト型資金配分について、前年度採択プロジェクトのうち優れた研究業績をあげたものに対しインセンティブを付与する仕組みを導入する。	○　知的財産創出に関する活動 学外講師による知的財産セミナーとして「電子図書館による論文検索のセミナー」（11月17日）、「研究ノート・著作権セミナー」（12月18日）、「ライフサイエンス分野の特許事情」（２月５日）を開催した。知的財産発掘のため、本学知的財産アドバイザーが７名の教員と面談を実施し、そのうちの１名から発明届が提出された。 ○　より効果的で効率的な業績評価システムの構築に向けた検討 企画評価室ＷＧにおける、多元的評価項目の見直しの検討結果が教員にフィードバックされ、検討が進行中であり、併せて多元的業績評価情報委員会においても検討が続けられている。
【143】 研究者における研究発想の転換や時間の要する根源的追求を促進するため、多元的業績評価による長期有給休暇制度の導入を目指す。	【143】 研究者に対するサバティカル制度の導入を目指して引き続き検討する。	○　本学サバティカル制度 平成19年２月開催の戦略会議におけるサバティカル研修制度導入についての審議結果を踏まえ、内容等を見直し、平成21年４月１日付の戦略的な教員採用後に、学内意見聴取、調整を実施することとした。 ○　原虫病研究センターにおける共同研究

○　全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 【144】 「原虫病研究センター」による国内外の関連研究機関との共同研究について一層の充実を図り、全国の大学等の中核となって原虫病研究の推進を図る。	○　全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 【144】 原虫病研究センターによる国内外の関連研究機関との共同研究について一層の充実を図り、全国の大学等の中核となって原虫病研究の推進を図る。	平成20年度の共同研究について、平成20年１月に公募により３件を採択したほか、同年12月の追加公募により５件を採択した。これ以外を含めて実施した共同研究名および機関は次のとおりである。 ・バベシア原虫全長cDNAライブラリーの構築（東京大学医科学研究所） ・原虫生物進化に関する研究（大阪大学） ・バベシア病に関する診断法の開発（北里大学） ・トリパノソーマの診断法の開発（栄研化学） ・マラリアの適正技術開発（国立医療センター） ・原虫病に対するワクチンの開発（産業技術総合研究所） ・トキソプラズマ症の疫学調査（マヒドン大学） ・原虫病の疫学調査研究（カセサート大学） ・組換え原虫の作製（北京農業大学） ・動物バベシア病に関する診断法の開発（オンデルステポルト獣医学研究所） 国際獣疫事務局からは、レファレンス・ラボラトリーの役割として、バベシア抗原の提供の要請を受けて共同研究の打ち合わせを行い、診断用組換え抗原を作製した。
【145】 「地域共同研究センター」を中心に他大学及び他の研究機関とも連携をとりつつ、実践的な研究活動の展開に資するため、大学の独創的基盤研究成果（研究シーズ）と社会のニーズを基にしたプロジェクト研究を中心とした産学連携に係る学内共同研究を推進する。	【145-1】 地域共同研究センターを中心に他大学及び他の研究機関とも連携をとりつつ、実践的な研究活動の展開に資するため、大学の独創的基盤研究成果（研究シーズ）と社会のニーズを基にしたプロジェクト研究を中心とした産学連携に係る新たな学内研究課題を探索する。 【145-2】 他大学及び他の研究機関と連携した研究プロジェクトに関するセミナー等を積極的に主導・参画することにより、地域における実践的な研究活動の展開と広く学内研究者の参加促進を図る。 【145-3】 地域農畜産研究機関との連携体制を強化し、共同研究の充実を図る。	○　地域共同研究センターを中心とした連携 北見工業大学および釧路工業高等専門学校がそれぞれ進めている人材育成事業に講師及び委員として参画した。 本年度採択された経済産業省・地域資源活用型研究開発事業「北海道産低品位石炭を活用したパーラー排水浄化システムの開発」において(独)産業技術総合研究所、㈱アクト、KCMエンジニアリング㈱とともに共同で実施した。 岩手大学と共同申請して採択された産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）では、弘前大学、岩手大学、山形大学とともに事業実施に向けて関係規定の整備等を行い、本学で実施した知的財産セミナーを各大学にテレビ会議システムにより配信した。 北見工業大学地域共同研究センター、札幌医科大学附属産学・地域連携センターとは「医工農連携セミナー」（11月７日）を本学において開催した。 北海道大学、酪農学園大学と共同で実施中の「食の安全・安心の基盤としての地域拠点型教育研究システムのネットワーク形成事業」では、11月に北海道大学で開催されたシンポジウム「食の安全・安心を3大学と地域の連携で考える」に参加した（11月26日）。 釧路高専、釧路公立大、北見工大、北海道農業研究センター芽室研究拠点、十勝イノベーションフォーラム、十勝農業協同組合連合会から講師を招いた大学改革シンポジウム「北海道における環境配慮型農業のあり方と大学の役割」（11月28日）を開催した。
○　学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 【146】 家畜衛生の向上と食の安全性の確保に貢献することを目的に、「大動物特殊疾病研究センター」を設置し、大動物畜産衛生に係る高度専門職業人・研究者の育成にも資する大動物特殊疾病の診断・治療・予防法の開発に関する基礎及び応用研究を展開するとともに、社会から期待される牛海綿状脳症（BSE）対策プロジェクト等緊急な研究課題にも適切かつ迅速に取り組む。	○　学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 【146】 家畜衛生の向上と食の安全性の確保に貢献することを目的に、大動物特殊疾病研究センターにおいて、大動物畜産衛生に係る高度専門職業人・研究者の育成にも資する大動物特殊疾病の診断・治療・予防法の開発に関する基礎及び応用研究を展開するとともに、牛海綿状脳症（BSE）対策などの研究課題にも積極的に取り組む。同時に、巡回臨床を通じた研究課題にも地域の協力を得て積極的に展開し、基礎と応用研究の融合を目指す。	○　「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業の実施 プレイヤー研修生10名、コーディネーター研修生８名を新たに受け入れるとともに、プレイヤー研修生９名、２年間の研修を終えたコーディネーター研修生２名を送り出した。 ○　新興・再興感染症研究拠点形成プログラムの実施、タイ－日本感染症共同フォーラムの参加 北海道大学で開催された新興・再興感染症に関するアジア・アフリカリサーチフォーラムに参加した。 大阪大学とのタイにおける海外研究拠点プログラムに参加し、カセサート、チェンマイ両大学獣医学部で、共同研究に関する打合せ、セミナー、原虫病の疫学調査を実施した。

○　スクラム十勝の活動
「第４回スクラム十勝シンポジウム～石油・肥料・飼料価格高騰と、これからの十勝農業～」（11月19日）を開催し、積極的に一般市民に対して研究成果を公表したほか、スクラム十勝戦略計画チームWGにおいて、構成機関を主体とした都市エリア産学官連携促進事業の発展型事業にコア研究機関として応募して不採択となったが、事業内容から１年間の調査事業として研究を継続することになった。来年度の採択に向けた事業計画立案にコア研究機関として参画し、平成21年度から５年間の事業計画を策定して応募した。

○　「ゼロエミッション型畜産農場」に関する研究推進
国土交通省の補助事業で株式会社ドーコンが実施している「ゼロエミッション型エネルギー地産地消エリア形成に関するモデル調査」について、本学が共同研究機関として参画しているほか、競争的資金である農林水産省の新たな農林水産政策を推進する実用技術開発において、「自然冷熱を活用した貯蔵農産物のブランド化と貯蔵システムの開発」を本年度、応募・採択され、地球温暖化防止等に関連する研究を推進した。

○　子牛の管理技術の確立、牛馬の周産期疾病の予防や繁殖成績向上のための飼養管理技術の構築
以下の具体的５項目において試験研究を実施した。
・子牛の分娩事故防止のための分娩管理技術の確立
乳牛における体格測定を用いた難産、死産の発生要因の分析について、１酪農場において調査検討し、その結果について北海道３学会において報告した。
・子牛の事故を低減するための安全な定時分娩誘起試験
昨年度からの継続研究により、乳牛および肉牛において分娩誘起試験を行ない、好結果を得た。
・子牛の初乳給与方法と確実な免疫移行方法確立
一昨年からの継続研究により初乳の給与法や初乳製剤の投与方法について研究し、一定の結果を得ている。初乳製剤については製剤の質・量に関しての検討が必要であるとの結果を得た。
・乳牛の分娩前後の管理について、代謝プロファイルテスト、体重変動率（WCR）、体高体重指数（BMI）などを用いた乳牛の周産期疾病予防法の確立
分娩前後の管理について、血液や体格測定により周産期疾病の予防、繁殖成績に向上に取り組み一定の結果を得ている。分娩前後の栄養状態から疾病の発生状況の差を調査し、その発生要因について検討を加えていくデータの蓄積を行った。
・馬の分娩前後の管理技術について血液プロファイル、初乳中の移行免疫などを評価した分娩前後の管理技術の構築
一昨年からの継続研究において、分娩後の雌馬におけるエネルギーおよびタンパク質の給与量の違いがボディコンディションスコア、血液性状および繁殖成績に及ぼす影響についての結果を昨年度日本ウマ科学会において報告し、今年度においても、さらに調査研究を継続中である。

○　学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項
・鳥インフルエンザの簡易血清診断法として抗体検出用のラテックス凝集テストの開発に成功し、銅イオンに動物ウイルスの不活化作用のある事を明らかにした。
・BSEの新しい診断キット（PrioSTRIP）を評価し、その有効性を検証した。
・炭疽、鼻疽、野兎病の特異的遺伝子を標的とした迅速診断法を確立し、10-20

		種類の近縁種を含む他菌種との交差性がないことを確認した。また、炭疽菌の抗体価を５分以内に測定できる検出系も構築した。 ・上述の新規抗体検出法を用いて、炭疽の多発地帯のモンゴルで家畜の血清を採取し、これらの抗体価について調べたところ、ワクチン効果には個体差があること、放牧家畜における炭疽の自然感染が多いことを明らかにした。 ・約15種類の生物剤のリアルタイム検知技術の開発を行い、複数病原体を60分以内に検知するシステムの開発に成功した。この検知システムを組み込んだ機動性の高いモバイル型の検知機器は販売段階に入る予定である。 ・炭疽菌の主要な芽胞蛋白が宿主マクロファージのサイトカイン産生や貪食能を高める一方で、抗原提示能を低下させるなど、菌にとって有利な生存戦略を制御していることを明らかにした。 ・非加熱殺菌食品のうち、日本の伝統食品である浅漬けにおける食中毒菌汚染の疫学調査を行った結果、リステリア菌による汚染が検出され、本菌に対する衛生管理が必要であることを明らかにした。また、マウスにおけるリステリアに対する感受性の背景にはアトピー素因による異常な免疫応答があることを明らかにした。 ・実験的糖尿病が脳神経終末からのグルタミン酸放出を促進することを発見し、機序はP型とN型のカルシウムチャネルを介するカルシウム流入の増加に起因することを証明した。

Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上の状況
(3) その他の目標
①　社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	○　地域社会との連携・協力に関する基本方針 ・　地域社会との連携・協力を更に深めるため、総合的な連携体制（アライアンス）の構築など積極的に地域とのネットワークの強化を図ることを基本方針とする。 ○　産業界との連携・協力に関する基本方針 ・　産業界等との連携・協力を更に深めるため、獣医・農畜産系大学としての個性・特性を活かした総合的な連携体制（アライアンス）の構築など、教育研究に限らず産業界等のニーズに的確に対応しうる柔軟な連携・協力の推進を図ることを基本方針とする。 ○　国際交流・協力等に関する基本方針 ・　海外の大学との学術交流の充実・促進を図るとともに、地球規模の環境保全、人口問題の観点から開発途上国への研究・技術協力の推進を図ることを基本方針とする。

中　期　計　画	年　度　計　画	計画の進捗状況
○　地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 【147】 「地域共同研究センター」における地域の農畜産業に対するコンサルティング機能を強化して、地域産業に密着した問題解決に一層貢献する。	○　地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 【147】 地域共同研究センターにおける地域の農畜産業に対するコンサルティング機能を強化して、地域産業に密着した研究を推進する。	○　地域共同研究センターによる技術相談 308件の技術相談があり、９件が共同研究契約締結に至ったほか、十勝支庁地域政策総合補助金、帯広市ものづくり総合支援補助金、中小企業総合支援センター補助金等の制度を紹介し、事業化、商品化に向けて支援を行った。 中小企業基盤整備機構が実施している「地域力連携拠点事業」において、拠点に指定されている帯広信用金庫のパートナー機関として技術相談に対応した。
【148】 自治体との連携強化及び大学開放の充実を図ることによって、地域社会との連携を一層促進するとともに、地域の自治体等との間で幅広く包括する継続的かつ総合的な連携体制の構築に取り組む。	【148-1】 帯広市との連携協定に基づく連携事業の充実を図る。 【148-2】 平成19年度に採択された、文部科学省科学技術振興調整費による「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業をより一層推進する。 【148-3】 地域社会との連携を図り、まちづくりや人材育成のための教育活動を推進し、生涯学習社会の構築に寄与する。 【148-4】 大学開放事業の積極的展開を図り地域社会に貢献する。 【148-5】 帯広農業高等学校との協定に基づく連携事業を推進する。	○　帯広市および地域との連携事業 平成19年度に採択された帯広市との共同事業「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」においてプレイヤー研修生10名、コーディネーター研修生８名を新たに受け入れるとともに、プレイヤー研修生９名、２年間の研修を終えたコーディネーター研修生２名を送り出した。また、地域住民を対象としてオープンキャンパスを始めとした様々な大学開放事業を展開した。その他の連携事業は以下のとおりである。 ・市民大学講座　５講座12回 ・科学実験講座５講座 ・市内小中高への出前授業件６回、体験授業８件９回 ・公開講座専門講座　４講座 ・市民開放授業　６講座 ・その他帯広市との連携事業　　３件 これ以外に食育活動への参加協力および生涯学習友の会の活動を支援するために大学祭に協賛し市民を対象としたサイエンスカフェを開催した。 ○　帯広農業高等学校との連携事業 研修事業として、北海道総合農学研究会を専門公開講座として位置付けて８月に本学を会場に「食の安全と品質保証を考える」をテーマに実施した。教員研修は８月と10月にそれぞれ１回実施し、教育研究支援事業は帯広農業高等学

	【148-6】 地域の農畜産研究機関との連携体制を維持し､地域ネットワークの確立と、情報の共有化を推進する。 【148-7】 帯広市図書館及び地域の図書館と連携して、地域住民に対するサービスの向上を図る。	校の活動に本学の教員が運営委員として加わった。 SPP講座型学習活動は２回、体験授業は６回、大学施設見学は２回、連携事業の円滑な実施を図るための連携協議会を２回実施した。 ○　地域の農畜産研究機関との連携体制 十勝管内研究機関等の研究者を対象とした情報検索ガイダンス、第４回スクラム十勝シンポジウム「石油・肥料・飼料価格高騰と、これからの十勝農業」（11月19日)、「第８回ヒューマンネット十勝」（１月22日）を開催した。 ○　帯広市および地域の図書館との連携 帯広市図書館との共催により小学生を対象とした調べものの講習会（２回)、地域住民に対する情報検索講習会（１回）を開催した。 帯広市図書館所蔵の古地図（35点)、絵葉書（29点）のデジタル化に協力した。本学で不要となった図書資料については、地域の図書館にも照会して有効的な活用を図った。
【149】 文部科学省が推進する「科学技術・理科大好きプラン」の「サイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）事業」及び「スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）事業」などの高大連携を推進するとともに、大学開放事業等の充実を図るため「地域貢献推進室」を設置して、更なる充実に努める。	【149-1】 文部科学省が推進する「科学技術・理科大好きプラン」を積極的に取り入れ、高大連携、教育関係機関等との連携で、児童生徒の科学技術・理科に対する関心と学習意欲の向上を図り、科学技術・理科教育の推進・発展に寄与する。 【149-2】 帯広農業高等学校との協定に基づく連携事業を推進する。	○　教育に関する企画公募事業への取り組み SPP事業は６件申請６件採択、理数系教員指導力向上研修事業は４件申請４件採択、地域活動推進事業等は７件申請４件採択という多くの支援を受けることができた。 ○　地域共同研究センターの機能の充実 入居中の大学発ベンチャー１社について今後使用料の徴収と技術、経営等に関する助言機能の強化について検討し､将来の施設設置の基盤を構築中である。共同利用分析機器等の学内外者への使用料に関しては、規定を検討するとともに分析専門要員の配置を検討している。 地域企業ニーズ把握のために経済団体の会議等への委員としての参加、講師派遣、会場提供等により交流を深化している。 商品化事案のフォローアップ等を通じ、北海道中小企業総合支援センターの支援を受けることや各種展示会参加による全国展開の有効性等、本学の状況に即した知的創造サイクルの構築に向けて諸条件を検討中である。 帯広市の帯広リサーチ＆ビジネスパーク構想検討委員会には、本学から委員を出して検討に参加している。
○　産学官連携の推進に関する具体的方策 【150】 産業界との間で幅広く包括する継続的かつ総合的な連携体制を構築するため、「地域共同研究センター」において、大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能、起業支援機能及びマネージメント機能の更なる強化を図る。	**○　産学官連携の推進に関する具体的方策** 【150-1】 産業界との間で幅広く包括する継続的かつ総合的な連携体制を構築するため、地域共同研究センターにおいて、特に社会のニーズを把握し、起業支援機能及びマネージメント機能の更なる強化を図る。 【150-2】 大学の研究シーズ等を統合した教員一覧を更新するとともに、その他研究成果等をホームページに掲載するなど広報の充実を図る。 【150-3】 学術情報成果を蓄積・保存し、国内外にインターネットを通じて公開する機関リポジトリの推進を図る。 【150-4】 地域共同研究センターを軸に大学の研究シーズと地域のニーズを基に、地域参加型プロジェクト研究の検討を推進する。	○　研究内容の広報活動 ホームページの「教員一覧」および「シーズ集」についてデータを更新した。い、ホームページに掲載した。 本学の教員、研究者の学術研究成果を収集、蓄積し、現在2,037件を機関リポジトリとして登録した。 ○　地域参加型プロジェクト研究の検討 スクラム十勝戦略計画チームWGにおいて、構成機関を主体とした地域参加型プロジェクト研究を検討し、応募事業の策定をするなど継続的実施・連絡体制を構築した。また、本学が研究費を拠出して、地域の課題について市民とともに共同研究するプロジェクトを立ち上げ、一般公募で選定した課題についての研究を推進した。 ○　都市エリア産学官連携促進事業（発展型）の申請 前年度まで行っていた都市エリア産学官連携促進事業の発展型事業に本年度コア研究機関として応募して不採択となったが、事業内容から１年間の調査事

	【150-5】 多方面にわたる社会的実務経験者等に共通教育科目の授業担当を依頼し、授業内容の充実を図る。	業として研究を継続することになった。来年度の採択に向けた事業計画立案にコア研究機関として参画し、平成21年度から５年間の事業計画を策定して応募した。 ○　授業内容の充実 国際比較畜産論及び人生論において、国際協力機構（JICA）及び農業関係者、実務経験者の講義を行っている。
○　留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【151】 環太平洋・アジア地域からの留学生受入れと派遣留学生の拡大のため、経済的支援策の工夫により留学生交流の更なる充実を図る。	**○　留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策** 【151-1】 留学生の受入について、環太平洋・アジア地域を中心に更なる充実を図る。 【151-2】 私費による派遣留学生への経済的支援方策を検討する。 【151-3】 留学生のための英語による講義・実習を充実する。 【151-4】 国際協力事業推進のための人材確保に努める。	○　留学生交流の推進 本学後援会育英奨学費（一時金）を私費派遣留学生３名に支給した（80,000円/人）。また、平成20年度大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）に採択された「食の安全確保の国際標準化による実践教育」によって、英語による教育を希望する留学生に十分配慮した教育プログラムを作成に着手した。 ○　国際協力事業の推進体制の充実 本年度途中で欠員の生じた国際協力推進担当の非常勤専門職について、速やかに公募及び選考を行い、後任補充を行った。国際協力推進オフィス員として連携融合事業推進室参事役や学務課長を加えるなど推進体制を強化した。 オフィス会議を毎月定例開催（本年度11回開催）とし、事業推進状況の確認や各種情報の共有化等により円滑な事業推進体制とした。
【152】 農畜産物由来食品の「安全と安心」に係る高度専門職業人・研究者の養成に資する観点から、関連する海外の大学等への派遣留学等を拡充するため、経済的支援の充実を図る。	【152】 教育交流担当教員又は事務担当者が学術交流協定校を訪問し、学術・教育交流の充実・促進を図る。	○　学術・教育交流の充実・促進 研究打合せ、シンポジウム、調査等を含め19校の交流協定校に80名の教員を派遣した。また、今年度学術協定期間が満了となったモンゴル国立農業大学、クィーンズランド大学と協議して協定を更新するとともに、原虫病研究センターがフィリピン大学マニラ校公衆衛生学部と部局間交流協定を新たに締結した。
○　教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 【153】 「原虫病研究センター」を中心に生命科学分野の研究拠点（COE）として、外国人研究者の招聘、外国の大学等との研究連携並びにこれらの活動を通して開発途上国への知的支援を積極的に行う。	**○　教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策** 【153】 外国人研究者の招聘、外国の大学等との研究連携並びにこれらの活動を通して開発途上国への知識・技術移転の推進を図る。	○　JICAとの連携協定に基づく事業の推進 海外短期派遣専門家として、平成20年６月から７月、平成21年２月にキルギス共和国へ教員１名及び平成21年１月にエジプトへ教員１名を派遣した。 「フィリピン酪農開発強化プロジェクト」に、平成20年８月14日から９月13日まで６名の学生を派遣し、畜産国際協力ユニットの教育課程の一環として、平成20年８月18日から９月１日まで10名の学生が参加し、タイ（マヒドン大学等）において海外実習を行った。 海外拠点として、平成20年9月にモンゴル国立農業大学獣医学研究所内に本学オフィスを設置し、JICA帰国研修員等を対象に、平成20年９月３日から９月５日までモンゴル国において、「モンゴルにおける食の安全」をテーマに、セミナー及びワークショップを開催した。 JICA草の根技術協力事業「マラウイ耕畜連携システムによる食料の生産性向上と安定的確保」の採択により、専門業務チームを設置し、マラウイ国の予備調査を実施した。 連携協力に関する協定に基づき、国際協力推進オフィスを中心とした全学協力体制のもとで、以下の研修を実施するとともにその他研修事業11コースにも協力した。 ・集団研修「食の安全確保のための人畜共通感染症対策」コース（平成19年11月～平成20年８月・研修員９名、平成20年11月～平成21年８月・研修員11名） ・集団研修「循環型家畜生産システム」コース（平成20年７月～９月・研修員７名） ・地域別研修「中東地域・良質な牛乳生産のための乳牛の使用管理」コース（平
【154】 ユネスコのアジア・太平洋地域教育開発計画（APEID）事業である帯広農村開発教育国際セミナー及び独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業である各種研修の実施については、「国際開発協力オフィス」（仮称）を設置して、全学協力体制のもとで更なる充	【154-1】 ユネスコのアジア・太平洋地域教育開発計画（APEID）事業である帯広農村開発教育国際セミナー及び独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業である各種研修の実施について、国際連携推進オフィスを中心に全学協力体制のもとで更なる充実を図る。	

実を図る。	【154-2】 ユネスコのアジア・太平洋地域教育開発計画（APEID）事業である帯広農村開発教育国際セミナーを開催する。また、開催に際しては、地域・自治体等と連携し、事業成果の普及に努める。 【154-3】 APEID事業を更に促進するため、内外への情報提供を行う。 【154-4】 ユネスコ国際教育計画研究所（IIEP）と連携し、農村開発人材育成のための教育・研究を行う。 【154-5】 独立行政法人国際協力機構（JICA）等と連携して、獣医農畜産分野における国際協力人材を育成するための事業を推進する。	成20年８月～９月・研修員４名） ・国別研修「キルギス・バイオガス技術」コース（平成20年９月４日～９月11日・研修員５名） ・国別研修「マラウイ・食品加工」コース（平成20年９月～11月・研修員２名） ○　外国人研究者の受入れ JICAとの連携事業に加えて独立行政法人日本学術振興会の事業で外国人特別研究員をはじめ22名の外国人研究者を受入れた。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○　教育研究等の質の向上の状況

１．「平成20年度大学改革」における教育研究組織再編の推進

平成16年度から平成18年度までの「平成14年度大学改革」の検証結果の方針のもと、平成20年度より、学部を学科制から課程制に変更した。また、課程制の導入とあわせ、専門教育コースであるユニット及び教育カリキュラムの改編を行い、大学教育センターにおいて、獣医・農畜産融合の教育カリキュラムを編成し、新たなユニットとカリキュラムの検討を行い、「10ユニット＋１サブユニット」から「６ユニット＋１サブユニット」にユニットを改編するとともに、全教員参加型の教育プログラムを編成した。

学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織として設置する方針としていた研究域については、教員の専攻分野に応じて組織される「部門」によって構成し、教員の研究活動は原則として部門を単位として行うこと、また教育組織と研究組織の連携を考慮し、学部・大学院の教育を行う教員は全員「研究域」に所属して、学士、修士及び博士の各課程の教育にあたることとした。

また、教育カリキュラムの企画や大学教育の実行に責任を持つ組織として、平成14年度大学改革により設置された大学教育センターの組織・機能に関する自己点検・評価の結果、組織に関し、教育・学生支援部、大学院教育部、教育改善部の３部及び学生支援に係る各室等の審議事項の棲み分けの必要性、業務量の多寡、大学執行部との意思疎通等の課題が抽出された。これらの課題に対応するため、大学教育センターの組織を大幅に改編した。

平成20年４月から大学教育センターの組織を従来の「教育・学生支援部」「教育改善部」「大学院教育部」の３部体制から、「学部教育部」「大学院教育部」の２部体制に改編した。またFD等の審議機関であった「教育改善部」を「教育改善室」に移行し、大学教育センター長（教育担当理事）が直轄する実施組織とした。さらに学生支援部内の組織であった就職相談室等の各学生支援実施組織を課外活動支援室、学生相談室、就職支援室、留学生支援室の４室に大学教育センター長（教育担当理事）が直轄する組織に再編した。

２．「大学院教育改革支援プログラム」採択による畜産衛生学専攻における人材育成の推進

畜産学研究科畜産衛生学専攻において、「食の安全」に関わる豊富な知識と高度な技術に裏付けされた人材の育成を主眼においた教育拠点機能の確立を目指し、博士前期課程における「獣医・農畜産系の共通化したカリキュラムによる実践教育の充実」と、博士後期課程における「食の安全確保に関わる国際的活動を視野に入れた研究活動」の教育研究体制を平成18年度に採択された「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ」で整備し、その実績を基盤として平成20年度に「大学院教育改革プログラム」が採択された。本教育プログラムの目的は、畜産衛生学専攻におけるこれまでの実質化した教育を、「食の安全確保」のための「国際標準」（「食の安全性確保」のために国際社会において求められる標準的科学技術水準、制度的水準）に適切かつ迅速に対応できる人材を育成する教育に発展的に改革することである。

本教育プログラムを実施することによって、急速に変化する食の安全に関する国際状況を的確に把握・理解し、食の安全確保のための「国際標準」に適切かつ迅速に対応できる人材育成を目指すこととしている。

３．「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」採択による「実践的獣医学教育」の実施

本学獣医学課程では、日本の食料基地として大学周辺に35万頭以上の牛馬が飼育される北海道十勝の立地条件を活かし、また学内に整備されたBSE検査体制と連携して、大動物病畜を生きた教材として実践的獣医学教育を行ってきた。平成20年度に、この取組は文部科学省の「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に採択された。本取組はこれまでの特色ある獣医学教育をさらに発展させ、「実践的診療技術と論理的な問題解決能力および高いコミュニケーション能力を有する大動物臨床獣医師を養成する」ことを目的に、地域と連携して実際の大動物病畜を材料とした実践的臨床獣医学教育を実施する。具体的な成果目標は、(1) 大動物臨床獣医学に興味を持たせる、(2) 学生が生きた病畜に触れ・考え・発表することにより問題解決能力を養成する、(3) 質の高い大動物臨床獣医師を育成する、(4) 実践的な大動物獣医学教育プログラムを確立し全国の獣医系大学に普及することとし、食の安全・安心の確立のために活躍する大動物臨床獣医師を育成すべくプログラムを推進している。

４．独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携協力協定による学生の海外派遣

平成17年に、本学は我が国で初めて独立行政法人国際協力機構（JICA）との間で協力協定を締結した。この協定に沿って、平成20年８月から９月にかけて、JICAとの連携協力協定に基づく青年海外協力隊短期派遣制度を利用した学生のボランティア派遣を実施し、第５次派遣となる本年度は、学生６名を「フィリピン酪農開発強化プロジェクト」へ派遣した。また、畜産国際協力ユニットの教育課程の一環として、学生10名がタイ国（マヒドン大学等）において海外実習を行ったほか、海外短期派遣専門家として、平成20年６月から７月、平成21年２月にキルギス共和国へ教員１名及び平成21年１月にエジプトへ教員１名を派遣した。

５．研究の質の向上のための学長裁量経費の活用

戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費の配分については、前年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させ戦略的な資源配分を実施したほか、優れた業績をあげた研究者に対し、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを付与した。また、外部資金による間接経費をプロジェクト経費などの戦略的経費として重点的に配分した。なお、本年度は、平成19年度に採択したプロジェクトの報告会を、学外への研究成果を公開する観点から、前年度まで学内を対象としたものを、一般市民を対象とした報告会

に変更して実施し、平成21年２月に４名の教員が研究成果を一般市民に公表した。

６．原虫病研究センターにおける全国共同利用の推進とOIEコラボレーティング・センターの認定

全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターでは、動物衛生研究所ならびに東京大学との連携を更に進めるため、動物衛生研究所上席研究員、東京大学大学院医学系研究科教授を客員教授に委嘱したほか、マヒドン大学理学部、カセサート大学獣医学部（タイ）、モンゴル農業大学獣医学研究所との共同研究の実施、オンデルステポルト獣医学研究所（南アフリカ）との共同研究計画の申請等、国内外の関連研究機関との連携による共同研究の充実を進めた。

また、これまでの原虫病研究センターによる原虫病研究の成果が認められ、平成19年５月に同センターは、ウマピロプラズマ病、ウシバベシア病、スーラに関する国際獣疫事務局（OIE）のリファレンス・ラボラトリーとして認定されたほか、原虫病の世界的研究拠点を形成する一環として、「動物原虫病の監視と制圧」に関するOIEコラボレイティング・センターの申請を行い、平成20年５月のOIE総会で承認された。

７．グローバルCOEプログラムの採択

畜産衛生学専攻、原虫病研究センター、大動物特殊疾病研究センターを中核とし、「学際、複合、新領域」で申請していた『「アニマル・グローバル・ヘルス」開拓拠点』が採択された。これにより21世紀COEプログラムの成果を基盤に、獣医学と畜産学が融合した「国際畜産衛生学」の世界的中核教育研究拠点を目指し、新たに構築した23の機動的教育研究単位「セルユニット」を編成して本プログラムを開始した。

８．知的財産の創出、管理及び活用の推進と産学官連携戦略展開事業の採択

平成18年度に改正した職務発明取扱規程による更なる知的財産の創出促進のため、11月に北海道知的所有権センターの講師による「電子図書館による文献検索セミナー」を開催したほか、12月に知的財産統括アドバイザーによる「研究ノートセミナー」及び２月にバイオ専門の弁理士による「ライフサイエンスセミナー」の、計３回の知的財産セミナーを開催した。

また、独立行政法人科学技術振興機構（JST）のJ-STORE（研究成果総合データベース）に登録し、共同研究による共同出願以外の受託研究等の成果による発明について本年度10件（累計19件）の特許情報を掲載し、研究成果の社会還元に向け知的財産の活用を推進した。

このほか、産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）に岩手大学大学院農学研究科を中心とする農学・ライフサイエンス分野の技術移転を目的とした岩手大学を代表機関とする大学間連携に、本学はその応募機関として申請し、採択された。これにより、「北東・地域大学コンソーシアム（NERUC）」を形成し、参加大学による産学官連携活動の質の向上を図ることを目的とした取り組み等大学間連携を開始し、これにより参加大学間の連携協力体制が構築され、会議やフォーラムの開催によりシーズ、ニーズに係る情報交換を行うなど、共同研究や技術移転に繋げる取り組みを推進した。

９．「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業の実施

平成19年度に採択された文部科学省の科学技術振興調整費＜地域再生人材創出拠点形成＞「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」は、従来からの原材料供給に加えて、環境に配慮した付加価値の高い製品等への転換を推進することが急務である帯広・十勝の地域特性を活かし、第一次産業地帯にある大学として、食品の安全、健康を考慮した食品加工品の創出等に向けた人材を育成する事業であり、十勝管内の農畜産物、あるいは加工品などの高品質で特徴のある商品を生産する職場におけるリーダーとなる人材の育成を目的とした「プレイヤー研修」（１年間）、十勝地方の特徴を生かしたアグリバイオ産業創出に向けた新規事業を企画・推進できる人材の育成を目的とした「コーディネーター研修」（２年間）を実施することとしている。本年度は、プレイヤー研修生10名、コーディネーター研修生８名を新たに受け入れるとともに、プレイヤー研修生９名、２年間の研修を終えたコーディネーター研修生２名を送り出した。なお、本事業は、本学が包括的連携協定を締結している帯広市が策定した地域再生計画と連携して実施している。

10.「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の採択

文部科学省の平成19年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の採択を受けて、臨床獣医師対象のリカレント教育「生産獣医療技術研修プログラム」を継続して実施するとともに、本年度は新たに受講対象者を特に限定しない再就職を求める社会人を対象とした食品衛生分野における再チャレンジに役立つ教育プログラム「食品衛生に関わる人材育成プログラム」が採択された。

本事業は、食品の生産から食卓までの多岐にわたる過程を把握し、生物学的危害（食品有害微生物）に対する専門知識、危害分析及び衛生管理能力を持った人材の育成を目的として３種類の育成コース（専門家育成コース、技術者育成コース、基礎コース）を用意し、実際の現場における食品の加工や産業振興に関わる北海道内の協力機関と共同で本学の畜産学研究科畜産衛生学専攻の学習環境、実習環境を活用し実施している。

11.「戦略的大学連携支援事業」の採択

本学、酪農学園大学及び北海道大学は、ともに北海道農業をベースにしながら、立地条件と設置目的に応じて個性的に教育研究を進め、食の安全・安心に関する研究、教育活動について連携すべく検討を重ね、本年度、文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に酪農学園大学を代表機関として応募し採択された。

本事業は、食の安全・安心の基盤である農業生産と食品生産のあり方を体系的に追求する問題解決型学問領域を「食の安全・安心基盤学」として確立すること、体系として、循環型農業論・地場型食品生産論・リスクアナリシスで構成し、これにより、食の安全・安心問題の枠組みを生産基盤から理解しうる人材養成を行い、社会の要請に応えることを目的としている。また、教育の一環として実施するフィールドワークを通して、地域の農業戦略プログラムづくりに参画するとともに、農村からの情報発信を行うことで社会貢献を行うこととしている。

12. スクラム十勝の活動を通じた地域研究機関との連携の推進

本学は、北海道十勝圏にある試験研究機関（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター芽室研究拠点、北海道立畜産試験場、北海道立十勝農業試験場、北海道立十勝圏地域食品加工技術センター）と連携協力推進を目的に「スクラム十勝」を結成している。本年度は、「スクラム十勝」を構成する地域の研究機関と密に連携し、平成20年11月に「第４回スクラム十勝シンポジウム～石油・肥料・飼料価格高騰と、これからの十勝農業～」を開催し、積極的に一般市民に対して研究成果を公表したほか、スクラム十勝戦略計画チームWGにおいて、構成機関を主体とした都市エリア産学官連携促進事業の発展型事業にコア研究機関として応募して不採択となったが、事業内容から１年間の調査事業として研究を継続することになった。来年度の採択に向けた事業計画立案にコア研究機関として参画し、平成21年度から５年間の事業計画を策定して応募した。

13. 地域貢献事業の推進

本学では、教育、学術、産業の分野で、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とした帯広市との包括的連携協定に基づき、公開講座、教育支援事業等、まちづくり・人材育成の支援、市民大学講座の開講など、市民の生涯学習への支援を積極的に行った。

また、教育支援、人材育成については、市内の小・中学校を対象とした出前授業、体験入学等を継続して実施した。また、地域再生のための人材育成事業として文部科学省の科学技術振興調整費に平成19年度に採択された「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業を継続して推進させたほか、文部科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に平成19年度採択された臨床獣医師対象のリカレント教育「生産獣医療技術研修プログラム」、同プログラムに平成20年度に採択された再就職を求める社会人を対象とした食品衛生分野における再チャレンジに役立つ教育プログラム「食品衛生に関わる人材育成プログラム」を実施した。

高大連携は、スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）事業による北海道帯広柏葉高等学校連携講座、協力協定に基づく北海道帯広農業高等学校との連携事業、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト（SPP）事業による十勝管内の高校教員を対象にした教員研修等を実施している。

14. 積極的な国際協力の展開と連携融合事業の推進

法人化以前から積極的な国際協力活動を展開してきた本学は、平成17年２月にJICAと連携協力協定を締結し、平成18年５月に、国際連合ユネスコ国際教育計画研究所（ユネスコIIEP）との間で、大学として世界で２校目となる連携協力協定を締結した。平成19年４月にJICA、ユネスコIIEPとの連携融合事業を推進するための全学的な組織として、学長直轄の「連携融合事業推進室」を設置し、本年度は、JICA草の根技術協力事業「マラウイ耕畜連携システムによる食料の生産性向上と安定的確保」の採択により、専門業務チームを設置し、マラウイ国の予備調査を実施した。

連携融合事業として本年度は、JICA青年海外協力隊短期派遣制度に基づく「フィリピン酪農開発強化プロジェクト」への学生の派遣、畜産国際協力ユニットの教育課程の一環としてのタイ国（マヒドン大学等）での海外実習を実施した。このほか、開発途上国における現地教育研究拠点を形成するため、モンゴル農業大学及びフィリピン大学ロスバニオス校と本学学生の受入・サポート体制の整備、学生・教職員交流の充実方策、本学へのJICA研修員受入等について協議を行った。

○　附置研究所・研究施設の「全国共同利用」について

１．全国共同利用の推進に向けた取組

原虫病研究センターは、個々の研究者が原虫病の予防、診断に関する研究テーマを提示し共同研究を行う「共同研究型」の全国共同利用研究施設として、共同研究員の受入れ、国際共同研究、共同研究プロジェクトの実施等、国内外の大学、研究所等との共同研究を積極的に行っている。平成20年度の共同研究について、平成20年１月に公募により３件を採択したほか、同年12月の追加公募により５件を採択した。これ以外を含めて実施した共同研究は、バベシア原虫全長cDNAライブラリーの構築（東京大学医科学研究所）、トリパノソーマの診断法の開発（栄研化学）、トキソプラズマ症の疫学調査（マヒドン大学）、原虫病の疫学調査研究（カセサート大学）、組換え原虫の作製（北京農業大学）、動物バベシア病に関する診断法の開発（オンデルステポルト獣医学研究所）を含め10件に及んだ。

（評価の視点「①　独創的・先端的な学術研究を推進する全国共同利用がどのように行われているか。」関連）

２．全国共同利用を活かした人材養成の取組

原虫病研究センターを中核組織として、平成14年度から平成18年度まで実施された21世紀COEプログラム「動物性蛋白質資源の生産向上と食の安全確保－特に原虫病研究を中心として－」により、人獣特殊疾病感染症の教育研究に特化した専門拠点となった本学大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻、原虫病研究センター、および大動物特殊疾病研究センターは、その実績を基盤として、本年度グローバルCOEプログラムの学際、複合、新領域に採択され、世界最高水準を睨んだ畜産衛生特化型「アニマル・グローバル・ヘルス」の国際的拠点（AGH拠点）重点化を目指すこととなった。本拠点は、「セルユニット（機動的教育研究単位）」を軸として展開し、機動的かつ柔軟性の高い組織単位を目指し、(1) 高度専門研究能力（2）国際総合マネジメント能力（3）高い倫理感を含めたリーダーシップ育成の「三位一体型」戦略的人材育成の展開、【動物衛生】および【環境衛生】の二つのウィンドウから捉えた地球規模の視野に立脚し研究推進することにより、新しい学際領域の開拓を実行する。セルユニットを基盤として、アジア・アフリカ諸国における先端的研究成果の展開と、それらの地域から国際研究資源（人的・物的）の導入を実施し、本学独自の国際協力実績をもとにアジア・アフリカの主要教育研究機関を核とした国際連携クラスターを構築・活用し、世界に先駆けたAGH高度専門家の育成を行う。これらのAGH拠点活動により、畜産衛生学領域から新たに生み出された世界オンリーワンの教育研究拠点の構築・実質化を強く推進することとしている。

（評価の視点「③　全国共同利用を活かした人材養成について、どのような取組を行っているか。」関連）

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

※　財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ　短期借入金の限度額

中　期　計　画	年　度　計　画	実　　績
1　短期借入金の限度額 ８億円 2　想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1　短期借入金の限度額 ６億円 2　想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	なし

Ⅴ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中　期　計　画	年　度　計　画	実　　績
なし	なし	なし

Ⅵ　剰余金の使途

中　期　計　画	年　度　計　画	実　　績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び運営組織の改善に充てる。	平成19年度以前の決算において生じた剰余金について、本年度は、目的積立金を130百万円取り崩し、附属家畜病院の耐震改修事業とあわせて増築を実施、教育研究の質の向上に充てた。

Ⅶ　そ　の　他　　１　施設・設備に関する計画

中　期　計　画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財　源
	総額	
・小規模改修	132	施設整備費補助金 （132）

（注１）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。
（注２）小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。
　なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

年　度　計　画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財　源
	総額	
・（稲田）耐震対策事業 ・小規模改修	310	施設整備費補助金 （288） 国立大学財務・経営センター施設交付金 （22）

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

実　　績

（単位：百万円）

施設・設備の内容	実績額	財　源
	総額	
・家畜疾病制御センター改修事業 ・小規模改修	311	施設整備費補助金 （289） 国立大学財務・経営センター施設費交付金 （22）

○　計画の実施状況等

・　施設整備
家畜疾病制御センター改修事業（R2　1,530m^2）を計画どおり実施した。

・　小規模改修
　既存施設・設備の老朽化、機能劣化に伴う建物及び設備の更新及び改善整備事項として、給水設備改修工事及び屋上防水改修工事を計画どおり実施した。

Ⅶ　そ　の　他　　２　人事に関する計画

中　期　計　画	年　度　計　画	実　　績
○　方針 １．大学運営の効率的、効果的推進や教育研究活動の活性化を図るため、優秀な人材の確保、任期制の活用、適切な職員の配置及び職員の資質向上を図る。 ２．常勤職員については、その職員数の抑制を図る。 （参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み　13,656百万円	(1) 平成20年度の常勤職員数　　222人 また、任期付職員数の見込みを16人とする。 (2) 平成20年度の人件費総額見込み　2,514百万円	「Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況」の「(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」p.15参照

○　別表１（学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について）

（平成20年５月１日現在）

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) （人）	(b) （人）	(b)/(a)×100 （%）
【学士課程】			
畜産学部			
獣医学課程（※１）	40	41	102.5
獣医学科	200	216	108.0
畜産科学課程（※１）	210	218	103.8
畜産科学科	650	680	104.6
学士課程合計	1,100	1,155	105.0
【修士課程】			
畜産学研究科			
畜産管理学専攻	18	24	133.3
畜産環境科学専攻	48	42	87.5
生物資源科学専攻	16	30	187.5
修士課程合計	82	96	117.1
【博士課程】			
畜産学研究科			
畜産衛生学専攻			
前期課程	30	34	113.3
後期課程	21	34	161.9
博士課程合計	51	68	133.3

○　計画の実施状況等

１　別表の記載内容について

・　畜産学部獣医学科及び畜産学部畜産科学科は、平成20年度の改組により、畜産学部獣医学課程及び畜産学部畜産科学課程にそれぞれ変更した。（※１）
　畜産学部獣医学課程及び畜産学部畜産科学課程の収容定員及び収容数は1年次のみ。
　畜産学部獣医学科の収容定員及び収容数は2年次～6年次、畜産学部畜産科学科の収容定員及び収容数は2年次～4年次となっている。

２　収容定員と収容数に差がある理由（定員充足が90％未満の場合）

・　畜産学研究科畜産環境科学専攻（定員充足　87.5％）
　1年次に入学した学生が入学定員24名のところ、18名の入学者（75％）だったため、畜産学研究科畜産環境科学専攻の定員充足率が87.5％となり、90％を割り込むこととなった。

３　秋季（平成20年10月）入学の状況

・　畜産学研究科畜産衛生学専攻
　博士前期課程　　３人　　博士後期課程　　２人